

第八十回 参議院商工委員会議録 第十号

昭和五十二年五月十九日(木曜日)

午前十時四十五分開会

委員の異動

五月十八日

辞任

八木 一郎君

補欠選任
楠 正俊君

出席者は左のとおり。

委員

委員長

理事

加藤 武徳君
熊谷 太三郎君
福岡 日出磨君
竹田 現照君
須藤 五郎君

青木 植木 小笠 鈴木 翁木 薩摩栄三郎君
林田 慎紀夫君
阿具根 登君 力君 孝且君 昭司君
森下 桑名 義治君 向井 長年君

事務局側

常任委員会専門
部長

通商産業省産業政策局長
中小企業庁長官
中小企業庁指導

法務省民事局長
事務局審査部長
公正取引委員会

房審議官
通商産業大臣官

吉野 秀雄君
野上 正人君
香川 保一君
山口 和男君

濃野 滋君
岸田 文武君
小松 国男君

町田 正利君

政府委員
内閣審議官
内閣法制局長官
内閣法制局第二部長
总理府総務副長
公正取引委員會委員長
大橋 宗夫君
真田 秀夫君
味村 治君
村田 敬次郎君
澤田 勝君

○委員長(加藤武徳君) ただいまから商工委員会を開会いたします。

参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案の審査のため、参考人の出席を求め、その意見を聽取ることに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(加藤武徳君) 御異議ないと認めます。

なお、その日時及び人選等につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(加藤武徳君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(加藤武徳君) 小売商業調整特別措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

衆議院商工委員長代理理事(武藤嘉文君)から趣旨説明を聴取いたします。武藤君。

○衆議院議員(武藤嘉文君) 先回、私も委員会におきまして、小売商業調整特別措置法の一部改正案(衆議院提出)について、衆議院で全会一致をもちまして採決をいたしました。

引き続きまして、せひとも参議院におきましてもこれをスムースに採決願えるよう、提案を申し上げる次第でございます。

これは、いまこの委員会に付託されております

いわゆる中小企業の分野法案、中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動に関する法律案、この法律案におきまして、小売業が適用除外となつております。そこでどうし

ても、その適用除外となつております小売業関係につきましても、分野法と同じような形で整合性

を持たせる必要があるということからこの改正案を考えた次第でございます。

その内容でございますけれども、第一に、中小小売商及び大企業者の定義の規定をいたしております。これは、中小小売商、資本金一千万円以下、従業員五十人以下、これと、それ以外のものという形で定義を規定をいたしております。

第二に、中小小売商団体からの申し出を受けま

して、都道府県知事が、大規模小売店舗法の対象になつているもの以外でござりますけれども、それ以外の大企業者の進出計画につきまして調査を行ひ、その結果を通知するといういわゆる事前調査の規定を設けております。

第三に、中小小売商団体の調整の申し出を受けまして調整勧告をすることができるところといふ場合には一時停止勧告をすることができるようになります。そういたしまして、これらの勧告として、都道府県知事がその大企業者の進出計画に対する調整勧告をすることができるところといふ場合には一時停止勧告をすることができるようになります。そういたしまして、これらの勧告に大企業者が従わなかつた場合にはその旨を公表するという規定も設けております。

第四に、調整勧告を受けた大企業者が勧告に従わないで、その旨を公表されてもなお従わないう場合、都道府県知事は調整命令を発動できることにいたしております。

第五に、都道府県知事からの申し出を受けて、主務大臣がみずから勧告、命令などの調整措置をとることができるという規定も入れてございました。

第六に、その都道府県知事の調整命令の違反に対する罰則の規定を設けております。

以上が、新たに改正案いたしまして小売商業調整法の中に設けた規定でございます。何ぞ、

調整法の上、御可決下さいますようお願いを申し上げます。

○中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院提出、衆議院送付)
○中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律案(内閣提出、衆議院提出)

○委員長(加藤武徳君) 以上で趣旨説明の聽取は終わりました。質疑は後日に譲りたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○委員長(加藤武徳君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

○委員長(加藤武徳君) 次に、中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律案を議題とし、質疑を行います。

○須藤五郎君 大臣、私どもは分野調整法が幾つかの不十分さを持ちながらも、現行の措置に比較しまして明らかに前進しておることから、一日も早くこれを成立をさせたい、こういうふうに念願しております。しかも不十分と考えられる点も、通産省の運用次第によつては相当程度克服ができるのである。したがつて、法運用により、大きいと思います。

そこでまず最初に、この点についての大臣の決意を伺つておきたいと思うんです。

○國務大臣(田中龍夫君) ただいま御指摘のように、分野調整法をつくりましたそれ自体が客観的な市場の変化、なまんざく、高度成長から安定成長へと切り変わってまいりました日本経済の構造変化に伴いまして、特に中小企業に対する圧力というものが加わつてくるのではないかということを考えます。際に、日本経済といたしましての非常に重要な、大きな分野を占める中小企業、これをいかに守り、いかに育成していくかということが通産行政の根本でございます以上、この分野調整法に当たりましても、この中小企業を守つていくという、事業活動を確保するという前提のもとに本法案を御提案いたしておる次第でございます。そして、その意の存するところは十分に御理解をいたきたいと存じますと同時に、われわれも以上のような趣旨のもとにこの法の執行、運営に当

たつてまいりたいと、かよう考へております。たとえば、五十一年度中小企業白書によりますと、大企業の進出動機につきまして、消費者利益の増進のためとするものが多いと分析されております。その根拠といしまして、進出の動機が規模の利益の発揮、新製品、新技术の導入など製品の良質化、低廉化を可能にしているからだと、こういふうにしております。ずいぶん私は大企業の進出動機が美化されていると思います。一体、なぜ消費者の利益の発揮が必ず消費者利益の増進につながると言えますか、どうですか、大臣お答え下さい。

○國務大臣(田中龍夫君) 消費者大衆の利益を守らなきやならぬということは、これはもう大前提として当然でございますが、それを行いまする際におきましていまの大企業あるいはまた中小企業、そいつた企業体が存在するわけでござります。いまのお話のよう、消費者利益のために大企業がいかに中小企業がいいかということについての抽象的な論争というだけでは私は済まされない、やっぱりまたわれわれがねらつておりますことは、中小企業の活動の分野をば何とかして守つていかなきやならぬというそういう意思のもとに、一方においては中小企業の経営あるいはまたその業態の、消費者に対するサービスの指導あるいは近代化、高度化ということをあわせて指導しながら行ってまいるわけでございまして、そういう点は、大企業なるがゆえに消費者大衆に対して、大企業なりの考え方を聽取したものでございまして、これをそのまま私どもが是認をする、あるいはオーソライズするという性格のものではな

れども、物価の値下がりにはそれが一致してない、通じてないことは大臣も認めざるを得ない点だと思いますが、こういうふうに通産省は非常に美化をしておりますけれども、私たちはそれをそのまま受け取ることができないわけなんです。五十年度公取白書でも、不公正取引事件としまして法的措置をとつたものが、七件中三件まではが市場占拠率の大きい事業者であつたと、こういふうに報告されております。一体、なぜ消費者利益につながるのか、具体的にその根拠を示していただきたいと思います。

○政府委員(岸田文武君) 大企業の進出動機につきましては、ただいま五十一年版の中小企業白書を御引用いただきましたわけでございますが、その後、五十一年十月に再度新しい調査を行つておりますので、その結果をまず御披露させていただきたいと思います。大企業の進出動機で一番大きい理由を占めておりますのは、「事業の多角化により経営の安定を図るため」と答えておりますのが三六・五%ござります。それから第二番目に高い比率を占めておりますのが、「消費者などのニーズに応えやすい分野だから」という理由を挙げておりますのが二八%でござります。三番目に挙げておりますのが、「規模の利益が期待される分野だから」という理由でございまして、これが二・五%を占めておるわけでござります。ただいま申し上げました理由は、それぞれ大企業の側からどういう意識でやつたかということについて

その中で、大企業の進出が「消費者などのニーズに応えやすい」という理由を挙げました背景を私どもなりに推察をしてみますと、大企業が新しい商品をひつ提げて中小企業分野へ出てくると、こういった場合には、今まで中小企業が提供しなかつた商品の提供が可能になるという意味合いを込めておる場合もございましょうし、また從来の生産方式を改めまして、よりコストの安い商品を供給できる生産方式を採用いたしました場合に「消費者などのニーズに応えやすい」と、こういったことをこのアンケート調査に答えて、大企業は念頭に置いて回答したのではないかと思われるわけでございます。ただ、こういった大企業の考え方方がそのまま即消費者の利益に結果としてつながるかどうかかという点につきましては、御指摘のようないろいろの問題のあることは私どもも幾多の事例で感じておるところでござります。さはさりながら、一般的に申しまして、新技术の導入あるいは新製品の進出、こういったこと自体を否定するわけにはまいりません。むしろやはりそういうものが経済の活動を活発にし、そして消費者の利益につながる基盤をなすということは、そのこと 자체は否定できないわけでございまして、そういう基盤をいかにして現実の結果に結びつけていくかというところが問題なのではないかと思つておるところでございます。

○須藤五郎君 それは、物事というものは二つの理屈がつくものですね。しかしあなたたちがやつていくのは、運用によつてその本当の消費者の利益にどうしたらなるかというところを中心追求していくのが、ぼくはこれが行政官の道だと思うんですね。そういうことがされてないですね。だから、言葉では非常に美化されているけれども、結果的に見るどつこいそうじやないぞということをしていくのが、ぼくはこれが行政官の道だと思うんですね。そういうことがされてないですね。だから、言葉では非常に美化されているけれども、結果的に見るどつこいそうじやないぞということをみんな感じるわけなんですね。大体中小企業を守る先頭に立つべき中小企業庁が、形ばかりのアンケートで大企業の進出動機を美化する、こうしたことことが、今日の中小企業の不幸な実情を招いた

一つの原因になつておると言わなきやなりませんね。もし何らかの結論を得たいのなら、もつと徹底的に厳密な調査をすべきではありませんか。そなういうこともしないで、単に大企業の方から上がつてきたアンケートでそういうことを決めて発表するということも、私はおかしなことではないかと思うんです。どうですか。

○政府委員(岸田文武君) 御意見の趣旨はよくわかりますが、中小企業白書におきましては、大企業の進出に伴う各種の問題を列挙し、その中から一つの答えを得ようということをねらいとしておるわけでございまして、単に進出動機だけではなくて、一体どういう分野へ出ていったのであろうか、あるいはその大規模の進出がどういう影響をもたらしたか等々についてもあわせて調査をし、また、その結果を発表しておるところでございます。これらの分析を踏まえました上で、五十一年度の白書におきましては、やはり大企業の進出については一定のルールが必要であるということを最後の結論として取りまとめておるところでございまして、その一定のルールによりまして中小企業の事業機会の適正な確保を図ることがやはり現実の問題として必要であろうというふうに判断をいたしておりますところでござります。

○須藤五郎君 そうすると、思わしい結果が實際はあらわれてない、それをどうしていくかということは今後の問題で、研究を重ねておるところだと、こういうことです。それならばどうぞ、イエスと言つてください。

○政府委員(岸田文武君) 少し理屈を言わせていただきたいと思いますが、私は、やはりいまおつしやいましたように、大企業の意図自身が結果として消費者の利益につながつておるかどうかといふ点は、現実の問題としてはいろいろ問題があるというふうに理解をいたしております。したがつて、それがうまく実現できるようにするということをやはり通商産業政策としても考えていかなければ

れはならないという気持ちでおるわけでございます。そして、一方で新製品の進出あるいは新技術の導入というようなことがありました場合に、それが結果として消費者の利益につながります場合においても、やはりその間中小企業が、対応するいとまもなく倒れてしまうというようなことでは問題があるわけでございまして、そういう場合にはやはり一定のルールが必要である、こういうふうに理解するのが適当ではないかと思つておるところでございます。

〔委員長退席、理事熊谷太三郎君着席〕

○須藤五郎君 それでは次に、運用上の問題に関する点で何点か伺つてまいりたいと思います。

最初に、第七条、十一條の調整勧告及び命令に関するでございますが、この条項は衆議院での修正案でございますが、この条項は衆議院での修正案でございますが、この点についての見解を伺つておきたいと思います。

○政府委員(岸田文武君) 事業分野の調整の問題の特質といたしましては、中小企業製品とそれから大企業製品のシエア争いということが基本にあるわけでござります。したがつて、今回衆議院の改正によりまして大企業の進出の規模及び時期についての調整が可能になつておるということにあります。

○須藤五郎君 次に、調整措置及び命令の内容でございます「規模の縮小」の解釈について伺つておきたいと思います。

当然、この運用はケース・バイ・ケースで運用されることになるわけでござりますが、そうすると場合によつては、規模の拡張をゼロに査定する場合もあると解釈でありますし、また、そう解釈すべきだと思いますが、いかがでござりますか。

○政府委員(岸田文武君) 規模の縮小についておきたいと思います。

まず最初に、事実関係だけ確認しておきます。大阪市都島区にダイエー京橋ショッピングセンターがありますが、これは事実に即してお尋ねしますから。実はこれは分野法の運用にも密接に関連しておりますので、特に聞いておきたいわけでござります。

まず最初に、事実関係だけ確認しておきます。ダイエー京橋ショッピングセンターがありますが、これは事実に即してお尋ねしますから。実はこれは分野法の運用にも密接に関連しておりますので、特に聞いておきたいわけでござります。

○政府委員(岸田文武君) 規模の縮小についておきたいと思います。

次に、具体的に大規模小売店舗法の運用をめぐつて大阪で問題になつてあるケースについてお伺いいたしたいと思います。これは事実に即してお尋ねしますから。実はこれは分野法の運用にも密接に関連しておりますので、特に聞いておきたいわけでござります。

○政府委員(岸田文武君) 規模の縮小についておきたいと思います。

まず最初に、事実関係だけ確認しておきます。同じく大阪市城東区にあるいづみや今福店は商調協の裁定で当初計画面積の一萬一千四百七十六平方メートルが五七・三カットされたわけです。また、メートルが五七・三カットされたわけです。また、協議裁定で当初計画面積の一萬一千四百七十六平方メートルを約五三・三カットされました。この事実は通産省確認していらっしゃいます。

○政府委員(山口和男君) お答え申し上げます。

先生から御指摘のごとく、私は大規模小売店舗法六条二項によります増床の増加面積の届け出が昭和四十九年十二月二十四日にございました。まだ、かまほの事例におきましては、設備増設の自歴をしておられます。また、かまほの事例におきましては、

た。その際の届け出の当初の希望面積は八千五十平方メートルでございましたが、その後商調協におきまして審議検討されました結果、三千五百六十四平方メートルという規模に縮小をして、訂正が五十年の三月十七日に行われております。大体先生御指摘のとおりでございます。

それから第一番目の、今福ショッピングセンターにつきましては、届け出者はいすみやでございましたが、これは法第五条一項によります届け出が昭和四十九年十一月二十九日に行われまして、当初面積は一万三千九百九十三平方メートルでございましたが、これが商調協による検討の結果七千七百平方メートルに規模を縮小いたしまして、この訂正届けが昭和五十年二月四日に提出されております。

○須藤五郎君 ところがですね、昨年末からダイエーといすみやが大阪通産局に対し売り場面積増設の動きがあります。現在ではダイエー京橋ショッピングセンターが前回カットされた五七%をそのまま再申請、いすみや今福店の三千三百三平方メートルの再申請をする動きを見せております。このことは当然掌握しているつもりでございますが、どうでござりますか。

○政府委員(山口和男君) 両店の増設申請の動きがあるということは聞いておりますが、まだ大店舗法に基づきます正式な届け出は提出されていない状態でございます。

○須藤五郎君 それをあなたが掌握していないといふことは……

○政府委員(山口和男君) 増設の動きがあることにつきましては承知いたしております。ただ、正式の法律に基づく届け出は今までのところまだ提出されておりません。

○須藤五郎君 大阪の通産局からもそういう報告は来てないということでどうでしょうか。

○政府委員(山口和男君) 二つの件につきまして、増設する計画があるというような情報につき

ましては、大阪通産局におきましても話を聞いておるという連絡を私どもも受けております。話自体は何つております。

○須藤五郎君 そうすると、大阪通産局に対してこういう申請がなされておるということは、これは事実ですね。

○政府委員(山口和男君) 床面積をふやします場合には、正式に法律に基づいて届け出をする手続が必要でございますが、その届け出自体がまだ行われていない。したがいまして現在の段階は、そういうた話があるという状態でございます。

○須藤五郎君 話があるということは、いすみやなりダイエーか單にひとり言を言つてゐるという感じで、やつぱり通産局当局に對してそういう話を口頭で探りを入れているということにならぬでございません。

○政府委員(山口和男君) 具体的に細かい点まで話が来ているわけではないと思いますが、そういった計画が一応ある、増設について考えておるということにつきましては、大阪通産局にも話を伺つております。

○須藤五郎君 こういうことを、当地の中小企業の方々が耳にして心配しておるわけですね。私はこれは重大な問題だと思うんです。一たん届け出で、そしてそれをカットされた、それをまだ日もたたぬうちに、横着千万にもそれをもとどおり、同じ数を復活してもらいたい、増設してもらいたいというようなことを持ち出すこと自体、ずいぶん人を食つたやり方だと思うんですが。これは非常に重大な問題だとこや私たちも思いますが、

○須藤五郎君 こう語つております。最初の申請から二年足らずの間にカットされた分を再申請する、このようなことが認められる、大店法の趣旨は全く形骸化されて、実際に何回も申請を繰り返せば、大規模小売店の思いどおりの拡張が可能にな

ると、こう思われるを得ません。

最初に、この問題で特に大臣にお聞きいたしたのは、このようなことを平然と行うダイエー、いづみやなどの商道徳を一体どう大臣はお考えになりますか。またこれは明らかに事実上大店法の形骸化を図るものだと私は思います、大臣どうでございましょうか。

○國務大臣(田中龍夫君) ただいまお答えをいたしましたように、正式の届け出というものがないままおらないわけでありまして、そういううわさがあるということだけでは、まああり得ないことだろうと思うんですが、しかしながらさような、つまり言うならば法を恐れずと申しますか、ということはすべきことではないとかよう存じます。

○須藤五郎君 私は現場も知つておるわけなんですが、それで、二年間で環境がそれほど変化していないといふこともよくわかる。増設を願い出るときは、いろいろな条件の変化があつて、そしてやるということになつておるわけですね。それが何ら変化もなしにこういう横着なことがなされるということは、全く商道徳を無視した私はやり方だと、こういうふうに思つんですね。そういうことを不間に付しておいては私はいけないと私は思つて、こういうことに對しまして通産省として確たる態度をとられた方がよいと私は考えます。大店法上、増設、増床の届け出が可能なことは、いま申しましたようにそれは法で認められておる。

○須藤五郎君 法律上再申請が可能なことは私もそれは否定していいわけでござります。しかし、商業環境の変化もないのに再申請をする、こういふことが繰り返されると、結局法律が形骸化していくということにつながつていくと思いますね。再申請については、やはり別の基準を決めて厳しくチェックすべきものとを考えますが、どうでございましょうか。少なくともその趣旨は商道徳に徹底すべきである。その意思是通産省におありでしようか、どうでしようか。この点を伺つておきたいと思います。

○政府委員(山口和男君) 増床につきまして、特に商道徳での審議につきまして特別の問題点を検討するようによつて、この問題は、特にただいままでのところ法律その他において指摘されてしまつたままのところ法律その他の問題には、多くの中小小売業者が立ち上がっておるのも私は当然だと思います。これは私は現地でよく聞いていることでございます。

○須藤五郎君 ところでこの問題で、四月七日、四月十八日と、

と交渉をしておるというのが事実でございます。この際大阪通産局側は、こうしたケースの取り扱いについて本省と相談するという回答をしております。

○須藤五郎君 そうすると、大阪通産局に対しておきたいとあります。

○政府委員(山口和男君) 四月に大阪通産局の方で、増設計画があるという点につきましての陳情を受けた件につきましては、私どもも承知いたしております。ただ、先ほど申し上げましたように、いまのところまだ具体的にどの程度の主として厳密にいまどれだけの増床をするんだという形での届け出はないわけでございまして、いずれそういった問題が出来ました場合には、商道徳で再度この二年間にどれだけの情勢の変化があつたのかどうかと、あるいは増床が適当であるのかどうか、周辺の中小企業に対する影響はどうかといった点が検討されるわけでございまして、御指摘の点につきましては、十分その段階で検討してもらうということにしたいと考えております。

○須藤五郎君 法律上再申請が可能なことは私もそれは否定していいわけでござります。しかし、商業環境の変化もないのに再申請をする、こういふことが繰り返されると、結局法律が形骸化していくことにつながつていくと思いますね。再申請については、やはり別の基準を決めて厳しくチェックすべきものとを考えますが、どうでございましょうか。少なくともその趣旨は商道徳に徹底すべきである。その意思是通産省におありでしようか、どうでしようか。この点を伺つておきたいと思います。

○政府委員(山口和男君) 増床につきまして、特に商道徳での審議につきまして特別の問題点を検討するようによつて、この問題は、特にただいままでのところ法律その他の問題には、多くの中小小売業者が立ち上がっておるのも私は当然だと思います。これは私は現地でよく聞いていることでございます。

○須藤五郎君 おきの起つてないのが、そういったことが非常

に重要な判断の要素になるわけでござりますから、

十分商調協の方にも、そういった点の判断を慎重に行うようにという指導をしたいと存じます。

○須藤五郎君 この問題は大店法だけではございません。分野法の場合にも、規模の縮小をめぐつて同様の事態が起り得る可能性が大きいと考えます。

つまり、一度縮小されましてもまた再申請をする、さらに再々申請をするということになりますと、これもまた形骸化される可能性が起つてくると思います。分野法の場合、これにどう対処をなさるおつもりでしょうか、伺っておきたいと思います。

○政府委員(岸田文武君) いまのお話を伺つておりまして私自身も感じたことでございますが、この分野法ができまして実際に適用いたします場合に、たとえば調整勧告の内容をいたしまして、やはりある程度の期間の観念を入れておくということが適当なのではないかという感じがいたします。具体的に申せば、今後何年間はこういう設備能力でいきなさいとか、あるいは繰り下げを、開始時期の繰り下げは今後何年間行ななさいということで、いま置かれた環境及びその際予想されるある程度の将来の見通しも頭に置いていた上で、期間の観念を入れた勧告をするというようなり方が、実際のやり方として適当なのではないかと思つておるところでございます。そういうやり方を行ないますれば、その期間内において、これは特別の事態の急変が起れば別でございますが、そないうことのない限りは、当初勧告をいたしましたことがそのまま履行されるというのがいわば当然のルールになつてしまいろかと思うわけでございます。

そこでさうに話を進めまして、その期間が満了したときにはどうするかという問題が次に出でてくるかと思いますが、それはその際における客觀情勢の変化等をもう一度考えまして、再度申し出をするかどうかということは、そのときの情勢によつて判断をされるべきものではないかと思つておるところでございます。

○須藤五郎君 話がちょっと前へ戻りますが、商

調協で一たんカットされますね、何万平米というようなものの増を。その場合にカットされた分を

もう一ぺんやつくる。それを全然認めないのか、それともその要求のあるパーセントを認めていくのか。そうなると、カットのたびにまたまた同じことを申請してその一部分が認められるということを、それを何度も繰り返しているとともにへ

戻っちゃうわけですね、そういうことを私は憂えらわけなんですね。この分野法の方でも、その縮少する場合も、一たん縮小された、ところがもう一遍それを出す、そのときに政府が、かわいそうだからこれだけ認めてやろうということになる。それを何回も繰り返している間にまたふくれていかないと、何ら役に立たない法律になつてしまふと、こういうことを私は申し上げたいわけなんですね。

だから、先ほど私は例を大阪のダイエーとかいろいろ商店の名前まで挙げて出しましたが、大阪でなされておる申請に対して通産省は、あれだけ言つてくるんだから、かわいそうだからその何%かひとつ認めてやろうじゃないかという態度をとるのか、最初の方針どおりこれは全然認められないと、いう態度をとるのか、そこを私は伺つておきたいと、こう思うんですね。もう一度そここの点をはつきりさせておいてください。

○政府委員(山口和男君) 大規模小売店舗法によりまして店舗の調整を行うという制度ができるわけでございますが、これはあくまでも消費者利益の保護に配慮をしながら、この周辺の中小企業の事業活動の適正な機会を確保していくと

いうことが目的でございまして、そういう観点から、店舗がさらに増設されるという場合におきましても、この周辺の人口規模の動き、あるいは中小企業の近代化の見通し、中小企業の小売業に与える影響を十分審議、審査するということが要請されておるわけでございまして、特にそういった増設、増床の場合につきましては十分慎重な審議を行なうということでありたいと考えます。

○須藤五郎君 次に、商調法と大店法の兼ね合いについて伺つておきたいと思いますが、大規模小売店舗の中には大店法上の届け出と商調法上の許可の二つのチェックを受けなければならぬケ

擇になりましたように、事実上削減された部分を回復するということが余りあからざるあるといふことは確かに問題があるんだろうと思います。た

だ一度出発いたしました店舗が、さらにその後情勢の変化があるというような場合に増床するといふようなケースも実際問題としては起つて得るかと思いますが、いずれにいたしましても、そういうふうに聞いておりますが、その内容をここで教えていただきたいと思います。

○須藤五郎君 御指摘の問題につきましては、都道府県知事に対しまして近く必要な

いう指導をしてまいりたいと思います。

○須藤五郎君 一度大きな変化でもあればそこはともかく、当然環境に特別な変化もなく、しかも短期日の間に再び拡張があるような場合には別の基準を設けて厳正にチェックするべきであると、こう私は考えております。また審査する場合にも、特別に厳重な審査もしないと、なし崩しになつてしまつおそれがあるということございます。こ

の点についてははどういうふうにお考えになりますか。一たん審査で打ち切つたものならば、それをずっとよほどのことがなければ再申請に応じない、そしてその方針を貫いていくという態度が一番好ましいことのよう思ひますが、その点どういうふうに決意をしていらっしゃるか、もう一度伺つておきたいと思います。

○政府委員(山口和男君) 大規模小売店舗法による市場に該当するものは許可を要するというこのことを明瞭にしていきたいという点が第一点でござります。この辺は従来必ずしも府県によつて解説が明確でなかつたといううらみがございますので、その辺を明確にいたしたいという考え方でござります。

それから第二点といたしましては、新規の出店に係るものにつきましては商調法を適正に運用するということを都道府県に對して通達をいたしました。おいて必ずしも解説が統一をされていかなかつたため許可が得られない、こういうような形態のものでござりますが、こういったものにつきましては、過去の経緯にかんがみまして新たに許可申請を出させまして、その地域の現在の小売商の状況等を総合的に勘案して、許可できるものはするということで、その辺の仕分けをするルールを用意をいたしたいと思っておるところでございま

す。やはり経過は経過といたしまして、一応未始末書の提出等を求めるごとに思つておるところでござります。

○須藤五郎君 いまおつしやつたように、ぜひそういう場合は厳正に運用していくもらいたいと思つておるところでござります。

最後にもう一点だけお聞きしておきたいと思いますが、衆議院でうちの方の安田議員も取り上げてましたが、大阪を中心して商調法の網をくぐり抜けるために区分所有という方法が広まつております。これを認めれば、商調法は実際に運用できなくなる。この点についても、通産省の見解を通達等で明らかにするということございますが、ど

そこでこの法律は、御承知のごとく現在までわが党初め各党が非常に要求をしてきた問題でござりますが、ようやく実現ういたしましております。で、政府案はわれわれの当初案に比べまして少し性格が現在のそれと比較するならばあいまいになつてきてくれるのではないかという感じがいたします。それはどういうことかと申しますならば、この運用基本は中小企業の分野をできるだけ確保するというところに重点を置いておると私は思つております。場合によれば紛争調停、これに重点を置くような感じが出てくるわけです。そこに私は、これからこの法が制定されて以後の問題として、通産いわゆる行政省としては考えなきやならぬ。いま冒頭に申しましたように、中小企業の分野を確保するそのためのこの法律であると、こう解釈してよろしいですね。調整が主眼ではない、大企業との紛争が主眼であつてはならないと、こういうことだと思ひますが、いかがですか大臣。

○國務大臣(田中龍夫君) お答えをいたします。

向井先生の御主張のとおり、本法の名称も中企業の事業活動を確保するということにありまして、立法趣旨といたましましてはその点でございます。ただ、その運用に当たりましてこれを活用する場合に、その手段としております点が調整を旨とするということでござります。

○向井長年君 したがつて、あくまでも中小企業の事業活動確保というところに主眼があるということを考えますが、それでよろしいですね。

そこで第二番目は、しかばら今後の産業政策でございますが、わが国の経済は今後、一方で独禁法改正が行われる、大企業特に独占的大企業の本來における成長が制約されること、あるいは他分野への進出を余儀なくされていく。ところが他方では分野法が成立すると大企業の進出はこれまでどおりはないかない、困難になるということが考えられます。通産省としては今後産業政策の基本をどのようにとるに置いて行政を進めようとするのか、どういうよう指導をしようとするのか、この点を伺いたい。

○國務大臣(田中龍夫君) 独禁法によります大企業の問題でございまして、その考え方とこのわれわれのいま御審議をいただいております分野法の考え方の理念が、一律背反でないかというような御議論がとくべつございますけれども、私どもはさようには必ずしも考へておりませんで、むしろ目的といたすところは日本經濟の適正な繁栄、發展でありまして、同時に憲法に規定いたしております自由といいましても、また企業活動といいましても、個人といわゞ法人といわゞおのずから社会的な限界と制約のあることは当然でござります。そういうことを踏まえまして、大企業といえどもその分を越えた横暴な社会的な姿は許されない。同時にまた、弱者であります中小企業をいかにしてわれわれは通産行政として守っていくかということは、日本經濟の特殊性にかんがみまして、最もこれは最も重要な經濟政策でなければならぬ。両々相まつところによりまして、私は本当の意味の日本經濟の適正な繁栄、發展ができるものだと、かように考えておりまして、私どもは一律背反、矛盾とは考へない。そこに私は通産行政の妙味というものがあると思ひます。

○向井長年君 まあ大体当然そうあらねばならぬと思いますが、しかし、しからば具体的に若干お聞きしますが、今回の場合にこの業種指定を行えない理由はどういうことであるか。これは少なくとも業種指定は行わなければならぬということをわれわれは考へておつたんですが、これは行わない。すべての業種について適用されるとも解釈であります。大企業の進出をチェックしようといふことのためには業種指定というやり方はある意味では直截簡明なやり方でございますが、しかし議論をしてみると、やはりそれなりにむずかしい問題があるということが明らかになつてまいりました。一つは競争政策上のいろいろ理念の問題

がございますが、むしろ実際問題としてこれは業種指定がむずかしいという点が最大の問題点ではないかと思っておるところでございます。と申しますのも、分野を調整しなければならない背景のは、大企業が進出することによって、中小企業が大きな打撃を受けるということが前提となるわけでございますが、その大企業が一体どういう業種に出てくるか、どういう出方をするかということがあらかじめ予見できませんので、そこで第一の問題にぶつかるわけでございます。

それと同時に、そういう問題を避けようと思って少し幅広く指定をするというようなやり方ができなかいという点も議論をいたしました。ただ、そういうやり方をやりますと、たとえば製造業の中で、中小企業の出荷比率が七割以上占めております業種を取り出してみただけで全業種の六割以上を占めるというようなことが明らかになつてまいりました。そうなりますと、製造業の六割を占める分野について一つ一つの事業活動をチエックをし、それでこれはいいとか、これは悪いとかいうようなことを言いますことは、事務処理上も不可能に近いことだけではなくて、やはりそれをやりますと、一種の統制経済のような形にもなりかねないという点が一番基本的にむずかしい問題なのではないかと思つたわけでございました。したがいまして、業種指定といふやり方は避けながら、なるべく問題を事前にキャッチすることによつて、それに近い効果を上げていこうという方向で、この法案を取りまとめた次第でございます。

○政府委員(岸田文武君) この法律では大企業者の事業の開始または拡大をとらえておるわけでございます。受注自身がこの法律の対象になるかどうかという点は解釈上まだ問題があろうかと思いますが、おそらく受注の拡大をするということになりますと、その背景としてやはり事業能力の拡大ということが相伴つのが通例でございます。そのような事業能力の拡大のところが、中小企業に大きな影響を及ぼすという場合には、当然これに調整の対象になると理解してよろしいと思うわけでございます。

○向井長年君 私はこの設備拡張とか、新たな進出とか、あるいは出荷の量とか、そういうものじやなくて、たとえばいまわが国の各地方でも一番問題になつておるのが、先般来非常に不況下の中で、大企業の中小企業の分野への進出が非常に受注関係で多いわけです。たとえば過去において、これは業種から言うならば建設関係もそうでしよう、印刷関係等もありましよう、こういうところが過去においてはそういう額的に小さいところは進出しなかつた。まあ何億という大きいところは大企業の分野としてやつておつたが、二千万あるいは三千万あるいは五千万程度のこういう小規模的なこういう事業につきまして、特に建設の場合ね、まあこれは中小企業のそういう業界が入つてやつておつたと思う。しかし最近におきましては、そういうところは皆大企業はどんどん進出して、そして自分たちがそれを政治力もすべて含めてとつて、実際はだれにやらしておるかといえば、自分たちの系列の下請にやらしておる、こういう状態が現にあらわれておるんです。したがつて、私は分野と言えばそういう問題をやはり明確にしなければ、この法律の意義はなくなるんじやないか。印刷しかりであります。そういうものが他にもあるでしよう。特に大企業が、何億、何十億といふところは皆まいりましたけれども、そういうわずか二千万や三千万あるいは五千万や八千万というところは今まで見向きもしなかつた。最近にお

いってはそうじやないで。すべてそういうところに全部大企業が進出して、そして力を持っている、資本力も持っている。したがつてそれに対するやはり入札等で確保してしまう、この現状が、いるといふにありますよ。仕事がないから、金融じゃないんですね。そういう問題をやはり分野の中で、受注の拡大等について通産省はどう考えておられるか。

○政府委員(岸田文武君) まず建設業は、この法律の対象になるかどうか、という点でござりますが、これは小売業を除く各業種について対象にならぬということをございますので、建設業も当然含まれるというふうに理解をいたしております。それから建設業の場合に、中小企業の受注を増大させたいという点につきましては、建設省の方でもいろいろ配慮をしていただいておりますし、特に官公需の受注機会の拡大という点につきましては、私どもいろいろ力を添えをいたして、逐次この増強を図つております。

一般的に申しまして、受注拡大それ自身がこの法律の対象になるかどうかという点については、先ほど解説論として一応の説明を申し上げましたが、やはり実際問題として受注拡大をいたしますときには、人員を増強するとかあるいは支店を設置するとか、いろいろな事業能力の増強を伴うのが通例であろうというふうに考えておりまして、そういうような事業能力の増大に着目をして調整をするというようなやり方になるのではないかと思つておるところでございます。

○向井長年君 そういう感覚がおかしいですよ。そんなことになつてませんよ。今までの規模で中小企業がですよ、二千万、五千万の仕事をやるんですよ。やる規模を持ち、能力を持つている、それがとられちまうということですよ。拡大なんか何もしません。大企業だってそんなこと拡大をしないで仕事をとつていけばいいともできることある。直當でできるかしらぬが、あるいは場合によれば、系列に下請さして割引をする、こういう

状態が出てるんじゃないですか。あなたたちにおいて一番困難な問題になつておるんじやないか。設備の拡張とか、あるいはまたその他あらゆるこれに対する拡大とかいうんじやなくて、現状の中であれがあらわれている。これはやはり分野の確保の中から、何らかの形で中小企業に対しても保護してやらなきいかぬではないか、こういう感じを持っておりますが、受注関係も大きく言えればこれは入ると言われるから、そうなればどうこれに対処していくのか、この点ひとつ大臣からもお伺いしたい。

○國務大臣(田中龍夫君) ただいま長官からもお話をいたしましたように、非常に客觀情勢の変化に伴いまして、業態別にもいろいろな変化があらわれておる、これを業種としてとらえて固定することがいいか悪いかはわかりませんが、われわれが景気回復のためにとりました措置におきましても、少なくとも官公需につきましては三四%というシェアを中小企業にとらなきやならぬ、こういうようなこと、これについては、特にわれわれといたしましてはいわゆる全國規模の大企業の進出等についてこれを抑制して、そうしてできるだけ特に建設業方面におきましては、地元、地元の中小建設業者に受注をするのだということを行政的に指示し、命令しておるような状態でございます。そうしてこれを現実には大藏大臣が本部長になりまして推進いたしつつありますけれども、さあそくなればいまの当面の建設業についてはそういうふうな特段の措置をとるが、今後も建設業としてそれを固定していいか悪いかという問題になりますと、また別途客觀情勢のいろいろな変化に応じて、やはりしっかりと資格を持つた技術者を要する工事等々の施行ということもございまして、その場合にはやはりある程度まで基礎の技術水準の高い業態を考えなければならない。一例を建設業にとりましても、客觀情勢がいろいろ

と変化いたしております。
かような次第で、ただいま長官がお話しました
ように、たくさんあります分野の中で業種を確保
する、事業活動を確保するという本法の趣旨を、
業種別に固定できないかということが、分野調整
法の審議会でいろいろと御検討をいたいた曉に
おいても、なおそれが明確に業種指定というも
ができるなかった原因であろう、かように考えてお
るのでございまして、御趣旨のほどはよくわかつ
ておりますが、業種指定に踏み切らなかつた原因
はさよくなところにあると思います。
○向井長年君 何はともあれ、私は從来そういう
形でやっておられたのがどんどんと進出をしてお
るということであつて、技術者が新しく要るとか、
規模をまた拡大しなければならないという、中小
企業はそういう問題ではないのです。現在の実情
の中から、現在の人員あるいは現在の規模でやれ
得るものを持られておる、大企業に、やはりこれ
は受注関係が入るとするならば紛争の種になるか
どうかということも聞きたいのですが、こういう
問題がやはり地方に起きておる。これは官公需だ
けじやなくして民間においても起きておる。この問
題をこういう中で整理しなければ本来のすべての
——これは一つの例ですよ、建設は、印刷その他
もあると思います。これは調べればそういうもの
が出てくるわけですが、そこらに大きなやはり主
眼点を、私は冒頭に言った中小企業、そうして法
の運用、解釈、そして中小企業の事業分野の確
保、こういう立場からこの法律ができた以上は、
少なくともその旨をもつて各省は当たらなければ
ならないのじやないかということをいただいて
おるわけです。私はだからそういう趣旨を、大臣
初め長官は十分認識して行政指導をやってもらわ
なければいかぬ、あるいは法の解釈をしてもらわ
なければいかぬ、こう思います。
そこで中小企業の定義でございますが、現在一
億円以下そつとして三百人以下といつ形に定義に
なつておるのですが、これは昭和四十八年でござ
いましたか、これが改正されてこうなつた、定義

なればならないのじやないですか、この問題。場合によればいま一億円で、この貨幣価値から考へて二億、三億というのいわゆる資本金も、これはもうつきり言うならば中小企業の分野はたくさんありますよ。したがつて、場合によれば中小企業といふか、あるいは新しく中堅企業といふか、こういう定義を決めてやはり当たらなければならぬじやないか、こういう感じがいたしますが、その点どうでしよう。

○政府委員(岸田文武君) 現在の中小企業の定義はいまお話しございましたように、昭和四十年にその当時の実態を踏まえまして改定を行つたものでございます。その結果といたしまして、たとえば卸小売業でございますと、全体の九九・六%が中小企業の定義に該当する。また製造業の場合には、九九・四%が中小企業に該当するというような形になつております。日本の事業所の中のほとんど全部と言つていいものが現行の中小企業の定義に該当することになつておるわけでござります。ただ、その後数年たつておるではないか、その間の情勢の変化をどう見るかという点でございますが、私どもその間の実情はやはり適宜フォローしておくことが必要であろうと思ひますし、またそれが改定を要するという時期になりましたときには、その見直しが必要であろうと思つておりますものの、いまの段階におきまして特にこれを改正しなければ、現実に障害が起るという問題もそれほど出てきていないようにいま中小企業厅自身としては感じておるところでござります。

ただそうは申しましても、三百人を超えて、しかもいわゆる大企業でない中間の層がやはりそれなりのむずかしい問題を抱えておるということは、現実に私どもも見聞きいたしておるところでございまして、いわゆる中堅企業をどうするかとの新しい問題として考えていかなければならぬ問題を含んでおるというふうに感じておるところでございます。

るでございます。

○向井長年君 だから今後、中堅企業と私が言いましたが、そういうものは長官も今後考え、検討しなきやならぬということですが、これはまあ検討していただきたいと思います。しかし今回、この中小企業の定義から考えて少し外れる、たとえば一億一千万あるいは三百五十人とか、そういう小さな状態が出てくる企業もあると思いますよ。そういう問題はやっぱり運用によって彈力的に処理しなきやならぬと思いますが、この点どうですか。

○政府委員(岸田文武君) 三百人を若干超えた企業は、この法律の解釈からいたしまして、いわゆる大企業の中に含まれてまいるわけでございますが、現実問題として、その程度の企業が事業規模を拡張をしたことによって中小企業の大方が大きな打撃を受けるというようなことは、ほとんど予想しにくいのではないかと思つております。したがつて、いまのような御指摘の問題、まさに運用の問題として解決できる問題がかなり含まれておるのではないかと感じておるところでございます。

○向井長年君 そういう形で進めていただきたいと私は希望いたします。

そこで次に、四条で自主的解決という問題ありますね。この自主的解決というのは望ましいことでございますが、これは一種のやはり訓示規定的な問題である、こういうふうに感じます。したがつて、少なくとも自主的解決をやらなくとも、直ちに調査請求をするということ也可能だと思うんですよ。したがつて、この点、前置き主義のようなかつこうを知らないということであろうと思いますが、その点いかがですか。

○政府委員(岸田文武君) いま御指摘の点は、お話しのとおりと理解をいたしております。当事者が話し合いをし、それが決裂をし、どうにもならないつて初めて動き出すというようなことは、必ずしもこの法律の要件ではないと理解をいたしております。

○向井長年君 次に団体の規定ですね、新設団体の規定ですが、この団体の定義と申しますか、これは全国的な組織もありますね。あるいは地域的な組織もある、あるいは全国的な下部機関がある、こういうところはどうでもいいんでしょう、この点は。

○政府委員(岸田文武君) 申し出通俗団体の定義といたしましては、法律の中に同業者団体であること、それから中小企業者の構成員比率が三分の二以上であるというようなこと、これらの点が定められておりますが、そのほかに政令において要件を具体的に指示すといふことになつております。その政令の中身といたしましては、一定規模以上の地区的広がりを要するというような点を、その中身として考へてみてはどうかと思つておるところでございます。まああらゆる中小企業団体、どれどもいのではないかというような点につきましては、事の性質から言いますと、やはり業種団体であるといふことが一つの要件でございまして、いまして、地域団体はこれには含まれていないのではないかと理解をいたしております。

○向井長年君 どこでもいいということじやなくて、中小企業団体には全国的な組織もあるし、あるいはそれに對する下部機関があるんですね。支部と、県の支部といふようなものがありますね。この自主的解決というのは望ましいことでございますが、それはやはり訓示規定的な問題である、こういうふうに感じます。したがつて、少なくとも自主的解決をやらなくとも、直ちに調査請求をするということ也可能だと思うんですよ。したがつて、この点、前置き主義のようなかつこうを知らないということであろうと思ひます。

○政府委員(岸田文武君) いま御指摘の点は、この点とあわせて、特にこの調査申請に対しましては、相手側ですね、本省あるいは地方通産局とかあるいは県の窓口とか、こういうところがございますが、これもやはりそういう手続はそういう形でやられていいことになるんじやないですか。

○政府委員(岸田文武君) まず団体の要件の方ではないかということを私はいま質問したんで

るというような場合には、その地域の組合も当事者適格を持つておると思うわけでござりますが、しかし、それもある程度の地域の広がりを持つておるということが、やはりこの法律の前提になるのではないかと思つております。ある程度の地域の広がりといいますときに、私どもは一応部内で議論しております段階では、大体都道府県の範囲あるいはそれを越える広がりを持ったものというぐらいな運用でどうであろうかと思つておるところでございます。

それから申し出の窓口の問題でござりますが、従来の例を見ますと、やはりほんんど広域的な問題でございまして、中央で処理ができるケースがほとんどであろうと思っておるわけでございますが、ただ御承知のとおり、通産局には中小企業調整官という特別のスタッフが配置をされております。これらは、問題を早くキャッチをして、早く解決をするために設けられたものでございまして、こういった通産局の窓口も利用可能であると理解をいたしております。

○向井長年君 そういう調査の申し出があつた場合に、調査されて団体へのいわゆる通知と申しますが、こういう問題はなかなか時間がたつんですね、従来から考えますと、まあこういう点についてやはり相当機敏にやらなければ紛争解決にならないので、そういう問題はどう考えておられるか。もう一つは、その調査の中で少しでも主務大臣というか、主務官庁のやはり判断が入つてくるのか、そのまま調査だけが報告されるのか、そういう問題はどうですか。

○政府委員(岸田文武君) まあ事前調査を法文の中取り入れました趣旨は、なるべく早く問題をキヤッセをして、機敏な対応ができるようにといたしまして、調査の申し出がありましたならばなるべく早く調査をし、その結果を知らしてやるということが肝要であります。ただ、これは案件の内容によりまして、一律に何日以内と

いうようなことは恐らく不可能でござります。た

だ運用の問題としましては、わかつたものから教えてやるというようなやり方も可能ではないかと思つておるところでございます。

それから調査の結果は、私どもとしてはやはり客観的事実をそのまま申し出団体に通知をしてやるということが、この立法の精神ではないかと思つております。

○向井長年君 わかりました。

そこで、第六条の中に「需要の減少をもたらす」いう言葉がありますね、「需要の減少」。これは需要が絶対的な減少という問題と、本来は伸びる要素があるにもかかわらずほとんど伸びないと、要素ね、これは減少というか、やっぱり減少という範疇に入ると思いますが、そういう問題をどう含めて考えられるんですか。そういう伸びるものが伸びなかつたという問題ね、これは著しい減少じゃないんですけど、この点どうです。

○政府委員(岸田文武君) これは、法律の解釈としましては、「需要の減少」は絶対量が減るというふうに解釈するのが素直であろうと思っておるところでございます。伸びるべきものが思うように伸びにくいであるうといふような点は、なかなかこれは現実の問題としましてはかなり予測の要素が入つてまいります。それを入れますとかえつてまたいろいろ問題がこじれてしまふそれがございますので、解釈としては絶対量の減少というふうに統一した方がよろしいのではないかと思つております。

○向井長年君 それはね、大企業というか、大規模事業の進出によって、従来の実績があるんですね。だから本来これは伸びなきやならぬ、実績から言えどね。にもかかわらず、そういうものが進出したためにこれが伸びない、したがつてわざかにとどまつた、あるいはちゃんとちよんだつた、こういう場合のことと言つておるんですよ。これはやっぱり一つの紛争の状態じやないです。大きな減少じやなく、過去の実績から言えば減少ですね、そうでしょう。だから少し伸びたという、少しですよ、前よりも少し伸びておるが、従来の実

續から言えばすうつと落ちているという場合がありますよ。そういう場合は入らぬのですか、紛争

尊重されてしかるべきもので
あるところです」といいます。

の。

○政府委員(岸田文武君) 法律では需要の減少によって中小企業の経営が著しい打撃を受けると、いうことが要件とされております。したがいまして、経営に著しい打撃を受けるというような形になるのは、やはり絶対量が減った場合が主体にならぬものではないかと思つておるところでございます。

なおまたそれについては、おそれがある場合も含めて書いてございますので、ある程度の規模の拡張があるならば、やはりこれはおそれとしては相当減少するおそれがあるというふうに判断される場合もかなりあるのではないかと思つております。○向井長年君 そういうように解釈されて、物を判断されることが私は正しいと思うんですね、本來実績から見てね。そういう形で今後の指導をいただきたいと思います。

そこで、第七条で中小企業分野等調整審議会ですが、この審議会の意見と主務大臣の意見が場合によつては食い違う場合がある。そういう場合に審議会の意見には主務大臣は拘束されないのか拘束されるのか、これはどうなんですか。まあそういうことはあつてはいけないと思うが、あり得る場合があると思います。

（政府委員（岸田文武君））この審議会は主務大臣が意見を聞く形になつておりますので、法律上は拘束されると書いてございません。しかししながら、やはりこの審議会を設けました趣旨としては、この審議会を通じて、影響を受ける中小企業の意見も十分聞き、また進出当事者の大企業の立場も一応踏まえ、さらに関係事業者一般消費者の利益も配慮して、慎重に答えるを出していただくということでございますので、やはり事実問題としては、その審議会の答えというものは相当の重みを持つておるものだというふうに理解をいたしますし、やはり通常の場合であれば、これは

とともにゼロを含むかどうかが、という点は、法制局かゼロまで含むということは解釈上むずかしい問題があるようでございます。しかしながら、ゼロにかなり近いところまで調整を行なうれば、大企業としては進出す妙味がなくなってしまうわけでござりますし、また現実にそういうことが起きました場合には、規模の縮小というようなやり方ではなくて、一定の期間進出の時期を繰り下げるというような形をとることによって、ほぼ同じ効果を上げ得るのではないかと思つておるところでござります。

なおまた、審議会で両当事者がいろいろ話し合ひ——意見を聞いております際に、大企業が、中小企業がそれほど困るならもう自発的にやめましたというようなところまできました場合には、そもそも勧告の問題にならないで済むという場合もあり得るだろうと思つておるところでござります。

○向井長年君 まだ時間、私はあるんですが、また質問内容もございますけれども、もう昼食時間が参つておりますから私はこれでやめますが、大臣、いま私が基本理念を申し上げ、そして逐条、若干疑問の点を申し上げ、質問したんです。それから見ましても、やっぱり解釈とかあるいは運用というところに相当かかってくるんです、この法案は。したがつて私は冒頭申し上げた、やはり少なくとも中小企業の事業分野を確保するんだと、これが基本であつて、そういう立場からこの運用

な紛争の調整、調停にかかるべく存じます。

それだけに、千変万化いたします具体的なケーフィーに当たりましては、御指摘のとおりに基本的な構えといいますか、立法精神というものが、一妥協も容れぬところへ至るに至ります。

私に御指摘のとおり重大だと存じます。ただいまお話のございましたように、また本法の名称にもありますように、中小企業の事業活動の分野といふものを確保するということが法の精神であるという、以上のことを踏まえまして実際の処置をとつてまいりたい、かよう存じます。
○委員長(加藤武徳君) 本案に対する本日の質疑はこの程度にとどめ、休憩いたします。
午後一時二十五分に再開いたします。

○委員長(加藤武徳君) 本案に対する
疑はこの程度にとどめ、休憩いたしま
午後一時二十五分に再開いたしま

午後零時二十六分休憩

卷之三

午後一時三十五分開会

○委員長(加藤武徳君) たたいまから商工委員会を開いたします。
私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は、順次御発言願ひます

卷之三

○青木一男君 私は法律案についての

る前に、最近の新聞紙上に伝えられた企業秘密漏

洩事件について、公正取引委員会の委員長に緊急質問をいたします。

提出した企業の秘密が、外部に漏洩しないかとどう点であった。従来はカルテルの嫌疑の場合の調査等が主なものであつたけれども、今回の改正案によると、営業の一部譲渡に関連し、あるいは価格の同調的引き上げに関する報告の収集に関連し、公正取引委員会の強制調査権は著しく強化され、原価その他の企業秘密が果たして保持されるかどうかについて一段と憂慮の念を深くしていくようであります。

このときには、一昨日來の新聞紙は、公正取引委員会の秘密漏洩事件を大きく報道するに至つた。私は、公正取引委員会の権限の強大さにかんがみ、もしこれが事実とすれば大変なことであると感じました。

昨年九月、公正取引委員会がエボキシ樹脂業者八社をやみカルテルの疑いで調査したとき、各社は生産能力、生産数量、出荷量、販売条件、原料購入費、原料購入價格、販売先等企業の秘密に属するものを含め多数の資料を提出した。ところが本年三月、日本包装出版株式会社から「エボキシ樹脂需給の徹底分析と流通実態調査」と題する本が出版、発売された。その内容を見ると、重要項目の計数は各社が公正取引委員会へ提出した秘密計数とすべて一致することが各社の調査で明らかになつたというのであります。原価その他の企業秘密は企業の生命線であるから、内部から漏れるということはまずあり得ない。万一あつても、何とかきわめて特別の事故に基づく一社だけの問題であつて、八社が全部そろつて同じ時期に秘密を盗まれるということは考えられないことであると思ふが、委員長の御見解を伺いたいと思います。八社の資料をそろえて持つてるのは公正取引委員会だけであります。委員会に漏洩があれば、八社の資料一括してということもあり得るわけであります。八社から公正取引委員会だけに提出した資料の計数と本の計数とが一致しており、新聞の報ずるよう�数カ所の誤った報告計数までそのままに採用されているとなると、世間が公正取引委員会から漏洩したのではないかとの疑いを持つ

は当然であると思 いますが、委員長の御見解を伺
いたいと 思 います。

ただ私の疑問としたのは、この本は二ヵ月前に発売されており、各社はそのときに自社の大事な秘密の漏洩したことを知つて憤慨したことと思うのに、どうして今日まで表面化しなかつたかといふ点であります。委員長も各社から抗議が来ることない旨を語られておるようであります。この点について、昨日の新聞によれば、各社は後のたまりが恐しいから公正取引委員会に抗議しなかつたということである。企業大事の一心から自重したことと思うから、私は企業当局の勇氣のない態度を責める気持ちはありません。かように国家機関の行動に不正があると思つても沈黙させられるということは、法治國家としてあるべき姿ではない。私は、これは公正取引委員会の権限の行使において、著しく国民を恐怖させておることを示すものではないかと思いますが、それが好ましい現象かどうか、委員長の感想を伺いたいと思います。

いまや、公正取引委員会に対する不信の声は非常に高まっております。公正取引委員会の権限を強化する法案を審議しているわれわれとしては、速やかに責任の所在を明らかにしていただきたいと思います。公正取引委員会の委員長も調査されおると思うから、その結果について御報告を願い、特に私がいまお尋ねした数点についてお答えをいただきたいと思います。

○政府委員(澤田悌君)　ただいまの事件につきましての御質問は、第一に公正取引委員会の守秘義務の重要性についての御指摘、まことにそのとおりと存ずるのであります。今回のような疑いを持たれたそのことだけでも、まことに遺憾なことと申さざるを得ない次第でござります。

事件につきましては御承知のとおりであります
が、昨年九月にエボキシ樹脂カルテル事件の調査をいたしまして、十一月に審決をいたしましたのでございます。その際に徵求いたしました資料が公正取引委員会から漏れたのではないか、それが御指摘の書物に掲載されておるのではないか、こ

ういう疑いの事件でござります。その疑いの指摘の中に、八社のそれぞれの資料が載つておる。あ

あるいは内容についても、どうも公正取引委員会から出たのではないのかと、いうふうに思われるものが、ある。あるいは、今まで何も言わなかつたのではないかと、公正取引委員会を恐れはばかつたのではないかと、いうようなことも言われておるようであります。が、これは一つのものから発したいろんな疑いでござりますので、公正取引委員会いたしましては、まず真相の究明をどうしてもいたさなければならぬと存じまして、早速調査を取りかかつておる次第でございまして、信じられないことはありますけれども、これはどうしても明らかにしなければいけないと私存じまして、事務局内に調査委員会を設けまして、事実関係の究明に当たつておりますところでござります。

まず、関係部課の職員につきまして逐次事情聴取を行つておるところでござります。一人一人事情聴取をいたしております。審査部、監査室等にわたつておるわけでござります。

それから先ほど御指摘もございましたように、内容の問題がござりますけれども、職員についての調査と並行いたしまして、問題の出版物の内容と公正取引委員会手持ち資料の照合を逐次厳密に行っておるところでございます。

調査の結論はまだ出ていないのでありますが、現段階では公正取引委員会から資料が漏れたと、いう事実はまだつかんでいない次第でござりますが、本件は御指摘のよう、どうしても真相を明らかにしなければならない重大問題でござりますので、厳重調査を続行いたしておりますが、万一樣々ある事実があつた場合には重大な規律違反でございますので、厳重な処分をいたしますとともに、責任の所在を明確にいたしたいと考えておる次第でござります。

○斎藤栄三郎君　いまの問題に関連してちょっとお伺いしますが、澤田委員長はその本をちゃんとなったことがありますか。

○政府委員澤田悌君　内部を詳細に見せませ

んが、現物を委員会としても手に入れました、且
ております。

○斎藤栄三郎君 これがその現物で、一萬九千円のものです。この中の八十三ページに、「主要メーターの販売額推移」というのがあります。この中に問題の大日本インキ化学の数字が載っておりますが、会社の言つことのとおりなんであります。どうもこういつような数字が出るというのは公取から外出るところはないであろうと私も思います。私もジャーナリスト出身でありますから、ニュース源は言わないのでジャーナリズムの常識でありますから、どこからこれが出てたかなんというのは死んだって言わしないと思います。後はしたがってどこからこれが入ったかということは、公取委の委員長としての責任で、いつ、何月何日までそれを調べになつてこの委員会に明らかにしてくださるかをお伺いしたいと思います。

○政府委員(澤田悌君) ただいま詳細に資料を突き合わせ中でございます。何月何日とたたいま申し上げるのはむずかしいのでござりますが、できるだけ早く結論を出したいと存じております。

○斎藤栄三郎君 できるだけ早くでは困るのでありますし、この委員会もタイムリミットがありますから、独禁法の審議をするのに、こんな大きちエラーがたびたび起ることは期待しちゃいけないけれども、せんが、万が一こういうことがたびたび起こった大変なことなんです。そこでやはり、大体の日安としてはいつくらいまでに結論を出すというふうとをおっしゃつていただかないと、審議できないと思うのですが。

○政府委員(澤田悌君) その進捗状況等をいま詳細にまだ存じませんのであれですが、数日は御順序としては、それは内部から調べるもの一つが。

手ですけれども、出版元がどういう順序で原稿を手に入れたかというようなこともお調べになつ

て、なるだけ早くやらぬとわからなくなつちやう
んじやないかと思ひますね。いまの委員長のお言
葉ではちよつと私は納得できないので、なるだけ
早くなるべく早くと言ふんでは官庁の答弁なん
で、これは、この会期は五月二十八日までしかな
いのです。その間に独禁法を通すか通さないかと
いうことを決めるに当たつて、その会期が終わる
前までに一体報告いただけますか、どうですか。
いや、審議が終わるまでに訂正しておきます、審
議が終わるまでに。

○政府委員(澤田悌君) 手を尽くしてそのよう
にいたしたいと存じます。

○斎藤栄三郎君 ジヤあ二十八日までに出ると了
承いたします。(「二十八日じや困るよ。」と呼ぶ者
あり)もちろんそです。しかし、二十八日に出
されたのじやもう困るんですから、こちらで考慮
する、研究する時間がなきやなりませんので、二
十八日はもうタームリミットですから、それまで
にお出しいただきたいと思います。

○政府委員(澤田悌君) わかりました。

○斎藤栄三郎君 ジヤ、入つてよろしくうござい
ますか。

澤田 委員長、私は昭和二十二年に出ました橋本
龍伍さんの書いた「独占禁止法と我が國民經濟」
という本を持っております。委員長、これをこら
んになつたことがおりでしようか。

○政府委員(澤田悌君) その本のありますこと
は知つておりますが、詳細に読んではおりませ
ん。

○斎藤栄三郎君 この橋本龍伍さんという方は後
に閑僚になられた方であります、このころはこ
の案の立案者であられます。この人の序文にこう
書いてあるのです。大変おもしろい。この法律は
昭和二十二年三月三十日「明治憲法下における最
後の帝國議會において、貴族院最後の日に、最後
の議案として成立した。」と書いてある。橋本さん
から直接私は聞いたのですが、衆議院では

六時間しか審議しなかった。貴族院では二時間半しか審議しないで通しちやつたと言つております。非常にお粗末だったということだと思います。いまもう著者は亡くなつておるわけですから、この本を頼りにして議論する以外にないんですけれども、独禁法というのは昔は労働組合にまで適用範囲が及んでおりました。だんだん独禁法緩和の方向に向かつていつたのであります。

たとえば一つ実例で申し上げます。私は、その緩和する方向が悪いということじやございません。ただ、この本の中にも書いてあるのですけれども、昔の独禁法、アメリカのシャーマン法は労働組合にまで適用されだし、ボイコットに対しても適用されて損害賠償を命じられておる。だんだんなんだんそういう労働組合なんかは適用除外にしてまいりました。アメリカの歴史調べてみるとおもしろいことが二つあるんです。一つはだんだん緩和の歴史であるということ。もう一つは一九二九年のときには不況を乗り切るために独禁法の適用をトップしたのです。いまこの時期に、こんなに日本が未會有の深刻な不況のときに、この法律の改正案を出した意図はどこにあるかということをお伺いしたいのであります。

○政府委員(澤田悌君) 独占禁止法は、御承知の

ようすに昭和二十八年ころまでは御指摘のよつた緩和の歴史であったと存じます。それ以後一遍も実質的改正はないのであります。日本経済の非常な大きい変化ということを踏まえまして、寡占化の傾向の重要性等を考まして、この際公正かつ自由な競争を一層促進して、日本経済を発展させるというためには、独占禁止法の改正が必要であるといふ長期的観点から、私は独占禁止法の改正が提出されたものと理解をいたしておりますのでござります。

不況等のときの運用に関しましては、これはまた違つた見方もあるうかと存じますが、今回の改正の趣旨はそうした長期的な観点であると存じておる次第でございます。

○齋藤栄三郎君 では委員長は、現在の日本経済

には独占もしくは寡占の弊害があらわれているとお考へですか。

○政府委員(澤田悌君) ただいま申しましたように、非常な経済の変化が起つてある時代でございますが、そこには潜在的な弊害、ただいまの独占あるいは寡占につきまして潜在的な弊害はあるは将来、弊害の起る可能性というものは私には否定できないと存じておる次第であります。でも、その面における改正は必要であると考えておる次第でございます。

○齋藤栄三郎君 潜在的もしくは顯在的な弊害があるならひとつ私に、私は不幸寡聞にしてわかりませんので、具体的にお示しいただきたいと思います。

○政府委員(澤田悌君) 潜在的、長期的と申したわけであります。しかし、私は不幸寡聞にしてわかりませんので、具体的にお示しいただきたいと思います。

○政府委員(澤田悌君) 潜在的、長期的と申したわけであります。しかし、私は不幸寡聞にしてわかりませんので、具体的にお示しいただきたいと思います。しかし、これが直ちに、たとえば今度の改正案によるますような独占的状態の弊害が現在起つておるといふことが常に指摘されるわけでございます。現在、それが直ちに、たとえば今度の改正案によりますような独占的状態の弊害が現在起つておるといふことが常に指摘されるわけでございます。現

在、それが直ちに、たとえば今度の改正案によりますような独占的状態の弊害が現在起つておるといふことが常に指摘されるわけでございます。現

在、それが直ちに、たとえば今度の改正案によりますような独占的状態の弊害が現在起つておるといふことが常に指摘されるわけでございます。現

いと存じますが、これによりまして企業のビヘリアが弊害を起さない方にまいるということでおれば、それが私は最もいい状態ではないかと考える次第でございます。

○齋藤栄三郎君 いま適用に値するような企業はないと断言するなら、何もこの際無用の摩擦を起さなければいいんじゃないかと私は考える。この

列挙された九つの業種は、非常な企業のイメージダウンだといってござります。私はこの法律が必要だとおっしゃるならよくわかるんですけど、要らないんだと、将来起るかもわからぬからというんだつたら、こんな不景気のときにやることがいいかどうか。まず時期の問題について私

は非常に疑問を持っているんですけれども、私はこんな不景気のときにこの法律が通つたら、ます

企業のやることの第一は、設備投資を手控えるであります。いま五〇%ないし七五%の数字までいけば、一応法律のたてまえから言えば取

り上げられるんです。もちろん具体的な弊害がなければ取り上げないとお答えになるでしようけれども、こういう数字をはつきりと法律の上に明示

すれば企業家は危ないなど、さわらぬ神にたりなしということで、設備投資を手控えるだろうと思ひます。だからこそ一九二九年のときに、ルーブルト大統領はその設備投資を、奨励しなきや

景気がよくなりませんから、一応シャーマン法をたな上げしたわけです。私はこの不景気のときにこういうことをやることは、本当にいいのかどうかということに非常な疑問を持つんですが、わか

るように教えていただきたいと思います。

○政府委員(澤田悌君) 企業が自由で公正な競

争をし、企業努力を重ねて大きくなりますこと、それは少しも私は差し支えないと考えておりま

す。そういう非常に大きいシェアを占め、強い力を持つと弊害を起こすおそれがあるということでございます。法律に規定してある弊害を起さなければ、むしろ場合によつては寡占のメリットがあるかもしれないわけございまして、それにつ

ちにならないでよろしいわけでございますので、それを十分かみ分けさせていただきますと、この趣旨が御理解いただけるのではないかというふうに存する次第でございます。

○國務大臣(藤田正明君) ただいまの議論聞いておりますと、こういう不況なときに特に選んであります。そこで御質問であろうかと思ひます。

ただ、独占禁止法の強化案を政府はなぜ出したのかと、どう御質問であろうかと思ひます。

まさに、先ほどおっしゃいましたように二十二年にでき上りました。そして二十八年にこれの改正がございまして、その後二十四年間というものは何ら改正しないでここまで参った次第です。

世界の経済情勢も大きく変わっておりますし、日本の経済ももちろん大きくその取り巻く環境は変わっております。昭和四十年代の後半に入りました、まずドルショックがあり、それから石油ショックがあり、狂乱物価というふうな不幸な状態になつてきました。その間の高度経済成長時代に、企業に対する不信感というふうなものが国民の間に徐々に高まつてきたことは事実であります。そ

して、狂乱物価を頂点といたしまして、企業不信といふもの、特に大企業に対する不信、こういうものが国民の間に充満とは言いませんけれども、非常に濃密に出てきたこともこれまた確かであります。そういうことを考えてみますときに、好況あるいは不況、そういうことにとらわれず、また

政治的な動向にもとらわれず、経済の新しい原則がここにつくり直されなければならない時期にきた

と、かように考えた次第でございます。

最初に四十九年の九月に公取試案というものが発表されまして、五十年の六月に五党合意案といふものが一応衆議院を通過したことと御承知のとおりと思います。そして、今回こういう改正案が

また衆議院を通過して本院に来ておりますけれども、この際、ただいま公取委員長が申されましたように、企業としての、特に大企業の一つの目安をつけ行儀を正しくしてもらおう。現在独占弊害の姿が特に国民に大きく映つておるわけでござい

ますから、企業においてはそういう意味で、実際上の弊害はないにしても、行儀を正しくしてもらう、今後ともそういう意味でその目安をつくつておく必要がある、かように考えまして、政府としては提案をした次第でございます。

○斎藤栄三郎君 長官のお言葉の中に、景気のいかんにかかわらずとおっしゃいますけれども、経済政策といふものは与えられた客觀情勢を見て立案すべきものであつて、景気がどう動いていようと構わないから立案をするんだというのでは經濟政策にならぬと思う。独禁法といふこの非常に重大な経済憲法をつくるに当たつて、景気がどうであろうといひんだ。長期の見通しのもとに大企業のビーハピアを正すためにつくるというのでは、私は立法論としては非常に亂暴な議論じやないかと思うんです。私はその御説明では、せつかく尊敬する長官のお言葉ですけれども、納得できませんね。やはり不景気のときには、この不景気をどうしたら打開できるかということを優先的に考えるべきであつて、景気がよからうが悪かろうが、多年の懸案だから出すんだなんて、そんなことは私は納得できないと思うのです。

○國務大臣(藤田正明君) 私は景気、不景気のそ

ういうものに影響を及ぼされない長期的な視野によつてこの法案は出されるべきである、斎藤先生からいま繰り返して御注意をいただきましたけれども、私はそのとおりに考えております。

それから、先ほど、こういう不景気なときにこの

ような法案が出てくることによつて、逆に設備投

資意欲を減退さしていくではないかと。ですから、景気をますます刺激しなくなるではないか、こうおっしゃいましたけれども、私はそれはさほどの

ことではない、こういふことを出すことによつて、逆に自由なる競争が刺激され、公正に自由なる

競争が行われることによつて景気を盛り立てていくと、かように解釈をするものであります。

○斎藤栄三郎君 いまの日本の、ここに挙げられ

た九業種を見ますると、大きくなつた原因は三つ

に分類できると思います。

まづから、企業においてはそういう意味で、実際

上の弊害はないにしても、行儀を正しくしてもら

う、今後ともそういう意味でその目安をつくつて

おく必要がある、かように考えまして、政府とし

ては提案をした次第でございます。

○斎藤栄三郎君 長官のお言葉の中に、景気のい

かんにかかわらずとおっしゃいますけれども、経

済政策といふものは与えられた客觀情勢を見て立

案すべきものであつて、景気がどう動いていよう

と構わないから立案をするんだというのでは經濟

政策にならぬと思う。独禁法といふこの非常に重

大な経済憲法をつくるに当たつて、景気がどうで

あろうといひんだ。長期の見通しのもとに大企業

のビーハピアを正すためにつくるというのでは、

私は立法論としては非常に乱暴な議論じやないか

と思うんです。私はその御説明では、せつかく尊

敬する長官のお言葉ですけれども、納得できませんね。やはり不景気のときには、この不景気をど

うしたら打開できるかということを優先的に考

えるべきであつて、景気がよからうが悪かろうが、

多年の懸案だから出すんだなんて、そんなことで

は私は納得できないと思うのです。

○國務大臣(藤田正明君) 私は景気、不景気のそ

ういうものに影響を及ぼされない長期的な視野に

よつてこの法案は出されるべきである、斎藤先生

からいま繰り返して御注意をいただきましたけれ

ども、私はそのとおりに考えております。

それから、先ほど、こういう不景気なときにこの

ような法案が出てくることによつて、逆に設備投

資意欲を減退さしていくではないかと。ですから、

景気をますます刺激しなくなるではないか、こう

おっしゃいましたけれども、私はそれはさほどの

ことではない、こういふことを出すことによつて、

逆に自由なる競争が刺激され、公正に自由なる

競争が行われることによつて景気を盛り立ててい

いくと、かように解釈をするものであります。

○斎藤栄三郎君 いまの日本の、ここに挙げられ

た九業種を見ますると、大きくなつた原因は三つ

に分類できると思います。

まづから、企業においてはそういう意味で、実際

上の弊害はないにしても、行儀を正しくしてもら

う、今後ともそういう意味でその目安をつくつて

おく必要がある、かのように考えまして、政府とし

ては提案をした次第でございます。

○斎藤栄三郎君 長官のお言葉の中に、景気のい

かんにかかわらずとおっしゃいますけれども、経

済政策といふものは与えられた客觀情勢を見て立

案すべきものであつて、景気がどう動いていよう

と構わないから立案をするんだというのでは經濟

政策にならぬと思う。独禁法といふこの非常に重

大な経済憲法をつくるに当たつて、景気がどうで

あろうといひんだ。長期の見通しのもとに大企業

のビーハピアを正すためにつくるというのでは、

私は立法論としては非常に乱暴な議論じやないか

と思うんです。私はその御説明では、せつかく尊

敬する長官のお言葉ですけれども、納得できませんね。やはり不景気のときには、この不景気をど

うしたら打開できるかということを優先的に考

えるべきであつて、景気がよからうが悪かろうが、

多年の懸案だから出すんだなんて、そんなことで

は私は納得できないと思うのです。

○國務大臣(藤田正明君) この法案によつてス

ケールメリットとか技術革新を何ら阻害するもの

ではないと思います。いままで大きくなつた一

つはスケールメリットで、たとえばビールの

ごとく持つてゐる工場が全部スケールメリットの

規模で動いてゐるから、最小の経費で最大の効果

が上がつてゐる。もう一つは非常な技術革新だと

思います。たとえば時計のごとく、この電子水晶

時計ができましてから一年間無事故であるという

よくなうことから非常に売れました。さらに今月の

末から出される予定の太陽熱利用電子水晶時計は

三年間巻く必要はない。このような技術革新のお

かけでスイスの時計に勝ち、同時に日本の電子部

品メーカーもどんどん新規参入をいたしまして、

激しい競争を繰り返してゐるわけであります。いま

私は、企業がでかくなつたのは決して不当な

取引制限をしたり、あるいは政府に取り込んで

政商として伸びたとは考えられない。第一はス

ケールメリットのいい例がビールだらうと思いま

す。それから第二は、いま言つた技術革新のおか

げだと思います。もう一つは、これは何くそ先進

国に追いつかなければならぬといふ必死の努力

だつたろうと思ひます。その例が写真フィルム

ムだらうと思ひます。昔から日本ではフィルムの

製造は不可能だとされておりました。それが大体

の学界の定説であつたわけであります。ところが、

日本の先駆者が壁を厚くしたり、工場内の温度調

節をやつて、今日においては堂々として世界に伍

しえるだけのものをつくることができた。この不

撓不屈の精神というものを持たれては専門しなけれ

ばだめだと思います。

もしも仮にこういう法案がこのまま通つたとい

うことも当然のことでございまして、今後とも大

いに先進諸国の技術と競い合つていただくとい

うことを奨励することであつて、この法案が阻害す

る要因にはならないといふふうに考えております。

○斎藤栄三郎君 通り一遍の御説明としてはそれ

で満点だらうと思います。しかし、私はそれでは

納得できないのは、たとえば「サンタリリー」が原

酒をイギリスから入れる。それを国内でいわゆる

貯蔵して醸造にかかる。そのときにモルト

をどう処置するかと、これが大変大事なことな

ことです。これをブレンド、それを調合する人をア

レンダー、これは社長しか知らない。これを仮に

分割してどちらに持っていくかと、これは大問

題であります。だから、分割されたときにはこれもう話

は別なんですね。ですから、分割にならざるよう

その競争要件を整えていく。ですから、分割と

いうことは本当に最後の手段でござりますから、

この工場をどう分割するかということは、これは全く仮定の例ですから眞実に迫る

力がないかもわかりませんが、分割を仮にいたし

た場合には、私はスケールメリットの効果は發揮

できぬだらうと思うのです。

○國務大臣(藤田正明君) この法案によつてス

ケールメリットとか技術革新を何ら阻害するもの

ではないと思います。いままで大きくなつた一

つはスケールメリットで、たとえばビールの

ごとく持つてゐる工場が全部スケールメリットの

規模で動いてゐるから、最小の経費で最大の効果

が上がつてゐる。もう一つは非常な技術革新だと

思います。たとえば時計のごとく、この電子水晶

時計ができましてから一年間無事故であるとい

うよくなうことから非常に売れました。さらに今月の

末から出される予定の太陽熱利用電子水晶時計は

三年間巻く必要はない。このような技術革新のお

かけでスイスの時計に勝ち、同時に日本の電子部

品メーカーもどんどん新規参入をいたしまして、

激しい競争を繰り返してゐるわけであります。いま

私は、企業がでかくなつたのは決して不当な

取引制限をしたり、あるいは政府に取り込んで

政商として伸びたとは考えられない。第一はス

ケールメリットのいい例がビールだらうと思いま

す。それから第二は、いま言つた技術革新のおか

げだと思います。もう一つは、これは何くそ先進

国に追いつかなければならぬといふ必死の努力

だつたろうと思ひます。その例が写真フィルム

ムだらうと思ひます。昔から日本ではフィルムの

製造は不可能だとされておりました。それが大体

の学界の定説であつたわけであります。ところが、

日本の先駆者が壁を厚くしたり、工場内の温度調

節をやつて、今日においては堂々として世界に伍

しえるだけのものをつくることができた。この不

撓不屈の精神というものを持たれては専門しなけれ

ばだめだと思います。

もしも仮にこういう法案がこのまま通つたとい

うことも当然のことでございまして、今後とも大

いに先進諸国の技術と競い合つていただくとい

うことを奨励することであつて、この法案が阻害す

る要因にはならないといふふうに考えております。

○斎藤栄三郎君 通り一遍の御説明としてはそれ

で満点だらうと思います。しかし、私はそれでは

納得できないのは、たとえば「サンタリリー」が原

酒をイギリスから入れる。それを国内でいわゆる

貯蔵して醸造にかかる。そのときにモルト

をどう処置するかと、これが大変大事なことな

ことです。これをブレンド、それを調合する人をア

レンダー、これは社長しか知らない。これを仮に

分割してどちらに持っていくかと、これは大問

題であります。だから、分割されたときにはこれもう話

は別なんですね。ですから、分割にならざるよう

その競争要件を整えていく。ですから、分割と

いうことは本当に最後の手段でござりますから、

この工場をどう分割するかということは、これは全く仮定の例ですか、分割されたときにはこれもう話

は別なんですね。ですから、分割にならざるよう

もう分割になつたときには弊害が相当期間あらわれておると、いうことでござります。ですから、分割にならざるようによつてこの法律をもつて一つの指針を示し、そしてそのガイドラインと申してはおかしいんですが、そういう儀式を正しくしてもらう、こういうことでござりますから、分割前提として国際競争力が落ちるとか、あるいはその会社が健全性を失うとか、こういうことは言われても御答弁のいたしよがないと思ひます。

これでちよつと三十分ほど抜けさせていただきますので……。

○ 萩原三郎君 結構ですよ。

全く見解が違います、この法律が分割ができるようにならんとつくつてあるんですから、この法律が通ったときに分割されるであろうという心配をするのは当然のことであって、分割されないということで議論しあうんじや、これはもう言論の自由は全くないんですよ、それは。分割できような規定になつてゐるんですから、卒業と別

挙するのは公取の委員長の責任でこれ列挙するでしょうが、これはまた後で触れますけれども、分割できるような法律になつておいてしないんだと、分割を前提としている議論だから答弁できません。いなんというのは実に不届きだと思いますね。そんなばかりことで国会がいいんでしようか。

○斎藤栄三郎君　いやちょっと待ってください。

○政府委員(澤田悌君) この法律は、一定の要件を備えました場合に、構造的要件を備えた企業が、また法律で定める弊害を伴ったときにどうするかという法律でございまして、そこでその弊害を除去し、競争を回復するに足る措置がとられますれば、これはもう営業譲渡とか、その独占的状態にあるということではなくなるわけでございますから、このいわゆる構造規制というような措置はと

られないことになるわけでござります。したがいまして、先ほど長官申しましたのも、そういう順序があるのだという意味だったと私は理解するわけでございます。そうして、弊害がどうしても除去されないと、そして、ほかに競争を回復する手段もないと、それが世間もそう納得した場合に初めて私は営業譲渡というような最後の手段が発動されるものだと考えます。そういう性質のものではないかと思つて次第でござります。

○政府委員(澤田悌吾) 二〇

これはもう御存じですから説むのは失礼ですけれども、「ただし、当該装置により、「云々」ということでいろいろな条件がついております。これがまた非常な重要な手続になるわけでございます。ただいま申しましたように、ほかの手段で競争条件が回復できぬ場合、そしょくは委託業者に請うて、

かといいますと、ここにござりますような考慮すべき条件、それから手続上経なければならぬる条件、これがたくさんございまして、それを全部みんな国民が納得するプロセスを経なければ、私はこういうラジカルないわゆる分割というようなのはむずかしい、かよつて考へるわけでござります。

うに、そこに書いてある条件やつて、それでもどうしてかなわなきや分割するんでしよう。そこ

○政府委員(澤田悌君)　ただいま申しましたようなほかの手段もない。それからあらゆる手続を経た、そして考慮すべきあらゆる条件も納得されたということであれば、分割が実現するかもしれない、できることでございます。

○斎藤栄三郎君　ちようどかつての国家総動員法と同じようなものですよ、そうなると、国家総動員法が制定されるころ私は新聞記者をやっておりました。国会の答弁を傍聴しておりました。委員長のいまのお答えと同じようなことを思い出しま

す。決して自由を拘束するものじゃないと、いろと美辞麗句を並べて御説明になつて通しました。しかし、その後私たちはすっかりやられてしまつた。

この法律も澤田さんのような人格円満、識見豊かな方が委員長をやっている分には心配ないんであります。しかしあなたにも任期があることだし、また政党政治のもとで、いつどういう運命がくるかわからない。そういうときに、この法律が一人歩きをし出して、分割できるような規定になつていいんですか、そのときに分割されたって、もう生き延びられるのかなあ、などと心配になります。

企業はそのときはどうにもならなくなつたやうに思ふ。これが太洋戦争で國土を半分失ひ、工業生産

力八割を失つて、ここまで伸びてこられたのは、全く激しいこの国民の自由競争のおかげである。いま委員長にお伺いしたいのは、自由競争あると思ひますか、ないと思ひますか、いまの日本の経済で。

争が存在すると考えております。
○斎藤栄三郎君 私は、もう非常な自由競争だと
思っております。決してお役所の窓から考えてお
るほどのほんとして生きている経済界じやない
だろうと思う。

一つの例を写真フィルムで申しますと、アメリ

うか食われるかの闘いをやっているわけです。そのコダツクがいま日本では二二%のシェアを占め

ている。これとどうやって闘っていくかということがもうフィルム業界全般の血にじみ出るような努力だらうと思うんですね。かなりの自由競争なんでおっしゃる澤田さんの認識ではぼくは不満ですよ。非常な努力をしている。恐らくこのシェアが三〇%ぐらいまでコダツク高めできたら、日本でフィルムの製造やるでしょうね。そして、まず日本のフィルム業界を徹底的に打倒しておいてから、今度は向こうのフィルムの値段を高くする。それはもうアメリカ資本の常套手段です。

自動車が脱兎のごとく走るからダットサンと名づけた。そのときにはアメリカの自動車資本は猛烈なダンピングをやって、その改進社をつぶしてしまったのです。また、松方幸次郎氏がソ連から石油を入れて日ソ石油というものをつくった。これに対してもアメリカのメジャーも猛烈なダンピングをやって、その日ソ石油をつぶしてしまいました。まずこちらをつぶすまでは猛烈なダンピングをやつて、つぶし終わったら高い値段で売るというのがアメリカ資本のやり方です。そのことを知っている財界人は血みどろな努力をしているん

て、激しい自由競争だと思います。かなりの自由競争が二つの強さにござる。この自由競争と復

○政府委員(澤田悌君) 競争の度合いのはかり
するがこの法律のねらいだとおっしゃるけれども、私はいまむしろ過当競争に悩んでいるんだと診断をいたしますが、御意見いかがなものでしょうか。

は相当な自由競争が行われておると申したのは、
部分的には過当なものもございましょう、あるいは
は部分的には寡占状態で競争が制限されているもの
のもあります。しかし全体として見ると、やは
り日本は自由な国、相当の自由競争の行われて
いる国と感じておるわけでありまして、ただいま

も、私はかなり競争されておると思うんです。特に海外からの脅威に対しても御指摘のとおり努力

いまそれがないのはブルドーザー、それから複写機、この二つが落ちておりますが、この間のいきさつはいかがなもんでしょうか。

○政府委員(水口昭君) お答えいたします。先生御指摘のように、昭和五十年六月に衆議院商工委員会に資料を提出いたしました。その資料では、市場占拠率が一社二分の一、または一社四分の三を超えるもの、出荷額が五百億円を超える事業分野といいたしまして、先生十一とおっしゃいましたが、実は十業種、十でございます。十業種を挙げて、そういった資料を提出いたしました。今回は御案内のように九つでござります。何が落ちたかと申しますと、これはボイラーメンテナント業種でござります。公正取引委員会では二年に一回ずつ集中度調査というものをいたしましてその結果を発表いたしておりますが、おととし、五十年に商工委員会に提出いたしました際には四十七年分の調査をもとにして十業種を選んだわけでございます。今回出したのは四十九年分と、調査いたしました年度が新しくなっているんですから、したがってボイラーメンテナントが落ちたと。ボイラーメンテナントが落ちましたのは、今回の調査では市場占拠率要件を欠く、こういうことになつたわけでございます。

○斎藤栄三郎君 物価の問題については通産大臣がお見えになつてからお伺いいたしますので、これは後に回します。

一社五〇%、二社七五%これが第一、それから第二は弊害を擧げる、こういうことになつております。そのときに、利益率とかいうような項目がここにちやんと明示されおりませんけれども、どの程度の利益を上げていらる弊害かというと、衆議院の議論を聞いておりますると、平均利潤より五〇%ぐらいということを承っておりますが、そのように理解していくんでしようか。

○政府委員(水口昭君) いま先生がおっしゃいました答弁は、衆議院で私がいたしましたのでちょっと説明をさせていただきますが、独占的状態の定義が今回の改正法の二条七項にいろいろ書

いてございますが、その三号でもつていまおつしゃいました利益率、そういうことが規定してあるわけでございます。そこでその中に、標準的

な「利益率を著しく超える」と、やや抽象的な表現もございます。それで、これはほどどういったことを考えておるのか、こついう御質問があつたわけでございます。そこでまずお断りしておきたのは、こついうものを判断いたします場合には、現もございます。それは通常の状態におきましては、各社短期間に判断するのではなくて、この三号の柱書にも書いてございますように「相当の期間」をもとにいたしまして、かなり長期にわたって物を考えるということが前提にあるわけでございます。それから「著しく超える」利益とは一体何だと、いうことでございますが、これはやはり公正取引委員会におきましてこういう自体が起つた場合にケース・バイ・ケースで考えるというのが基本でございますが、それにしても一応の目安は何だと、こういうことでございますので、一応の目安いたしましては、利益率で申しますとここに書いてございます「政令で定める業種における標準的な」利益率——「政令で定める業種」というのをわれわれ少し広く解しておりますと、たとえば製造業といったようなそういう広い範囲で考えておりまして、それに比べまして、まあ一応のめどを示せば、目安を示せば五〇%以上利益を上げておる、これは一応のめどでございます。こういふ答弁をいたしたわけでございます。

○斎藤栄三郎君 そうすると、各社との比較などを示せば、目安を示せば五〇%以上利益を上げておる、これは一応のめどでございます。こういふ答弁をいたしたわけでございます。

○斎藤栄三郎君 そうすると、各社との比較をなさるについては経理基準というものを統一しないと正確な比較ができるないんじやないだろかと思うんです。しかしそれは非常にむずかしいことで、昭和十八年に陸軍と海軍が経理基準をつくろうとして非常に努力したことがあるんです。私もそのときによつてばかり参画したんですけども、なかなかそれは利潤統制にながるのでもむずかしいことなんですね。いま私はそれをやれと言ふんじやありませんけれども、本当に分割される企業に納得してもらうためには、そこまで、統一経理基準をつくつてやらなければ、相手は納得しないだろかと思うんです。いかがでしようか。

○政府委員(水口昭君) この二条の七項の三号のイ、ここで利益率のこととが書いてあるわけでござりますが、先ほど申しましたように「政令で定める業種」という言葉がありまして、これはたとえは製造業といったような広い範囲で考へる。それからもう一つは、この中で「政令で定める種類の利益率」という言葉が出てまいるわけでござりますが、これは法律が通りました後で総理府の方にお願いをして政令をつくるわけでございますが、われわれ一応いま相談しておりますのは、この「政令で定める種類の利益率」といたしましては、自己資本経常利益率といったようなものを中心に考えておりまして、それだけで不十分の場合には、さらに他の利益率も若干補足的に使つことにしたいと、大体具体的なやり方としてはかようなことを現段階では考えておるわけでございます。

○斎藤栄三郎君 いまおっしゃった自己資本利益率だけだと私は非常に不十分だと思いますね。やはり売上高利益率とか総資本利益率をあわせてお持ちにならないと正確な比較ができるないんじやないだろかと思うんです。しかしそれは非常にむずかしいことで、昭和十八年に陸軍と海軍が経理基準をつくろうとして非常に努力したことがあるんです。私もそのときによつてばかり参画したんですけども、なかなかそれは利潤統制にながるのでもむずかしいことなんですね。いま私はそれをやれと言ふんじやありませんけれども、本当に分割される企業に納得してもらうためには、そこまで、統一経理基準をつくつてやらなければ、相手は納得しないだろかと思うんです。いかがでしようか。

○政府委員(澤田悌君) あらかじめ一定の基準なり何なりをつくつておくという問題として取り上げるよりは、ある企業について問題が起つたときには、たまたま審議官が申しました経理基準をつくつて、それに基づいて利潤比較をするというぐあいに理解してよろしくございませんね。

○政府委員(澤田悌君) この二条の七項の三号なり何なりをつくつておくという問題として取り上げるよりは、ある企業について問題が起つたときには、たまたま審議官が申しました経理基準をつくつて、それを十分その時点で手を尽くした利潤率なり何なりを計算するということが妥当なのではないか、かようになります。

○斎藤栄三郎君 五割以上超過した場合に、それを弊害と見るかどうかということで非常に私は議論は分かれるところだと思うんです。確かにいまの日本では五割以上なら大変な超過利潤と考へる思つてます。しかし、これを国際的に見た場合——どうもコダックばかりやり玉に上げるようで、決してコダックに恨み、怨恨あるわけじやありませんけれども、どうも日本の富士写真ファイル

ムとコダックの利益率を調べると、コダックは十四倍の利益率を出していますね。富士写真フィルムさんの。それを度外視して富士写真フィルムもうけている、五割以上だというんで弊害として挙げられたんじや、これは私は国際競争力はなくなっちゃうだろうし、そこでお願ひしたいことは、その利潤率を比較する場合には必ず国際的な視野をもつて同業の外国の企業との比較も考慮するということを入れるべきじゃないかと思います。いかがでしようか。

○政府委員澤田悌君) 先ほども申しました八条の四の規定は、国際競争力の維持が困難になる

○政府委員(澤田悌君) 先ほども申しました八
条の四の規定は、国際競争力の維持が困難になる
ようなことであつては困るという規定でございま
す。したがいまして、利益率の比較等におきまし
ても、これが国際競争力上どういう影響を及ぼす
かということは十分考慮に入れなければならぬ
問題と考へるわけでござります。

その弊害というのは普通物価か、もしくは安い言葉で言うと下方硬直性とかいろいろ言いますけれど、わかりやすく言えば物価が上がって困るんだ、それを弊害と私たちとは普通理解しております。ところが、この九業種、いわゆる独占もしくは寡占と言われる九業種を調べてみると、むしろ安定してるんですね。これは私だけの調査ではないに通産省の調査もありますが、私は私独自で調べました。これはきわめて簡単なことですからお聞きいただきたいと思います。

昭和四十五年から昭和五十年までの間に消費者物価指数は七二%上がっています。ところが、いわゆる九業種の中で一番上がり方の少ないのは腕時計で、わずか六%しか上がりていません。それからサントリーのウイスキーが一三%、次が麒麟麦酒で二九%、富士写真フィルムがカラーフィルムで二〇%、味の素が三九%、一番上がったのは日本楽器で六九%。一番上がった日本楽器でも消費者物価指数七二%に比べればまだ低い。これは私がいま実際に統計をとつたものです。通産省が、われわれがこの独禁法の立案作業に従事している

ころに非常におもしろい統計をお出しになりました。これは読売新聞に載りましたから、もう皆様の方のお目にとどまっているわけであります。三社シェアが九〇%以上の品目、ビール、写真フィルム、乗用車は四四%の値上がりであつて少ないところが、三社のシェアが二〇%から三〇%と寡占の度合いの低い品目、たとえば水産かん詰め、ビスケットなど三十一品目は九二%も上がつてゐる。この通産省の統計でもまた私の調べでも、寡占業種必ずしも高物価という結論を出すことはできないんでありますし、むしろ物価安定に非常な貢献をしている。

その原因はどこにあるかと言うと、こういう窮屈業種といふのは、規模がでかいからスケールメリットで大量生産の利益もありますし、また技術、研究に非常な金を注ぎますから、常に技術革新によってよい物を安く供給することもできる。いろいろとそういうメリットがあるわけです。した

○政府委員(溝田佛君) 御指摘の生産集中度と物価の関係、あるいは景気の変動と物価の関係、いろんな見方がありますし、むづかしい点でもございますが、寡占業種の、あるいは大企業の製品の価格が常に非常に高いという現実では現在ございません。高いものもございます、先ほど御指摘のように。しかし、基礎資材のよつなものは騰貴率が低いということをございます。ただ私どもの方からつて指摘いたしましたのは、寡占の度合いが進むと下方硬直的になるという傾向、これは一般に指摘されておるのでございますが、そういう傾向は指摘せざるを得なかつたのでござりますけれども、しかし著しく上がつておるというものでない例も御指摘のように多々ござります。したがいまして、そういうことが、先ほども申しましたような九業種で、市場シエア等の条件はあるけれども、その製品価格が上がつておるかと言うと必ずしもそうじやない。したがつて弊害の問題にはお

○斎藤栄三郎君 そうすると、弊害としては利益率の問題、それから物価の問題、これはだれでも納得できますが、だから新規参入ができるかで、いかないかということが大きな項目になる。新規参入ができるかできないかというのは業種によって非常にまちまちだし、また事情が違っていて、たとえばピアノなんというのは非常な高度の技術を要します。しかも完成するまで一年半かかる。だから入っておるわけでございまして、御理解を願いたいと存じます。

ら、資本利益率が非常に低いから、こんなにはかな
ところへ入るなんというのはまず考えられない。
しかし国際競争は激しさを加えて、最近では中国
や台湾からまでピアノがどんどん入ってきていい
る。こういうようなわけで、新規参入の考え方も、
国内だけではなくて国際的にこれを考えることが
必要になってまいりました。

○政府委員(澤田悌君) 御指摘のように、新規参入の難易の問題、判定の問題は非常にむずかしくいうございます。一応新規参入が困難であるということを考えてみると、参入に要する資金が巨額でなければとてもいけないという問題、あるいは大きめで高度の技術を必要とする、ただいまも御指摘がございましたが、あるいは流通機構の系列化が非常に進んで歯が立たないというような問題。それから製品の差別化が高度に進んでおる、それぞれ特徴のある製品をつくつておるという問題もある。それにいま御指摘の国際的な問題もあるうかと存じます。したがいまして、そういう国際的な問題も含めて新規参入の難易ということについてでは慎重に考えなければなりません。それについては、それぞれの方面的資料なり御意見なり、あるいは主務官庁の見解なり、こういうものをよく参考にして、検討しなければならないものというふうに考えておる次第でござります。

○蒼藤栄三郎君 大体五百億以上で五〇%、七五%で一応規模の方を図つて、後弊害があつた場合に今度は通産大臣なり農林大臣、所管大臣の御意見を聞くと、こういうことですね。もしもそのときに通産大臣なり農林大臣がノーと言つたときにはどうなりましようか。それでも委員長はおやりになりますか。

○政府委員(澤田悌君) それはケース・バイ・ケースで考へざるを得ないと思ひますけれども、私の方がどういう感覺で意見を求めたかという問題とも関連するわけでござりますか、いろんな角度を変えて、十分さらには突っ込んだ意見の交換を

するということが必要である三がと思ひます。
○斎藤栄三郎君 その公取の委員は合議制でおや
りになつてゐるわけですが、その分割の指令をお
出しになるときには委員各自全員一致でおやりに
なるのですが、それとも多数決でおやりになるの
でしょうか、それとも委員長の独断でおやりにな
ります。

○政府委員(澤田悌君) 三人以上の多数決で決定することに相なります。

○斎藤栄三郎君 それは公取の内部のことですか
ら、その点御意見でよく了承できました。
そこで私は、弊害があるかないかということとは、
公取がよくお調べ下さるからいいんですねけれども
ね。ああいう条文の書き方ではないに、国民经济
上明らかに弊害の生じた場合、とこうお書きにな
りませんと、どうも法文が不明瞭じゃないだらう
かというような気がいたしますが、その点いかが
でしようか。

○政府委員(澤田悌君) 法文のことでございま
すので、大橋審議官から。

○政府委員(大橋審議官) ただいま弊害につい
ておつしやいました点は、感覚といたしましては、
当然国民経済において弊害があるということでござ
りますが、国民経済に対する弊害といいますか、
そういうことだと思いますけれども、あらわれて
まいりますのは、やはり弊害の判定というものをど
こでとらえるかということになりますと、やはり

一つの事業分野といいますかマーケットといいま
すが、そういう分野にその微候をとらえていくと
いう考え方でこの条文はつくつてあるわけでござ
いまして、したがいまして一つの事業分野におい
て三号の要件のような弊害がある、そいつたしま
すとあそこに書いてある弊害の書き方というのほ
かりり厳しい弊害の要件でござりますので、価格
についてああいうような需給、あるいはコストの
変動というものとかけ離れたような高い価格が設
定されておるというような事態は、やはり需要家
に対する弊害を、悪影響を通して国民経済に
おいても弊害がある状態ではなかろうか、こうい
うふうに考えて条文をつくつておるわけでござい
ます。

○政府委員(大橋宗夫君) 五百億円という数字
そのものについて、それは確かに四百億円、三百
億円、いろいろ決め方あるうかと思いますけれど
ども、余り小さな業種につきましては、少なくとも
も一つの優秀な企業が非常に大きなシェアを持っ
ていて、しかもまだ発達後の浅い産業でありま
すと、かなりの利益を上げるということも予想さ
れます。こういうような優秀な中小企業に対しま
してまで企業分割というような形での経営の指針
を示すことは、まだ必要ではないというような考
え方で線を引いたわけでござります。五百億円と
いう線につきましては、西ドイツの例であります
うんで厳格にこれを適用するのかと、いかがなも
のでしょうか。

○斎藤栄三郎君 その国民経済に及ぼす重要度から論ずるならば、今回取り上げられている九業種の中で、写真フィルム、腕時計、ビール、ピアノなどは国民経済上そう決定的に重大な影響を及ぼすものではないと思います。おわかりでしようが、フィルム、腕時計、ビール、ピアノ、こういうものは国民経済上、やや重要な立場をもつてゐるといふべきであると存じますけれども、さういふことは、もしぱスについて非常によく調べてみなければわからぬとは存じますけれども、場合によりましては私的独占でありますとか、不公正取引でありますとか、独占禁止法のほかの各条文での規制というものは、これはあるわけございません。

○斎藤栄三郎君 そうすると、大体これで分割の問題の質問一応これで終えて、次に同調的値上げであります。が、いまの経済機構では大体同調的になるのは避けがたいんじゃないかと思うのです。たとえば、よく新聞が例に取り上げられます。が、新聞巻き取り紙はメーカーから買って、新聞労連の賃金は各新聞社は皆同じよう。に上がつて、そしてインク代も同じということになれば、これはどうしたって同じような段階になつてしまふ。鉄だつて同様だと思う。もう一つは、たとえばキリングペールをひとつまた例に出させていただくと、キリングペールは直上上げをして、も開室さしはすぐお金

○政府委員(大橋宗夫君) 「市場における弊害」
といいますのは、弊害の起きている場所といいま
すか、あるいは弊害を判定する場所という場所を
あらわした概念でございまして、弊害がどこに対
して起つているかということはそこでは書いて
ないわけでございます。弊害がどこに対しても起つ
て起つているかと言えれば、それは公共の福祉に対
して起つてゐる弊害、国民经济に対しても起つて
いる弊害ということになるわけでございますけれど
ども、もう少し技術的な意味での条文を考えた
と、こういうことでございます。

○斎藤栄三郎君 この五百億の算出の根拠を教え
ていただきたいんです。と言うのは、それは一応
の目安であろうと思います。腰だめだろうと思ひ
ます。学問的に五百億でなきやならぬ根拠はなか
なか理解しにくいので、私は、五百億以下のもの
だってついぶん独占もしくは寡占の状態のものが
多いと思うんです。そういうものについては目次に
ぼしをしている。たまたま五百億以上だからとい

やめちゃいましてね、市場において著しい弊害があつたときとしておいた方がむしろにらみが効くんじやないでしようか。五百億というのは全く科学的根拠がないんで、ただ余り小さいものを苦しめてもしょがないとおっしゃるが、実は私がいる資料によりますと五百億以下で、二百億ぐらいですけれども市場占拠率はえらいもので九割ぐらい占めている。これを取り扱おうとする業者は、そのメーカーに向かって三押九押し、彼らの言うとおりしなければどうにもならない。だから、五百億という線を引くことが適當かどうかということについて、私は非常な疑問を持つのでありますがいかがなものでしょうか、もう一回お願ひいたします。

○政府委員(大橋君) これは考え方でござりますけれども、事業者に対する弊害を通して国民経済に対して弊害を及ぼすという感覚からいたしますと、やはりその一つの事業分野というものは、国民経済にとってある程度のウエートを占めて

大事だということは認めますけれども、いまあたしたちの、大橋審議官のおつしやった重要度から言へば、私は国民经济上から見ればこれはそう重要なことから言えば鉄鋼、自動車、電気機械などの方が非常に重要なことはない。むしろ重要なことから言えば鉄鋼、自動車、電気機械などの方が非常に重要なことはない。どうか。ところが、今度の九つの中には、ま申し上げた鉄鋼、自動車、電機は入っていない。そうすると、この九つの選び方に非常な疑問を持つわけですが、その点いかがでしよう。

○政府委員(水口昭君) 九つの選び方でござりますが、これは先ほど申しました公取がやっております集中度調査、そういうたよやな調査結果等をもとにいたしまして、現在わかる資料の範囲におきまして、独占的状態の中のいわゆる形的な要件、国内供給額が五億円以上、それから、シアの方が一社五〇%、二社七五%超。それに該するものが何があるか、これを非常に機械的に整理するんだというだけのものでございまして、先生おつしやるような重要度とかそういうことは加味しません。

から見て同調的にならざるを得ない場合が多いと思ふ。その同調的値上げをした場合には報告を求めるといううんですが、どうでしようか、同調というのは私はいまの経済情勢では避けがたい現象だと思ひますが、いかがでしよう。

○政府委員(澤田悌君) いろいろ議論のあるところではござりますけれども、私どもが実際の状況を観察いたしますと、同調的値上げは一般的に当然であるというふうには考へないのでござります。たとえば、素材産業におきましても、企業によつて原料の購入先あるいは購入量が違う、あるいは合理化の度合いとか生産技術、販売組織、経営効率、あるいは経営者の能力に至るまで考え方とそこに相当の差がある。必ずしも値上げの額または率が同一になければならないという必然性はないよつて考へられる次第でございまして、しあがいまして、それぞれの企業の状況に応じて自由に価格が決められるということが望ましいのではないかと考える次第でござります。

ます。それでそういう場合は、ただいま御指摘のように業界が——これは法律にもいろいろ条件がございますが、その条件を満たすというような場合には、業界が非常に困難に陥るたどりう場合でありまして、そういう場合には法の条項に照らして認可をいたすわけですが、もう一つ、これは非常に業界が苦しいという防衛のためもありますが、同時にまた、共同行為によりまして安易に利益を確保するというような場合もあるうかと思いますが、認可を受けないカルテルがござります。これが私どもまことに遺憾に思つてございまして、そういう本当に困った場合には、ですから遠慮なく相談していただきたいということを申しておるのもそういうことでございまして、認可なしにカルテルを結んで、それを摘要を受け課徴金の問題にぶつかるというようなないことを、切に望んでおる次第でござります。

○斎藤栄三郎君 この課徴金がもしも延滞した場合には年一四・五%の延滞金を取ることになつてますが、この数字の根拠はどういうことでしょ。

○政府委員(大橋宗夫君) これは国の公的な債

権につきまして一般に延滞金の利率が一四・六あ

るいは一四・五ということになつておりますの

で、これに従つたわけでござります。

○斎藤栄三郎君 生死の闘ひをさまよつてゐるよ

うな中小企業がカルテルをやつた場合に、いま委

員長のおつしやつたように、率直に言つて来てく

れとこう言うが、言わないので仮にやつたとすると、

その場合に課徴金も納められない、延滞金も納められないというようなケースも考えられると思ひますが、その場合はどうなりましようか。

○政府委員(大橋宗夫君) これは強制徴収をす

ることに相なります。

○斎藤栄三郎君 非常に形式的な御答弁で、どう

ですか、カルテルをやつて、それはもうやつた場

合のときのことだけお答えになつてあるんで、も

うからいい場合だつてありますよ、カルテルで。

カルテルが全部がもうかるといふことはどこにも

ないんであつて、カルテルやつてもうからない場合だつて相当多い。そのときに、いま大橋審議官の御意見では強制徴収なさると言うが、取るようないとおっしゃるかもわかりませんが、どうですか、もうからない場合もあるんですか、いかがでしょ。

○政府委員(大橋宗夫君) これはカルテルによる価格で販売いたしました商品が、その企業にとっての原価を割り切っている形でもうからないうというやり方だつた。で、ヒットラー没落後は一般的に、カルテルを結んだということは、カルテルを結ばないときに比べて価格が上昇する

と、そういう形での利益はあるわけでござります。しかしながら、競争価格に比べてカルテル価格がどうなつたかということになりますと、やはりそこにはそれなりの利益は発生しているということは言えるのではないかだろうかと、こういふふうに考えてお

ります。

○斎藤栄三郎君 それは大橋さん、現実の経済をもつとよくごらんいたゞくことが望ましいと思うんで、いまの紡績業界なんかカルテルやつたてなかなか、ちゃんと認めていただいてやつたて

非常につらい経営をしているのであって、私はあなたのお話ではちょっと納得できませんけれどもね。カルテルやれば必ずもうかるんだという前提

緩和するということはたびたび新聞で存じておりますが、どの程度緩和しているのか、お伺いしたいと思います。

○政府委員(澤田悌君) 緩和すると申しますと若干語弊がござりますが、私どもは法の定めるいわゆる積極要件、消極要件に該当いたします場合には厳正に審査の上、最近は敏捷に認可をいたしておる次第でございまして、たゞ、業界な

り経済界が非常に困難なときには、私どもの方に持ち込まれる事業も深刻でござりますから、それに応じて彈力的な姿が見えるかもわかりません。

○政府委員(澤田悌君) ただいま中小企業に関してのカルテルの問題のように伺います。大変重要な問題でござりますが、御承知のように中小企

業等協同組合法によりまして、力の弱い者が共同して競争力をを持つ、そういう組織を認めておりまして、それがカルテル行為をしてることは適用除外になつておるわけでござります。でございま

すから、願わくば、そういう苦境に立たれた場合

にはこういう法律を活用して、その法のもとにひ

とつ緊急避難をしていただきたい。それなしにい

わゆるやみカルテルということになりますと、た

だいま御指摘のような非常にむずかしい問題が起

こつてまいるわけでございまして、そういうこと

のないようについてにわれわれは望む次

第でございます。

○斎藤栄三郎君 ドイツのヒットラーの時代にはカルテルを奨励して、カルテルで経済を運用しようとつての原価を割り切っている形でもうからないうというやり方だつた。で、ヒットラー没落後は一般的に、カルテルを結んだことは、カルテルを結ばないときに比べて価格が上昇する

と、そういう形での利益はあるわけでござります。しかしながら、競争価格に比べてカルテル価格がどうなつたかということになりますと、やはりそこにはそれなりの利益は発生しているということは言えるのではないかだろうかと、こういふふうに考えてお

ります。

○政府委員(吉野秀雄君) お答えいたします。

十年を超えて二十年近く、不況カルテルと申

ますか調整事業を実施しておる業界は、主として

中小企業団体法に基づく中小企業の組合でござります。たとえば一例でございますが、マッチの業界、あるいは——しかしほとんど大部分は織維関係の中小企業の組合がほとんどを占めておる状態でございます。

○政府委員(澤田悌君) お答え申し上げます。

○政府委員(吉野秀雄君) お答えいたします。

十年を超えて二十年近く、不況カルテルと申

ますか調整事業を実施しておる業界は、主として

中小企業団体法に基づく中小企業の組合でござります。たとえば一例でございますが、マッチの業界、あるいは——しかしほとんど大部分は織維関係の中小企業の組合がほとんどを

摘のようない非上場の株式、特に中小企業の株式等はなかなか処分ができない場合があろうかと思ひます。それで今回の法案におきましては十年間の経過措置を認めておりますし、新しい増資の株につきましては、二年間の適用除外を認めておるわけでございまして、規制の影響がそう急速にあらわれないような配慮をいたしておりますのでござい

ます。それで、中小企業の株式が処分され、その面で大きい摩擦を起こすようなことはなかろうと考えておるわけでございます。

○斎藤栄三郎君 なかろうと考へるとおっしゃいますけれども、売れないものをどう処分するかとお伺いしておるんです。

○政府委員(澤田悌君) 総量規制でござりますので、売れないものをどうしても売らなければならぬという問題ではございません。その持ち株

の中で十年間に、そのうちに自分の資産もふえてまいりますから、持ち株の限度が上がつてまいることもありますし、その兼ね合いにおきまして、あんばいをしてもらえば問題はなかろうかと思うわけでございます。

○斎藤栄三郎君 金融機関でも保険会社でも、好きこのんで証券市場で買い集める場合もありますけれども、それよりむしろ頼まれて、金融機関が持つてくれりや信用がつくということでお持ちになつてある場合がかなり多い。特に中小企業の株なんかはそうなんですね。いま委員長のおっしゃるのは、総量規制だから売れるやつから売つていきやいいんで、売れないやつは売らなくていいんだと、こういうことなんですが、そうすると、金融機関の資産内容はそらく悪くなつっちゃうんで、市場性のないやつばかりわんさと抱え込んでしまう結果になりませんか。

○政府委員(澤田悌君) 性格が違うかと思いますが、十年間、私どもの願度も上りますし、その調査をしていけば、そういう困った事態はまず起らないのでないかというふうに考へる次第でございます。

○斎藤栄三郎君 どうも非常に観念的な御説明で、ほくにはびんとこない。もつとじや具体的に申しますと、たとえば安宅産業の株を金融機関が持つている。これ、売らうたつてしま売れませんね。それで大抵金融機関が持っている株の中には、それに類したようなものがかなりある。資産内容が非常に悪化しているというのがいまの問題なんです。そういうとき、委員長の立場はこれは法律つくりやいいんですかども、これを適用される金融機関の立場から見ると困っちゃうだらうと思うんですね。売れないものがいっぱいあるんですよ。全部が証券市場で売買した株ならある程度損失りやれるかもわかりませんが、非上場の株で市場性の全くないものについては非常に困つてゐると思います。いかがでしよう、くどいようですが。

○政府委員(大橋宗夫君) これは制度の考え方でござりますけれども、やはり十年間の余裕期間をつくる。あるいはその間に増資が行われてまいります際には、その増資の際のいろいろな話し合いでござります。いかがでしよう、くどいようですが。

○斎藤栄三郎君 幾ら議論をしても見解の相違で終わるかもわかりませんから、このくらいにいたしまますが、実際は私は、金融機関の資産内容がこれは悪くなるんじやないかということを非常に懸念いたします。この制度のよい面としては、個人株主がかなりふえる傾向は期待していいだらうと思います。ですから全部いい面だけを強調するわけでもないし、悪い面だけを強調するわけではありませんけれども、じやこの五%になつた根拠は何でしようか。

○政府委員(大橋宗夫君) これは昭和二十八年に五%から一〇%に増加したわけでござりますけれども、現在一〇%という枠で金融機関が株式を持つておる状況などを拝見いたしますと、やはり金融機関として、ほかの融資の面と総合しての支

配力になるわけですけれども、株というものを一つの支えとして、やはり企業に対して金融機関の支配が強くなつてきているという状況がございまして、制限をもとに戻すといいますか、昭和二十八年以前の状況に戻すという考え方にしておるわけでございます。

○斎藤栄三郎君 次に、この第四十三条の発表をなさる場合に、原価まで公表なさるよう衆議院では言つておられますか、その点間違いありませんか。四十三条関係の公表……。

○政府委員(水口昭君) 四十三条は「事業者の秘密を除いて」と書いてござりますから、原価は明らかに秘密だと思いますから、これは公表はいたしません。そういうふうに衆議院では答えております。

○斎藤栄三郎君 それは当然だらうと思ひますね。原価まで公表されたら企業経営は成り立たなくなりますものね。同業のライバルに材料を提供するようなもので、外國企業を喜ばせるだけでありますから、それはそれで結構です。

それから四十条の強制調査権、これは衆議院では発動しないと言つておられますか、そのとおり信じていいんですか。澤田委員長、いかがでしようか。

○政府委員(水口昭君) 先生の御質問の趣旨が、同調的値上げに関して発動しないと、そういうことでございましょうか。——とすれば、今回御承認のように、十八条の二の規定が新たに設けられたのは、十八条の二で規定が新たに設けられたのは、十八条の二というものは、この前の五党共同修正案で、それから四十条の強制調査権、これは衆議院で

終わるかもわかりませんから、このくらいにいたしました。したがつて、たとえば衆議院でもよく御質問があつたわけですが、十八条の二では、三ヶ月以内に値上げをしたと、こう書いてござります。

それじゃ、たとえば三ヵ月と五日たつて値上げしました場合に、今度は四十条でやるのかと、こういうような御質問もあつたわけでございますが、それはやりません。やはり十八条の二という規定が新設されましたこれが削除されたのは、四十条の強制調査権を制限するものである、こういうふうな解釈がございまして、これが削除されたと聞いております。今回入りましたのは、別に章を起こしまして、十八条の二として立つておるわけでございますが、この法文の中に、独占的状態に対する措置と一定商品の分野において五百億以上を売上げる企業という大きなものに対する一つの措置がござります。それからまた、中小と言いますと語弊があるかもしませんが、中小に対してもカルテルに対する課徴金という厳しい処置がござります。そうしますと、何か真ん中がぱつとあいて

なものでしようか、公取にとつて。

○政府委員(水口昭君) 先生も御承知のように、たとえば鉄鋼でござりますとか、いわゆるその同調的値上げの調査というものは、たびたび公取が行つてきたところでございます。これは從来は任では、これはやはり任意調査で行うのが最も妥当である。しかし、どうしても相手会社の協力が得られない場合には、四十条を発動することも可能であると、こういうようなことを申しておつたわけがござりますが、そういうべきでございまますから、やはり公正取引委員会といたしましては、十八条の二のようなはつきりした規定が設けられて、同調的値上げの調査ができるということが好ましいというふうに考えております。

○斎藤栄三郎君 この前の五党共同修正案のときにカットされた規定ですね、これ。それが今度いつの間にか入つてしまつた。私も山中委員会の末席を汚しておりまして、議論をずっと拝聴しておきましたが、そのときに十分論議尽くされたとは思わないのです。要らないという意見が非常に強かつた。だがいつの間にか入つた。私は十八条の二というものは、この前の五党共同修正案で、野党的先生方も御同意を得て削除したものですが、これがなぜこの際突如としてあらわれたのか、非常に疑問に思つてゐるんです。いかがでしよう。

○国務大臣(澤田正明君) この前の五党共同修正案におきましてこれが削除されたのは、四十条の強制調査権を制限するものである、こういうふうな解釈がございまして、これが削除されたと聞いております。今回入りましたのは、別に章を起こしまして、十八条の二として立つておるわけでございますが、この法文の中に、独占的状態に対する措置と一定商品の分野において五百億以上を売上げる企業という大きなものに対する一つの措置がござります。それからまた、中小と言いますと語弊があるかもしませんが、中小に対してもカルテルに対する課徴金という厳しい処置がござります。そうしますと、何か真ん中がぱつとあいて

いるというふうなことでもございまして、三百億以上の売り上げのトップを含む会社が七〇%のシェアを占めたとき、同調的、三カ月以内に同じまたは近似の額の引き上げをした場合、こううことになりまして、法体系におきましてもそこで整うということでありますとともに、四十条を何ら制限するものではないということを別の項を起として証明をした、こういうことで入れたわけでござります。

○斎藤栄三郎君　仮にその十八条の一削除しちゃった場合に、四十条だけでは公取の運営はできませんか。

○政府委員水口昭君　先ほどお答え申し上げ

入ったいきさつはだれがどこで言つたんだでしょうね、あの委員会で余り問題にならなかつたよう思ひますが。

ただいて、政府の方にお渡し願つたものと、こういうふうに解釈をいたしております。

○斎藤栄三郎君 航空会社が非常に御努力していることは十分認めますが、いま二つの会社の私は社員優待のことをちょっと調べてみました。これまでいいものでしようか。

ましたように、独占的状態に関する規制というものは現在の独禁法には書いてございません。そこでどういうふうに調査をするかということでございますが、現在は先ほど申しましたように、たとえば鉄鋼等については任意調査という形でやつております。四十条は罰則で担保された規定でございますから、われわれとしては日々にこれを発動するということは慎まなければならぬ、慎重にるべきである、こういうふうに考えております。四十条でもって同調的値上げの調査がそれではできないかとおっしゃれば、それはできると思いま

の法難になつてきでいる。これじや何のために委員会をつくつて、われわれが乏しい知恵を出してゐるのかわからんといんじやないでしようか。自民党内のこととは言えないと、いうあなたの立場は、それは当然だと思いますから、あなたをこれ以上追及はいたしませんけれども、どうもこの法難については、われわれの知らないどこかで、いつの間にか取引が行われているような気がしてならない。ちつともガラス張りではないということだと思ひます。いかがでしょ。総務長官いかがですか。

たのはちやんと入っているわけですよ。だから、
だれがどこで入れたかということが聞きたかった
のですが、きょうはこの席ではお答えが得られな
いというならこれはもうやむを得ないことですけ
れども、私は十八条の二といふものは屋上屋を架
するような気がするし、いままで委員長の御答弁を
でも、任意調査をやっていかれるのだし、私はな
るだけそういう方が望ましいのじやないかと思つ
て、四十条があるのだから、十八条の二は要らな
いんじゃないだろうかという、私なりの考え方を
持つてゐるわけであります。

会社だからといって六十点もらう。これ女房も子供も親もいいんですからね。現に私の知つてゐる息子さんが、大学を出て日航に入った。そのおかげで、この恩典によつて海外旅行もちゃんととしておる。非常な親孝行だと言つて親は喜んでおります。国際線の場合は四年以上勤続した場合に二十八点、国際線の場合ですよ、付加するわけです。そして翌年まで繰り越しを認める。これがある一社——これは日航さんの場合です。もう一つは全日本空輸の場合を言うと、一年以上の勤続年数、社員一人につき二千三百円の支給金が支給される。

○斎藤栄三郎君 委員長、いまの御答弁を承つて
いますと、なくともやれるということですね。
○政府委員(澤田悌君) 十八条の一の規定がで
きますれば、先ほども申しましたように一定の要
件が整えば報告を認め得る、こういうことでござ
うに行っています。

○國務大臣(齋藤正明君) 二月二日から百數時間を超える大変熱心な御討議を自民党の内部でやつていただいたことは感謝いたしておる次第でございます。その上で、政府・与党の関係でござりますので、自民党の独禁法の改正案はこうでありますので、大平幹事長の方から政府を代表いたしまして私がいただきました。そのときはこいついうふうに十八条の一といふものはちゃんと

以上で既存の問題、調査の問題を踏えて、実は通産大臣がお戻りになつてから企業分割でまだ残つておる点をお伺いしようと思つましたが、なかなかお忙しいようでござりますから、ここでちよととほかに飛びますけれども、体系的でなくて質問が大変散漫で恐縮ですけれども。

今度の改正以外のことですけれども、私は独禁法に除外されている項目を再検討してみる必要があるものでござるが、どうかここに二つほどお尋ね

は二等親まで使える。で、東京—大阪は二点と計算をいたします。だから三十点を二で割りますと十五回大阪まで行けると、こういうことです。私は自分の企業努力によつてそういうことをやるのは結構だと思いますけれども、どうでしょ。一方どんどん航空運賃を上げていく。しかも非常にこれ、高い運賃だ、国鉄より安いなんて自慢しないでいいから」とおっしゃって、まさにトーチカ西

いまして、その点におきまして現行法と趣を異にいたします。私は手続の上において、あるいはやり方の上において簡明な行き方になると考へるわけでござります。

入っておりました
経緯を申し上げますと、それまでにしばしば總理が予算委員会その他で御答弁申し上げておりましたように各党の、与野党的御賛成を得て今国会で独禁法の問題は決着をつけたい、かのように申しておりましたので、与野党的御賛成を得られるぎりぎりの線というものを自民党においても御考慮い

○政府委員(吉野秀雄君) 航空業につきましては、航空法の第百十一条で独禁法の適用除外規定を設けております。これを確かめてからにします。

水準から見たら高い運賃を取つておいて、しかも自分のところの従業員に対してもこういう優遇措置を講じている。これはいま澤田さんに聞いても無理な話で、これ、適用除外なんですから、あなたがいいとも悪いとも言えないでしようけれども、こういう一つの例を第一に申し上げたい。

の飛行機の点数制によって、入社して一年の方にまで六十点の点数を与えるなんていうのは、どう考へたって社会常識上これは過保護ですよ。しかし、それを聞いておいても、ああそんなのがあつたのかという程度で、聞きおく程度であつて何もできないというんだつたら、これは限界というのにははつきりわかつたということをいま申し上げている。

○政府委員(大橋栗夫君) ただいまの航空事業につきまして、これは会社がその従業員に対してどういう給与を払っているかと、給与との関連でございますので、これは公正取引委員会が対象にござりますので、これは公正取引委員会が対象にかろうかというふうに考えます。

○斎藤栄三郎君 いや大橋さんね、それは救いの舟を出さなくたつていひんで、ほくはそんなことわかっているからね。要するに除外、例外になつてあるやつを、免除されているやつをもう一回洗い直したらどうかと言つてんでよ。それで目に余るようなものは、もう一回これは各官庁の間で話合いをしてやらなきや社会正義は成り立ちませんよ、それは。

○政府委員(澤田悌君) 独占禁止法の適用除外の法律、それからそれを受けておる事業、これは御指摘のようにたくさんござります。ですから、これを独占禁止法の理念の立場から洗い直す、あるいは各官庁に見直していくつくといふことは私必要であろうかと存じます。と同時に、先ほど通産省所管の事業だけがというような御指摘もございましたが、私はこれは、そういう特殊な公益事業等じやなくて、通産省の所管の事業というのは榮譽ある自由企業である、むしろ誇るべき自由企業の集団が通産行政のもとにあるというふうに考へるべきではなかろうかと思う次第でございます。

○斎藤栄三郎君 通産大臣もまだお見えになりませんし、時間がだんだん迫つてしまりますから、

営業の譲渡で、今までに質問し残したところをお尋ねして、お教えを得たいと思います。

公取が弊害もあると認め、スケールの点でも適合に、だれも譲り受ける人がいなかつたらどうでしようか。そういうことが十分考えられると思うんです。いかがでしょう。

○政府委員(大橋栗夫君) これは既存の事業者に譲り受けをしなければいけないというような審決でありますと、これはもう現におるわけでございますから、そういうこともあり得るかと思いま

す。そういういろいろな、そのときの情勢によりましては、新しい会社を審決を受けます会社にくらせまして、その会社に譲り渡す、そして株式という形で事業を取りかえまして徐々に処分していくというようなことも、事情によりましてはであります。そういういろいろなことを、やはり受け人がいなければ、その審決が実行できないことがあります。

○斎藤栄三郎君 よくわかりました。審決出しても実行できないことがあるんですね。私は、将来分割を命令しても、引受け人が出ない場合がかなり出るだろうと思いますよ。非常に利潤率が低いところへ多額の金を投資することはいやだという人も出るでしょし、なかなかそれはむずかしいだらうと思います。

それから第二に、分割をして、たとえば株が暴落した、この場合、だれがその損失をかぶるんでしょうか。私の読み違いかどうか存じませんが、がらないだらうというような答弁があつたかと記憶しますが、私は分割すればそれだけで、そのニュースが伝わつただけでその株はかなり下がると思います。そして株主が会社に買戻してくれ、引き取つてくれとこう言つた場合に、引き取らざるを得ないでしょ。だれが一体その損失を負担するのかということです。

○政府委員(大橋栗夫君) これは営業の一部譲渡するのかと言えますか。

渡といいますか、八条の四という規定ができますことによりまして、事業者の営業活動についての一つの制限がつけ加わるということでござりますが、これは法律的に申しますと、所有権の内容がこういう形で決められたというようなものではないかと理解しております。したがいまして、その規定の適用というものが正当な適用でございますと、仮にそのことによりまして株価が若干下がるというような事態が起きましても、これはその負担をするのは株主であるというふうに申さざるを得ないかと存じます。

○斎藤栄三郎君 では、大橋さんね、たとえばある会社がいま時価五百円だと、早筋がいよいよ分割されそうだということを聞いて、五百円のときに会社に買戻してくれと、こうやる、会社は五百円で買戻した。ところが数週間後それが新規発表になつたときにはこれは大暴落しちゃつて、二百五十円になつちやつた、会社はそれだけ損失を負担するわけですか。今度はほかの株主に売らうたつて、五百円じゃ売れませんよ、二百五十円にしか売れやしない。その場合どうでしょう。

○政府委員(大橋栗夫君) これは商法の、会社の株主の株式の買い取り請求権の発生いたします時期というものと関連するわけでござりますけれども、これは取締役会が一つの譲渡に関する具体的案を決定いたしまして、それを株主総会にかけるという場合の問題でござります。そして、まあこれにつきましては商法の専門は法務省でござりますが、法務省の方から御説明された方が適切だと存じますけれども、その具体案の内容によつて、株価が下がるという場合についてのみその公正な価格というものは適用されるのではないかというふうに考えます。

○斎藤栄三郎君 委員長ね、分割して株が上がるニュースが伝わつただけでその株はかなり下がると思います。そして株主が会社に買戻しますか。企業の分割が決まつたときに、上がると思ひますか、下がると思ひますか。

○政府委員(澤田悌君) これはケースによつては、何とも言えないわけでござりますけれども、分割

によってという、その時点の問題か、あるいは、はるか以前に問題が起るのか、株価などについてですね、その辺もまた非常にむずかしい問題でございまして、しかもその競争回復の手段としては、いわゆる営業譲渡だけではございませんから、いろんな前の検討の段階におきまして、どういう影響を受けるかということもありますし、一概に分割によって上がるか下がるかということを、抽象的に申し上げることはなかなかむずかしいと存じます。

○斎藤栄三郎君 まあお立場そうおっしゃるんでしようが、だれに聞いたて、分割されて株が上がるなんて答える人はいません。それは頭の回転が速い人だけだと思う。たとえば麒麟麦酒という会社が持つていくかによって、持つていく方にはそれは余り打撃受けないでしょ、「ギリン」は上げたから、今度は「鳳凰」だとか「サル」というのかしりませんけれども、そんな新しい銘柄やつたて、これは八十三年の蓄積があるからいま高いんであつて、これを分割して株が上がると考える人はない、私は下がると考えるのが常識だと思う。どの程度下がるかは、いまのようない不況のときにやれば大暴落するだらうし、好況のときにやればその暴落の程度は低いと、こう考へるべきでしょ。が、上がるか下がるかわからぬなんていう回答ぢや私は答えにならないと思いま

すね、私は下がるという前提でお話をしているわけだから。その場合に、もちろん分割内容によつて違うとおっしゃるけれども、買い取り請求権で買ってもらつた、五百円で買つたものが今度は売るとき二百五十円にしか売れなかつたとき、だれが責任をとるかということを聞いてるんです。

○政府委員(大橋栗夫君) これは責任をとるといますか、仮に五百円が公正な価格だということで会社が買つたといつたしますと、それが後に二百五十円になりまして、この損失を受ける

のはだれかということになりますと、それは会社でございます。

○政府委員(大橋宗夫君) これは、もともと公正

な価格が五百円だという判断をしたとの結果といふこともありますけれども、そういうこともあります。

○森鷗外三郎君 その公正なる価格とは、じ
だれが決めるんです。やっぱり証券市場における
売買価格ですね、過去の一ヶ月ぐらいの売買價格
をもって公正と見るんでしょうが、それを買い取
り請求権で買ったと、それで二百五十円の損失を
会社は負担したということになる。そこまでまあ
わかりました。そこで、じゃあそんなものをじや
んじやん買ってたら会社大変ですよ、これは。分
割されるとということになつたら、会社にどんどん
私は買ひ取り請求権で買ひ取つてくれつて言う
だろうと。で、会社は自社株は持てませんからだ
れかに売らなきゃならないんだが、幸い買つてくら
なかつたときどう処置しましようか。

いえますのは、株主総会の特別決議が議決されまして、それに反対の意思を表明した株主でございま

すから、まあおのすと、もちろん大きな会社でありますから、限界はあるといつても巨額の金にはなりますけれども、限界はあるわけでござります。買い取り請求権は、やはり会社としては責任を持つて実行しなければならない、こういうことに

○斎藤栄三郎君 ザッキの、のれんの問題はどう評価なさるんでしよう、分割される会社ののれん

○政府委員(大橋宗夫君) これは八条の四の第二項に公正取引委員会が配慮しなければいけないという場合に、「事業活動の円滑な遂行」ということに特に関連すると思いますが、その場合の配慮事項の中に「特許権、商標権その他の無体財産権

の内容及び技術上の特質」というのがござります。こういうものに基づいて配慮しなければならないわけでござりますが、商標権につきましては、ま

す商標権を——仮に営業の一部を譲渡して新しい会社をつくらせたというようなケースを想定いたしましてみますと、商標権をどちらの会社にも使わせないということは、これは商標権の没収ということになります。うなことと同じになりますので、できないというふうに理解してもらいます。また、その二つの会社

が非常に誤認されるような同じような商標を使っていること、これもできないというふうに理解してありますので、仮にビール産業というか、もう具体的にそういうような産業を想定いたしましたが、商標が非常にウエートの大きい産業についての事業活動の円滑な遂行ということは期待できないことは、やはりその新しくできる会社にとっての事業活動で会社を始めさせること、しかも小さな事業規模で会社を始めさせること、というふうに考えざるを得ないと存じます。

あキリンビールの場合、いまのあなたの言葉でよくわかつたのは、どちらにも使わせないということはできない。類似のものを使うのも古いが

悪い、新しい会社がきて、そこまでわかったく
だが、その古い会社がキリンという名前を使つ
ですか、新しい会社が使うんですか。

○斎藤栄三郎君　いまのお言葉の中には、疑問なしとせざるわけですね。そのキリンという商標で皆飲んでいた新規の会社が全く新しい名前でやつたんにいたしません。

あそれは売れませんよ。その場合に、企業の引き受け手は出てきません。それから、仮に株主を募集して、かつて応募する人はない。そういうことになら

○政府委員(大橋宗夫君) 営業の一部譲渡のみを措置の対象としているものではござ、ましむれども、ござ、まのようすは、分割はできないと、こういうことになつちやいます。それでも仕方がないんですね。

慮をいたしました結果、事業の円滑な遂行ができないというような理解に達しましたならば、営業部の一部譲渡という形での競争回復手段はこの場合に不適当だという判断が行われる、こういうケースも十分に考えられるわけでございまして、その場合にはほかの手段、何らかのその事業分野に即しました競争を回復するためのほかの手段を工士に置いていかなければならないという場合も十分に考えられるわけでございます。

○政府委員(大橋宗夫君) これはそれぞれの事業分野についてのことです。概く概く由せませんが、ただいまの場合でござりますと、伝

にほかの会社へます工場を売るとしきりよくなが
これは営業というよりはむしろ工場だと思います
が、そういう処理によりましてシェアの変更がおこる
こととはあり得ると思います。また、アーティス
ターや具体的にいま特別の会社が話題になつて
るので非常に申し上げにくいわけでござります
ども、そういう具体的なケースを離れまして、乍
ら一つの産業で、流通機構について特別に閉鎖的
な流通機構があるというような場合がございま
すと、それはその流通機構についての閉鎖的な

るいは拘束的な条件と、いうものを変えていく、改善していく、ということとも競争回復の有力な手段となる場合もあるうかと存じます。

る措置、これを実際に実行に移すということは非常にむずかしい面が多くあると思います。そこで公正取引委員会どいたしましては、もちろんこの

措置をとることは、先ほどからたびたび申しておりますとおり最後の手段である、なるべくほかの措置をとる、どうしてもほかの措置をとることができない場合に、最後にこの措置をとることもあり得ると、こういうことでござります。それで、そのども場合には吉田審判でもつて、

いろいろ会社側と議論をするわけでございますけれども、公正取引委員会の方から細かいところまで、こうしてああしなさいというふうなことを命令するることは適当でなかろう、できれば会社の意見をよく聞いて、同意審決という形で円満な解決をしたい、これが一番よろしいかと思います。場合によってどうしても同意が得られない、正式審決という場合においても、公取が命令するのはごく大まかな大筋であつて、具体的な実施計画は会社側から出していただきたい、基本的にはそういうふうな感じを持つております。

○新藤栄三郎君 よくわかりました。じゃあ、なとえは一つの工場を同業者に売りなさいとか、なに売りなさいと。その場合に、働いている従業員諸君は、長いこと敵対関係の意識を持つているわけです。それが公取のお言葉だからといって、喜んで今度向こうへ行って忠勤を勵む気持ちになれんだろうか、私は麒麟だから働くのであって、サッポロには行きませんと、こういうことは考えられないと思う。その場合に、従業員だつて異動命令出せるのですか、おまえ行きたまえ、どうでしようか。

○政府委員(大橋宗夫君) これは、公正取引委員

会が命令をいたしますのは、あくまで事業者においてでございます。事業者とその従業員との関係につきましては、それぞれの会社の中での労働協約というようなもので関係が決まっているわけですが、いまして、手続一切はその労働協約でありますとか、労働関係の決まりに基づいて行われるわ

けでござります。

○森鷗外三郎君　まあ　いまの労働協約　こんな企業の分割なんていうのは初めて起きた問題でですから、まさか独禁法を適用され、分割された提携にはどうなるかということは労働協約の中に織り込んでないだろうと思うのですよ。さも經營者の責任だと逃げちゃうのはどうもいかにもお役所らしい答弁だと思うので、私はやはりその点はもっと温かみを持って考えてあげなきゃいけないのではないか。それは大きな弊害があるから

人たちの意向を無視して、こういうふうな営業譲渡を実行しようということはとてもできないと思いまして、その辺は十分尊重してまいりたい、こういうふうに考えます。

○森鷗外三郎君 その醜態するということはちゃんと法文に書いてあるわけですから、お言葉のとおりでしようと思いますが、具体的に労働組合がいやだと言つたときには、たとえばおれは分割はいやだよと組合が言つた場合には分割しませんね。

○政府委員(大槻宗夫君) 言葉は悪うございま
すが、法律的にはそれは組合が反対しても同意を
必要とすると書いてございませんから、分割を命
ぜられた会社の取締役はその営業譲渡をするため
の努力をするという義務を負うわけでございま
す。しかし実際問題としては、組合が分割反対と
いう場合には、これを押し切つて分割するという
ことは非常にむずかしかろうと思ひますので、具
体的措置を決めます場合にはやはりその辺を十分
勘案して、何が一番妥当な措置であるかと云うこ

○斎藤栄三郎君 どうでしようか、従業員と経営者との間は日本の場合は企業内組合で、非常にそういうお家の一大事のときにはよく話し合いをする。したがって、組合が分割に賛成するといふことはまず私は考えられないだろうと思います。そうするところは分割の規定というのは実行できなない規定だと私は思います。そう考えて不自然でしようか。

し労働組合との話し合いができない、合意ができるないということではありますというと、実際問題としてはおっしゃるとおり実行困難であろうと思うのです。ちょっとそこで中ぶらりんな形になりかねない。そこで、先ほども審議官からも申しておりますように、またほかの手段がないかというとに、会社の経営者、責任者は問題をもう一度居していろいろ競争回復なり弊害の除去なりについて

ての工夫をする、こういうことになろうかと考え
つけておきます。

○斎藤栄三郎君 そこで幸い労働組合も納得した、分割に納得した、よし協力しましょう、こう言ったとする。それでは商法の特別決議に従つて、三分の二以上の株主の賛成を必要とする。もしも株主がノーと言つた場合には公取のせつかの御決定だが、これは実行できないと考えてよろしくうございますね。

○政府委員(大橋宗夫君) 審決を実行いたしま

すために、営業の重要な一音の詰波といふものがある必要であり、取締役がそう判断しまして、株主総会にかけたという場合には、株主総会の決議が得られない場合には、商法上の手続としてその一部譲渡ができないということに相なります。

○斎藤栄三郎君 そこでせつかくこれだけもんで独禁法通したのに、これじゃどうもだめじゃないかということで、商法の改正などということを考えませんか、皆さん。

○政府委員(大畠宗夫君) これは先生、先ほどかえ

らずつと御指摘のように、譲り受け人の問題でございますとか労働組合の問題でありますとか、さらに工場が担保を組成しております場合には、債権者の問題でありますとかいろいろ取締役が當業者との一部譲渡ということを実行するためにやらなければいけない措置というものはたくさんあるわけですがございまして、商法の特別決議の手続だけを免除したからといって、直ちに審決が非常に容易に実行できるようになるとか、国の権力を背景にして実行できるようになるというようなものではございませんので、そういうような点も考慮をして

商法に特別の規定を設けることは余り適當でない。さらに申しますと、現行法にございます第七十七条あるいは第十七条の二にござります営業の一部譲渡につきましても、そういうわざわざ商法の特別規定というものは設けておりません。そういうふうに特別の規定を設ける必要はないというふうに考えております。

○斎藤栄三郎君 たとえば特別決議で賛成を得られなかつた、その場合に公取はもう一回考之直し

○政府委員(大橋衆夫君) もちろん特別決議を得るために議案というものは、審決を実行するための唯一の方法ではないわけでございますから、まず第一にはやはり取締役対株主総会の関係での交渉といいますか、議案の出し直しというような形のものが研究されるべきものだとは存じます。されど、どうでも来主総会の手荒がどしない、内容を少し変えて再度出すということはありますね。

十六条の第二項に審決の変更の手続の規定がございまして、こういうものによりまして公正取引委員会は実現可能な審決に変えていくということも、事情によりましてはそういうことをなさるということになると思います。規定としてはそういうふうになつております。

か、どこまでやつたら取締役は責任でしょうか。
公取からはやれとおっしゃる、株主総会ではノーライ
と言われる。じゃあ取締役はどこまでやつたらよ
ろしいんでしようか。

○政府委員(大橋宗夫君) これはどこまでとい
うことはなかなかむずかしいんでござりますけれど
とも、一般的に非常に誠実な努力をしているとい
う限りにおきまして刑事罰を科せられない、そつ
いう意味の免責を受けることになるわけでござい
ます。

理解できませんが、ずいぶん努力しているのだけれども、二百四十五条の特別決議の了承得られないと、もう私はだめだからといって取締役やめますと、こう言ってやめることはできますか。

○政府委員(大橋宗夫君) それは会社と取締役の関係で、辞任が認められればできると思いますが、しかしやめなきゃいけないようなところまで追い込む、刑事罰の規定で追いかけていくという

ことはあり得ないんじやなかろうかと思います。階では非常に緊密なる密月旅行をすると、こう言つておりますが、真意はどの辺におありますか。

○斎藤栄三郎君 通産大臣に御臨席いただきましたから、通産大臣にお伺いいたしますが、いかがでしようか。最初通産者はこの案に反対だという

ことを漏れ承つておりましたが、衆議院を通る段階では非常に緊密なる密月旅行をすると、こう言つておりますが、真意はどの辺におありますか。

○国務大臣(田中龍夫君) 公正取引委員会なるものは政府の機関ではござりまするが、内閣とは独立の権限を持つておりますことは御承知のとおりであります。同時にまた、経済の政策につきまして重要な見識をお持ちであるわけでありまして、国家の機関であります公正取引委員会も、また政府の通産省におましても、ともに思いますことは日本経済の躍進であり、国民経済の発展興隆でございます。

さような意味から申しまして、おまえは性善説か性悪説かと言われば妙な表現でござりまするが、国家のためによかれと思っております公取委員会さんも、通産省も同じ思いでございますので、さような次第で政府が決定をいたしました事件に対しましては、政府部内におましても主張すべき意見は十分に主張いたしておりますが、政府決定に対しましては、本件の成立に対しましてともに国家的見地に立って大いに推進に努めておる次第でございます。

○斎藤栄三郎君 大変おみごとな御答弁で真意が把握できませんでしたが、独禁法の改正を心から歓迎しております。

○國務大臣(田中龍夫君) 御案内のとおり、国家経済、国民生活の発展向上、世界経済における日本の重要な使命、これにつきましては申すまでもなく、公取委員会においても十分に御了承の上でのことであります。さような点から、国際経済におきまする重要性も、国内経済の産業政策につきましても、われわれと同じ思ひであるという信念の上に立つて御協力を申し上げております。

○斎藤栄三郎君 大分私の考えていたのは違う

んで、通産省はきっとこれに対するは、かなりもつと批判的な御意見だろうと思ったところが、全面的に一致しているとおっしゃる。それはそれで結構です。それ以上お伺いしてもどうにもなりますまい。

私は、いま大臣がいらっしゃる前に澤田委員長から懇意な御回答いただきましたが、今まで得た結論は、いまの九業種は物価引き上げの張本人にはなってない、むしろ、そういう独占・寡占の業種は値段が下がっているんだ。だから物価の面から見て弊害の現象は出てないというふうを承つておる。そして独占・寡占の企業をいま分割する気持ちは全くないんだと、こう言つている。私は全くないのなら何もこの法律つくる必要はないんじゃないかと言つたところが、いや、将来の長期にわたる展望のもとにビービアを、お行儀の教科書みたいな独禁法の改正だという印象を私は持つたんです。大臣はこういう、全く実行しない法律をつくることに貴重な時間をかけて、このお忙しい中を審議に時間をかけていらっしゃるんですが、それで何も疑問に思ひませんか、適用しない法律をつくるのに。いざ通つても分割はできないんですよ。労働組合が反対すればできない、株主総会で特別決議が得られなければできない。

こういうようなできもしない法律をつくることには貴重な時間かけておりますが、むなし感にせんか。○国務大臣(田中龍夫君) 寡占の問題でござりまするが、寡占であるから悪いんだ、弊害があるんだということは私はないと存じております。これはわれわれの統計におきましても明確に出ておるところでございます。公取委員会の方でいろいろとお考えになつておりますことは、弊害があるからということでありまして、弊害がなければその必要はないことは当然でございます。さような意味におきまして、大体法制というものは、弊害が出たときにこれが万全の措置をあらかじめ用意しておくというのが大体立法の趣旨でございま

すので、弊害があつた場合に、国家のために権限を御発動になるという規定をお考えになります。も、それは弊害がなければそれでよろしいはずでござりますから、私の方といたしましては、それに対しまして同意をいたしております。

○斎藤栄三郎君 通産省がお出しになりましたこの印刷物を拝見いたしますと、これは四月の十二日発行になりました「世界の企業の経営分析」、その中で、日本の企業の自己資本が非常に少ないということを強調しておられます。日本が、これは一九七四年で二一・四%の自己資本、アメリカが五一・三%、カナダが四六・八、イギリスが四五・四。私は今日一番大事なことは、企業の自己資本の蓄積にもっと官民とも力を注がなければいけないんだと思うんです。企業の分割なんかを論議する前に、どうやらこの企業の自己資本の蓄積ができるかということを、この会合でわれわれが討論しているぐらいに熱心に討論することじゃないだろうか。それが余り討論の対象にならないで、使いもしない法律のために貴重な時間を使つているのは、何か本末転倒じゃないかといふような気がするのであります。使わないことが一番いのかもわかりません。しかしながら、私はもつと大事なことが今日の通産省所管である。それは自己資本の充実だ、こう考えますが、いかがでしょ。

○国務大臣(田中龍夫君) 就任いたして後も、その問題につきましては数回總理ともお話を申し上げた機会がございます。しかしながら、なかなか簡単な問題ではございませんので、また通産行政にいたしましては、この企業の健全化ということは、企業体质を強靱にし、国際競争力を増すといふ上から申しましてもぜひ必要である、かよう

に考え、また部内におきましても作業を命じておるような次第でございます。

○斎藤栄三郎君 その具体的な法というのはお教え願えますか。

○国務大臣(田中龍夫君) まだ、ここで斎藤先生に申し上げるようなところまで行っておりませんけれども、現実の問題といたしましては、余りにも借入金が資本構成の上に多いということが、いかに脆弱な体质であるかということにつきましては痛感いたしておりますので、その点につきましては、今後とも勉強をいたす所存でございます。

○斎藤栄三郎君 最近各国の独禁法の一つの傾向があると思うのです。西ドイツは政府が価格の介入をいたします。たとえば、電気かみそりのある会社が、八%値上げしたのに対して介入をしておられます。さらにもまた、石油会社がガソリンの引き上げをしたときもそれを介入して撤回させております。これはドイツは価格介入の方式をとつております。アメリカの方は市場を競争状態に置くといふことでやつておるわけで、たとえばIBM、それからAT&T——米国電話電信会社の例に見られます。アメリカの方は市場を競争状態に置くといふことに対する規制の方法で、たとえばIBM、それからAT&T——米国電話電信会社の例に見られます。この二つのやり方を見ていると非常に対照的なんですが、日本の場合は一体どちらに重点を置かれるか。価格介入はしないのでしょうかね。どうですか、この辺、通産大臣。価格介入はしますか、しませんか。

○国務大臣(田中龍夫君) 御案内のとおりに、今

までの通産行政といたしましては、価格に対しまする介入は強く避けてまいっておりますことは御承知のとおりでございます。

○斎藤栄三郎君 結論に入りたいと思いますが、この衆議院の附帯決議についております。この中でもうすでに実行されたものとしては、この附帯決議の中の五番目に、「ガイドラインを作成し公表」せよということが要求されていますが、これは私はガイドラインは、きのういただきまして拝見いたしました。この中で、課徴金で取った金は消費者にこれを還元するようと考えろというようなことが附帯決議の中にあるのですが、大変適切な表現だと思いますけれども、具体的にどういうぐあいにこれを実行するだろうかと、そういうことが私のいまお伺いしたいところです。どうぞお願ひいたします。

○政府委員(大橋君) 課徴金を消費者に返すと言いましても、実際にその一つの具体的な力

ルテルにつきまして、具体的にその物をカルテルの値段で買った消費者というものを探し出して返すというような形になりますと、これは損害賠償請求の問題とも絡みましてなかなかむずかしい問題があらうかと思いますが、そのそういうよ

うな趣旨も含めまして、現在具体的な方法をこれから検討するというようなことでござります。

○斎藤栄三郎君 最後に澤田委員長にお教えいた

だきたいことがありますか、この独禁法第十九条に基づいて特殊指定をやる。具体的に申しますと、

優越的地位の乱用ということで、ピアノの業界などがいま問題があるようですが、この真相といいましょうか、お調べになつたことはどういうことですか。

○政府委員(澤田悌君) 担当の方からお答えを申し上げます。

○政府委員(野上正人君) お答えをいたします。

日本楽器の問題につきましては、昨年以来審査を続けて、昨年の六月四日に十九条違反、「不

公正な取引法」を用いておるということを勧告をいたしました。これにつきまして日本楽器の方

が勧告に応諾しないということで、五十一年の六月三十日に審判開始決定をいたしまして、現在審判で審理しております。

○斎藤栄三郎君 いま、審判中なら、こちらから意見を言うことはやめますけれども、私が言いたいのは、公取がやっぱりもつと国民に愛される役所にならないといけないんじやないだらうか。も

うとにかく公取というと——一番きらいなのが税務署、その次公取、それから警察と、こういう順序です。これじやいけないんであって、やっぱり皆さんが一生懸命、心血注いで努力しているに

かかわらず、国民の受け取る公取のイメージといふものは非常に悪い。どこに一体原因があるかと

いうことをいろいろ考えてみると、どうも民間企業から見ると少し事情を知らないんじゃないだろ

うか。それなの口を出すぐら、問題がこんがらがるんだという考え方が多いようです。もちろん私は、賢明なる皆さん方がやつていて、そんな知

らないでやつているとは思いませんけれども、

私もつともつと本当に、公取はお忙しいであろうけれども、経済の実態を勉強なさって、その実態に即したやり方をしないといけないと思う。

なぜそういうことを申し上げるかと、私はまだ選舉で出てくる前のことですけれども、再販問題なんかで、業者が幾ら公取に会いにいつて

もう会わない。それで思つたどおりに再販の縮小をやる。私は、よく民間の意見を聞いて、そうして

話し合いをして、どうしてもこうせざるを得ない

んだということを相手が納得してやるならいいけれども、会いにいっても会わない、これでは公取

といふことを公取が本當に国民の信頼を得て、うまく運用しなければ、画竜点睛を欠くだろうということを懸念するんです。

○斎藤栄三郎君 公取に対する通報は昭和四十六年には百八十六件、四十七年が三百三十一件、四十八年が九百五

十件、四十九年が千百二十七件と、比較的にこの通報件数がふえている。これは大変喜ぶべき傾向

だと思いますが、その後の五十年、五十一年、これがどういうぐあいに伸びているかをお知らせいただきたいと思います。

○政府委員(澤田悌君) 御指摘のように、独禁政策の遂行には一般の方々の協力が欠くことできませんのでございまして、一般からの積極的な情報提供を期待しておりますが、お尋ねの報告と申しますか、申告件数は五十年度に九百十八件、五十一年度には千三十七件に増加いたしております。こういう申告によりまして、これまで直ちにそれが端緒になるというものはございませんけれども、必要によつては捕獲調査等をいたしまして問題のは正に努めておる次第でございます。

○斎藤栄三郎君 きょうの私の質問に対し、確かにそれが端緒になるというものはございませんけれども、必要によつては捕獲調査等をいたしました。

○政府委員(澤田悌君) 御指摘の点、御注意のと諱虚にならなきや、私はこういうむずかしい法

律の運用はうまくいかないだらうということを懸念いたします。いかがでしょうか。

○政府委員(澤田悌君) 御指摘の点、御注意のと諱虚にならなきや、私はこういうむずかしい法

</

律が通つても分割はもうないんだと、こう言われますと、それはそうではないということを申し上げる以外にないわけでありまして、そういうケースもあり得るということあります。

○斎藤栄三郎君 だから総務長官、私はあなたがお立ちになる前に、分割もあり得るという前提のもとに話をした。そしたらあなたはそのとき、分割はあり得ないんだと言うて、そんな勝手なことには答えられないとおっしゃった。

○國務大臣(藤田正明君) 分割を前提としたお話しは、それは前提としてのお話であるということを申し上げたわけでありまして、分割がないんだということは申し上げております。ただ、分割は非常に困難な幾多の事情があるということはもう御承知のとおりでございます。

○斎藤栄三郎君 どうも、言葉のあやで私はよくわかりませんが、先ほどから三時間を通じて論議したことは、前半では分割はあり得ないんだと言つておられて、いまになつてみたら、最後になつてもう一回念を押してみたら、いや分割はあり得るんだということなんで、私はこの法文全部読んだ印象では、分割するための法律だと思います。ただ余りにも反対が強いしショックが大きいから、一応通すまでは分割しないという前提で話をしている。通し終わつたらこれは分割できる法律だと思います。それは歯どめがしてあるからなかなかそう簡単には実行できないでしよう。だけどこれは分割できる法律だと私は理解しております。だけど先ほどからの三時間にわたる論議では、しないんだしないんだとおっしゃるから、しないんだろうと確かめたら、いやするんだけど私はいま気持ちです。

○政府委員(澤田悌君) 法律論は大橋審議官の方にお願いします。

私が申しましたのは、実際問題といたしましてます分割されるような例はあるまい。これは、あそこにある条件を当面満たすような企業はないと、そういう意味において、例外規定を含めまし

てそういう意味において、まずこの法律が通つてますと、企業は当分出てこまいと、こういう意味の実際問題を申し上げたのが私の話でございました。

○政府委員(大橋宗夫君) 法律の問題といたしましては、譲り受け人があるかないか、それから労働組合が反対した場合どうなるか、商法の規定による特別決議が得られなかつた場合どうなるか、という個々の御質問でございましたので、その都度、得られなければ実現しない場合があるということを申し上げてきたわけでござりますけれども、制度全体の考え方といたしましては、やはりそういうことの起きないよう審判手続の中でも、問題点を洗いざらい出してくる。そしてその問題点を、関係者の納得の得られるような形での審決を導き出すといつ努力を、公正取引委員会あるいは会社側も知恵を出しまして工夫して解決していくという手続が前段階としてあるわけでござりますから、その上での審決については、やはり会社の中心的な存在であります取締役の、誠実な努力によりまして実現していくものだろうということが、通常の場合の前提になつてゐるわけでございます。個々の場合につきましての個別の問題といたしましては、先生御指摘のように実現しない場合もあるということはあるわけでござりますけれども、制度全体としては、そういうことのないよう運営されていくべきものだというふうに考えてあるわけでござります。

○斎藤栄三郎君 大変いろいろと教えていただきましてありがとうございます。厚くお礼申し上げます。

最後に、いま総務長官は、十八条の二は立案者としては要るんだけど、こういう御意見でした。私は、あれば結構なんだというなら、なくたってやつていけると、こう了解した。その根本は、昭和五十年の五党共同修正案のときになくなつたもんなんですか。それがど

ういういきさつか知りませんがいつの間にか入つたんです。私は役所の権限が余り強いということについてはよほど慎重でなければいけないと想つてあります。いま質疑応答を通じて私の得た結論は、十八条の二はカットした方がいいと考えます。

○青木一男君 きょうは総理大臣が御出席ありますので、法制局長官にお尋ねする事項が多いんでありますが、近いところへおいでいただいて伺う場合はまた改めてお尋ねしますから。時間の制限がありますのでそのつもりでお答えいただけたいと思います。

私は、一昨年の通常国会の参議院の予算委員会と本会議で、独占禁止法の規定と運用は憲法に違反するものではないかという点に立脚して質問をしました。今回政府の提案した改正案は当時の案と若干違つてますけれども、私の指摘した憲法違反の点は少しも改まつておりません。私は、立法も行政も憲法に準拠するものでなければならないという見地から、以下、若干政府に質問いたします。

「行政権は、内閣に属する。」(憲法第六十五条)

「内閣総理大臣は、「行政各部を指揮監督する。」(第七十二条)、「内閣は、行政権の行使について、国会に対し連帯して責任を負ふ。」(第六十六条)、という憲法の規定は国家統治上の行政についての根本原則を定めた規定であり、法律をもつてこの原則を変更することは許されないものと考えます。

○政府委員(真田秀夫君) ただいま先生が御

説になりましたが、立派な憲法の規定でござりますが、特例を設けることが許されないというものでもないというふうに考える次第でござります。軽々にその特例を設けることは許されないものだと存じますが、絶対にその例外といいますか、特例を設けることが許されないというものがよつて立つ民主的政治理のあり方の基本でございまして、軽々にその特例を設けることは許されないものだと存じますが、絶対にその例外といいますか、特例を設けることが許されないというもの

常に迷っているわけです。回答は要りません。それがきょうの三時間を通して私の結論です。どうもありがとうございました。

○青木一男君 例外的でも憲法の原則を、憲法の統治の基本原則を、法律でえていいというお考えですか。改めてもう一度伺います。

○政府委員(眞田秀夫君) たとえば冒頭に御引用になりました第六十五条、「行政権は、内閣に属する。」と書いてございまして、この点につきまして、從来から政府といたしましては、憲法の六十一条及び先ほどの指揮監督権、つまり七十二条の規定の趣旨から見て、内閣から完全に独立した行政機関は、憲法自身が認めるものは別として、違憲の疑いが存するところであるというふうには申しております。そういう趣旨のお答えは何回かやつておりますが、私、その後いろいろお尋ねでございました結果を申し上げますと、いわゆる行政権といわれる範疇に属するものであつても、内閣に属していないというものも現に現行法で散見されるわけでございまして、たとえば、弁護士会が弁護士の登録を受けます。この弁護士の登録をしなければ、弁護士という職業につくことができない。まあ、いわば医師の免許を厚生大臣が行つてゐるのと大体性格は同じようなものだらうと思うんですが、これは明らかに行政権なんです。行政権であればこそ弁護士登録の拒否に対しましては、行政不服審査法なりあるいは行政事件訴訟法が適用されて、裁判所の救済を受けるというこにはなりますが、しかし、もの処分である行政権と思われる弁護士の資格の登録、これは内閣には属しておらないんです。これはやはり一つの例外だらうと思うんです。この例外は、しかし軽々つづいたものではなくて、やはり弁護士さんといふ職業の職責が、行政府といいますか、官庁の指揮監督のもとに入るということと相入れないと存じます。

○青木一男君 いまの点はまだ後ほど触れてお尋ねします。

私は一年の予算委員会で、憲法に国の統治機關として規定しているのは天皇、国会、内閣、裁判所、会計検査院、地方公共団体である。そしてその中核をなすものは国会、内閣、裁判所であり、三権分立の方式が採用されており、そこで、

○政府委員(眞田秀夫君) たとえば冒頭に御引用になりました第六十五条、「行政権は、内閣に属する。」と書いてございまして、この点につきまして、從来から政府といたしましては、憲法の六十一条及び先ほどの指揮監督権、つまり七十二条の規定の趣旨から見て、内閣から完全に独立した行政機関は、憲法では第六十五条の規定の趣旨にかんがみ、会計検査院等憲法上明文の根拠のあるものは別として、それ以外に内閣から完全に独立した行政機関を設けることは、憲法違反の疑いがあると考えると答弁された。現内閣のこの点の見解を伺いたい。

これら憲法に規定した機関のほかに、統治権を最高権威として行使する機関は存在するはずがないと思うがどうかと質問した。これに対して当時の法制局長官は、政府としては憲法では第六十五条、第七十二条の規定の趣旨にかんがみ、会計検査院等憲法上明文の根拠のあるものは別として、それ以外に内閣から完全に独立した行政機関を設けることは、憲法違反の疑いがあると考えると答弁された。現内閣のこの点の見解を伺いたい。

すなはち憲法に規定されたものばかりに、内閣から完全に独立した行政機関を設けることは、憲法で許されるかどうかについての見解を伺います。

○政府委員(眞田秀夫君) その点がまさしく先ほど私がお答えした事項でございまして、従来、政府の見解といたしましては、ただいまお読みになつたとおり、つまり先ほど私が申し上げたとおりのことを言つておつたわけでござりますが、ございますが、その後つづきに私が検討いたしましたところ、いまの弁護士会の登録などというの

一休憲法上どう思つたらいいのかなどという疑問を抱き始めまして、やはりそれはつらつら考えてみれば、やはり合理的な理由があれば、若干の例外をつくるということは憲法の許すところであろうと。先ほどは弁護士会の例を申しましたけれども、そのほかにもたとえば商法五十八条によつて、裁判所が会社の解散を命ずる、これは行政権なんですね。あるいは民法の財團法人なり、社団法人いわゆる公益法人の清算事務を監督するという事務、これも行政権なんですが、これも裁判所がやっております。

○政府委員(眞田秀夫君) 私も同意見でござります。

○青木一男君 公正取引委員会の澤田委員長にお尋ねいたします。

公正取引委員会は、職権の行使について内閣の指揮監督を受けておられるかどうか、その根拠とともに伺いたい。

○政府委員(眞田秀夫君) 憲法七十二条に定めております指揮監督権といふものは、これはやはり内閣が行政府を全部統括して、そして国会に対し責任を負うという、そういう民主的な政治機構の基本をなす原則でございます。したがいまして原則としては、内閣に属するすべての行政権の行使について内閣総理大臣は指揮監督権を持つておるこれは原則でござりますが、しかしこれに対しても、またいろいろ問題がございまして、一口に行政権の行使と申しましてもその態様は千差万別、非常に複雑でございまして、物によっては、つまり事柄の性質上、指揮監督権が及ばないというものもあるわけなんですね。たとえば人の資格を試験をするとか、あるいは物の検定をする、検査をするというような行政事務、これは幾ら、いかに内閣総理大臣が上級官庁であつて、憲法七十二条があるからといって、試験担当官に對してこれは合格にしろとか、不合格にしろというよう

るわけでございます。

○青木一男君 公正取引委員会の担当しておる独禁法の施行運用は、憲法上の行政権に属するものと思うが、政府の見解を伺いたい。

○政府委員(眞田秀夫君) 独禁法によつて公正取引委員会が執行していらっしゃる事務は、これはまさしく行政権の作用でございます。

○青木一男君 憲法第七十二条に規定する内閣の指揮監督権の意義について政府の見解を伺いたい。

学者の説によつても、私の役人時代の体験から考えても、憲法に規定する内閣の指揮監督といふのは、下級行政機関の職務上の行為についての観念であると思う。前内閣の法制局長官も、憲法第七十二条の内閣総理大臣の指揮監督といふのは、上級の行政機関が下級の行政機関に対して一定の行政上の行為をなし、またはなさるべきことを命ずるものであると答弁されました。現内閣は、この私や吉國長官の見解をお認めになるかどうか伺いたい。

○政府委員(眞田秀夫君) 澤田委員長がお答えになりますのは、法律的に全く正しいお答えでございまして、人事あるいは予算面については内閣の所轄のもとにござりますが、独禁法に基づく個々具体的な職務行為については、内閣総理大臣あるいは内閣の指揮監督権は及びません。

○青木一男君 憲法上の指揮監督といふのは、行政の職務上の行為についての観念であることは、政府も先ほどお認めになりました。また公正取引委員会は、職権の行使について内閣の指揮監督を受けてない。その根拠は、独禁法第二十八条になつたとおり、つまり先ほど私が申し上げたとおりのことを行つたわけでござりますが、二

〇政府委員(眞田秀夫君) 澤田委員長がお答えになります。

な、そういう内容の指揮監督ができるわけはない。そういう事柄の性質上、指揮監督の及ばないといふ分野の行政事務があることは確かなんです。それから、そのほかにまた、事柄の、事務の性質自体というんじゃないくて別の理由、言うなれば、たとえば政治的な中立性が非常に強く要求される、非常に——もちろん行政事務はすべて公正に行われなければならないわけですから、特に政治的な中立性が強く要請される分野につきましては、内閣総理大臣の指揮監督権を薄めるということも、事柄の性質によつては合理性を認められるものがある。つまり、指揮監督と一口に言いましても、濃淡はあつてもいいんだというふうに考へるわけでございます。

○青木一男君 内閣の公正取引委員会に対する指揮監督権がゼロであるとすると、公正取引委員会は完全に独立した行政機関となると思う。指揮監督権がゼロであるということが完全に独立した行政機関ということになるわけなんです。先ほど政府は、会計検査院等憲法上明文の根拠がある場合は別として、それ以外に内閣から完全に独立した行政機関を設けることは、憲法違反の疑いがあるという吉國前長官の説を是認された。それならば政府は、公正取引委員会は違憲であるということを認めたことになると思うがどうですか、伺います。

○政府委員(真田秀夫君) 内閣から完全に独立した行政機関は、会計検査院など憲法自身が認められたとして、違憲の疑いが存するところであるとの別として、違憲の疑いが存するところであるといふ前法制局長官の答弁があつたことは私は認いたしました。その点についても、先ほど私が申しましたように、例外はあるということを御説明しましたわけですが、それはそれといたしまして、公正取引委員会について申し上げますと、これは内閣から完全に独立した行政機関とは思つてないんです、われわれは。それは予算面を通じておりましたよな、完全に独立した行政機関を、法律が憲法を侵して設けているではない

かという御意見には、直ちに賛同するわけにはまらない。

○青木一男君 それは、指揮監督権があるという御意見ですが、どういう指揮監督権だか、お伺いします。

○政府委員(真田秀夫君) それは予算の統制、あるいは人事権、罷免権などをもつてあります。○青木一男君 それは学者も指摘のとおり、もし予算の編成権とか人事権について発言権があることが指揮監督権であるならば、最高裁判所長官以下全部の裁判官はやはり内閣の指揮監督下の機関ということになるわけです。それでよろしいんですけど。

○政府委員(真田秀夫君) 裁判所を引き合いに出しになつての御質問でござりますけれども、まず予算について申しますと、なるほど裁判所の予算も内閣が編成いたしまして国会に提出すると、

判所も行政機関の内閣の所轄に属することになるんではないかという御議論は、そのままいたくわけにはまいらない。

○青木一男君 私は、任命権や予算編成権の手続の違いなんてことはもう枝葉末節な問題である、それはね。それよりも、先ほどあなたは、憲法上の指揮監督権というのは下級行政機関の職務上の行為についての観念であるという、学者や私や吉國長官の説を是認したじやありませんか。私はこれは常識だと思う。指揮監督ついていやあ、下級行政機関の職務上の行為についての観念であるということは、これはもう常識だ。それを先ほどは認されたでしよう。それなら、その下級行政機関の職務上の行為について指揮監督権がなければ、監督権はゼロということに私はなると思うんだが、もう一遍その点をお答えいただきたい。

○政府委員(真田秀夫君) それは指揮監督権といふ言葉の一般的な意味、内容として私受け取つてお答えしたわけでございまして、公正取引委員会とか国家公安委員会とか、そういういたいわゆる行政委員会に対する内閣のやり方といいますか、閣与の仕方、その内容については濃淡があつてもしかるべきものであるという意味で申し上げたわけでございます。

○青木一男君 どうも長官の言つことは、前と後で違つて、私も理解できない。まあしかし時間がないから、前に進みます。

○政府委員(真田秀夫君) 速記を起してください。

(速記中止)

○政府委員(真田秀夫君) 六十六条三項「内閣は、行政権の行使について、国会に対し連帶して責任を負ふ。」この条文は、ただいま青木先生御自身がおつしやいましたように、七十二条の指揮監督権とうらはらをなすというものであるという責任を負ふ。

○政府委員(真田秀夫君) 七十二条の方の指揮監督権それ自身について、合理的な理由があれば濃淡がつてかかるべしだということが言える以上、その濃淡の淡の部分については、それに見合つた程度の責任しか負えないし、それから、公正取引委員会の職務のごとく、独立して行うということが合理性があつて認められるということであれば、それに見合つた責任は国会に對しては負えない、

○政府委員(真田秀夫君) たゞいまの御質問の点は非常に微妙な問題でございまして、過去の答弁を調べてみましても、やや浮動している点がございますけれども、私は、権限がないところには責任はない、法律上の責任は、政治的な責任は別でございますが、法律上の責任は、権限のないと

ころに責任だけが伴つていくというようなことはあり得ないといふに考えます。

○青木一男君 内閣が、行政権の行使について国会に対し責任を負うという規定は、内閣は行政各部を指揮監督するという規定と表裏をなす関係でありますから、たゞいま長官の答えたように、

ら、これは後からまたお尋ねします。

憲法がすべての行政権を内閣に独占させ、その行政権の行使について内閣が国会に対し責任を負うと規定しているのは、立法、司法以外のすべての国政を、国民を代表する国会のコントロールのもとに置くという民主主義の根幹をなす国家統治の原則を定めた規定であるから、国会のコントロールから逸脱した行政部門の存在が許されるはずはないと思うが、憲法の精神についてお尋ねします。

そういう規定がないのは当然である。しかし、これについては内閣も責任を負わないのであります。要するに、公正取引委員会の独禁法運用上の失政については、国会のコントロールが及ばず、責任追及の道がないのであるが、憲法のたてまえ上かのような事態の許されるはずがない。かような結果を招く独禁法第二十八条は違憲の法律と考えるが、政府の見解を伺いたい。

要するに、権限のみ強大であって、何人の指揮監督も受けず、何人に対しても責任を負わない切り捨て御免式の行政機関の存在を憲法が認めるはずがない。公正取引委員会の職務上の失政のあった場合の責任について、政府の見解を伺いたい。

○政府委員(真田秀夫君) それは結局、先ほど申しましたつまり事務の性質上、非常に政治的な中立性が強く要求されるという仕事に該当するかどうかという判断のいかんに帰する事柄だろうと思うわけなんです。たとえば国家公安委員会、これはやはり職権は独立して行っているわけなんんで、国家公安委員会の所掌事務につきましては内閣は指揮監督ができない。したがつて、また先ほどの六十六条三項に戻りますが、国会に対して責任を負うわけにもいかない。つまり、それと大体同じよう論理構成になるわけでございまして、公正取引委員会が独禁法の運用をなさるという仕事、その仕事の性質上、非常にやはり政治的な配慮が入つては困るという要請を、非常に重く見るか軽く見るかということだろうと思うんですが、政府は從来からそれは大変重く見ておる、したがつて中立性を重く見ることの結果、職権を独立して行つて、内閣の個別的な指揮監督権を、特に法律で排除をしている、断ち切つておる、しかし、これは憲法の許容するところであろうというふうに解釈している次第でございます。

○青木一男君 いまの御説明は、二つの点で非常な問題を間違えておる。先ほど御説明の公取委員会の独立性の根拠について、政治上の公正、中立ということを言われたが、私は枝葉末節のことだ

から触れておりませんか。公正の行政を要するのは、独禁法の施行だけじゃありません。税法その他すべての行政について公正でなくてはなりません。また、政府の手では中立公正の行政ができないなんという理論をやつたら内閣は成立しません。それでは、それは立憲内閣制度の本質に反する説明だ。しかし、そんなことは枝葉末節だから私は持ち上げなかつたのだが、それよりも、そういう中立公正の行政は独立でいいということは法律で決めたのでしょう。法律で。それじゃ法律で憲法を改定ということじやありませんか。この点についてもう一度御説明をいただきたい。

るいは六十六条三項の文言をよく読むと、そうすると先ほど来る申し上げておりますような、合理的な理由がある場合には、それは七十二条なり六十六条三項に、まあ表現はよくありませんが、穴があいているといいますか、例外が書いてあるというふうにこの条文の真意を読み取ると、そういう解釈をするという意味でございまして、それがいわゆるおっしゃいました根拠といえばそれが根拠に当たるわけでございます。

○青木一男君 それでは、理由があれば法律で憲法を変えてもいいということになりますね、理由があれば。そういうことをお認めですか。

○政府委員(真田秀夫君) そうじやございませんで、理由があれば法律が憲法を変えてもいいといふのじやなくて、憲法自身が、理由があれば法律に例外規定を書いてもよろしいということを許容しておるというふうに御理解願いたい。

○青木一男君 それはあなたの想像であつて、憲法にそういうことは書いてないじやありませんか。まあそれは余りお話をすると問題が長くなりまし、時間がたつから進みます。

先ほど公正取引委員会の違憲を弁護する材料として、弁護士登録の話をお用いになつた。これは大分話が違つた話なんですけれども、それからまた国家公安委員会の話を持ち出した。前の吉國長官も同じじような議論をされておりました。しかしいまの議論は、学校の試験のときに学生Aがカンニングを見つけられて先生からしかられたとき、Bもやっていますと抗弁したような論法にすぎません。Bもやっているということによつて、Aの行為が正当化されるものではないのです。公正取引委員会の独立性の憲法違反でないということは、他の例などに関係なく、独禁法それ自体で説明をすることが必要であると思うが、政府の見解を伺いたい。

○政府委員(真田秀夫君) Aが、試験の際にカンニングが見つかったときに、Bもやっているんではないかという論法とは少し違うわけなんです。A自身がカンニングをやっているというんじやな

くて、AもBもカンニングじゃないというわけなんです。（笑声）

○青木一男君 私の例はAが本当にカンニングをやつたときの例を私は使っています。私の例を否定したら問題にならない。この問題はまた後で触れます。

すべての法律制度は憲法に合致するように解釈運用すべきであり、もしそれができるない場合は、憲法が優位に立つからその法律制度を改めるべきものと思うが、政府の見解を伺いたい。

○政府委員（真田秀夫君） その点に関する限りは私も全く同じでございます。法律は憲法に適合して制定され、解釈され、運用されなければなりません。問題は、その憲法の解釈の問題でございますので、その点だけ留保しておきます。

○青木一男君 いま私が述べたように、理論的には公正取引委員会の合意が違憲かを論ずるに当たっては、他の行政機関に触れる必要はないのであります。参考のため他の行政機関の性格を分析し、憲法との関係で公正取引委員会と同一視することのできない点を明らかにしようと思います。そのため質問いたします。

つまり、Aは、Bもカンニングをしていると抗弁したけれども、Bはカンニングをしていないかつた、こういう点を明らかにしたいと思います。法律の規定に基づき、または行政の運用上独立して職権を行っている機関は、たとえば公害等調整委員会のようない連司法機関にせよ、司法試験管理委員会のようない連国家試験実施機関にせよ、航空事故調査委員会のようない連専門技術の調査機関にせよ、これららの機関の関与する行政全体について所管大臣が決定しております。当該大臣の所管事務の成績を最も有効に發揮するため、所管事務の一部について独立機関を設けているのである。これに反し、独立法の施行については所管大臣が存在せず、広範に強力な独禁法の施行運用については、公正取引委員会が唯一最高の行政機関である、この両者の差異は重大であるが、この差異をお認めになるかどうかを伺います。

○政府委員（真田秀夫君） 公正取引委員会とほどの類似の独立委員会とはそれぞれ所掌事務が運用すべきであり、もしそれができるない場合は、憲法が優位に立つからその法律制度を改めるべきものと思うが、政府の見解を伺いたい。

○政府委員（真田秀夫君） その点に関する限りは私も全く同じでございます。法律は憲法に適合して制定され、解釈され、運用されなければなりません。問題は、その憲法の解釈の問題でございますので、その点だけ留保しておきます。

○青木一男君 いま私が述べたように、理論的には公正取引委員会の合意が違憲かを論ずるに当たっては、他の行政機関に触れる必要はないのであります。参考のため他の行政機関の性格を分析し、憲法との関係で公正取引委員会と同一視することのできない点を明らかにしようと思います。そのため質問いたします。

つまり、Aは、Bもカンニングをしていないかつた、こういう点を改めて、その違いについてお伺いします。

○政府委員（真田秀夫君） またA、Bの話になつて恐縮なんですが、国家公安委員会、これはやはり職権は独立して行っているものだと、これも通説なんですが、国家公安委員会は公正取引委員会と同じように内閣総理大臣の所轄のもとに置かれております。ただ補足して申しますと、國家公安委員会の長である國務大臣は実は表決権がない、しているという違いはございます。その違いはございませんが、國家公安委員会の場合でも、國家公安委員会の長である國務大臣は実は表決権がない、

来おっしゃっている所管大臣の有無という点ではそれほど問題にならないというわけでござります。

○青木一男君 國家公安委員会の例をお引きになりますが、それはやや類似点があるが、それは國家公安委員会以外に改正を要する問題がもう一つあるかどうかという問題にすぎない、國家公安委員会があるから、もう公取委員会も大きな顧慮をし立性を与える理由をいたしまして、公害等調整委員会なりあるいは航空機事故調査委員会なりあります。いろいろあると思いますが、その独立性を与える理由が同様理由として、公正取引委員会の場合には政治的な影響を極力排除する、そういう必要が非常に強いんだという理由で独立性を与えておる。だからほのかの委員会、AだBだとおっしゃいましたけれども、全部が同じ理由ではない、公正取引委員会の場合には、繰り返しになりますが、まさしく政治的な影響を強く排除する、その点では國家公安委員会あたりにやや近い性格のものだらうと思います。

○青木一男君 その問題の行政について所管大臣が、これは憲法上問題なんだ、その点が、ほかの委員会等は全部所管大臣が決まって、この大臣の行政の一部を合理的に行うために、ごく一部について独立権を与えておる、これは性質が違うのであるか、本質的に所管大臣があるかないかということが、はあるかどうか、所管大臣のないという一体行政が、これは憲法上問題なんだ、その点が、ほかの委員会等は全部所管大臣が決まって、この大臣の行政の一部を合理的に行うために、ごく一部について独立権を与えておる、これは性質が違うのであるかどうかといふことは法律上はあり得ないはず

○政府委員（真田秀夫君） たゞいま青木先生公害等調整委員会のことを御引用になりまして、何か上級機関の一般的訓令に服するというようにおっしゃいましたかのごとく受け取りましたけれども、そういうことは法律上はあり得ないはずだと思いますが、いかがなものでございましょうか、私の方から聞くのも変な話なんですが。これ

ど言つたとおり、ほかにあるからということでもつて正当性を主張されるのは、これは非常など

うも法律専門家の議論じやないと私は思います。もう一つの違いについてお尋ねします。公害等調査委員会以下の独立性を認められた各機関は、個々の案件処理については独立であるけれども、内閣の一般的指揮監督権には服するのである。たとえば国税不服審判所も国税庁官の基本通達に従うという一般的指揮を受けております。また所管大臣は、独立性を認められた各機関が、誤りなく所期の任務を果たすことを監視する権限と責任を有するのであって、各機関の義務違反等のあつた場合には、法律の範囲内において人事権を発動して監督権行使し、またこれによって国会に対する内閣の責任を果たすことができるのです。これに反し公正取引委員会については、その職権の行使について内閣の指揮監督も受けず、所管大臣も存在しないのであるから、一般的指揮権を発動しておるのであります。ただ補足して申しますと、國務大臣は、独立して行っているものだと、これが、憲法がみずからそういう例外を認めているのだといふ憲法上の解釈をもとにしてわれわれは解釈して、そういう解釈のもとに御説明を申し上げておるのであります。ただ国税不服審判所のことも御引用になりますが、これは独立の外局、委員会ではございませんで、これは付属機関でござりますのでわけが違う。

それから最後に、法律をもつて憲法を変更してよろしいかということをおっしゃいましたが、これはもう先ほど来申しますように、憲法自身の方が、憲法がみずからそういう例外を認めているのだといふ憲法上の解釈をもとにしてわれわれは解釈して、そういう解釈のもとに御説明を申し上げておるのであります。ただ国税不服審判所が国税庁長官の通達に反し

害等調整委員会以下の独立機関の独立性は、憲法との調和のもとに運用されておる、しかるに現行独禁法下の公正取引委員会の独立性は、憲法第六十五条、第六十六条、第七十二条と調和を図ることは不可能である。

○政府委員（真田秀夫君） ただいま青木先生公害等調整委員会のことを御引用になりましたが、憲法と法律とが両立しないならば、法律の方を改めるべきだと思うが、この点について改めて政府の見解を伺いたい。

○政府委員（真田秀夫君） たゞいま青木先生公害等調整委員会のことを御引用になりましたが、憲法と法律とが両立しないならば、法律の方を改めるべきだと思うが、この点について改めて政府の見解を伺いたい。

○青木一男君 違司法機関には、法律によつて独立性を認めたものと法律によらざるものとの二通りあります。国税不服審判所は法律によらざる独立機関であります。それは裁判を行つておるから。しかし国税不服審判所が国税庁長官の通達に反し決定をしようと思う場合は、こういうことをし

なわち一般的指揮権に服する証拠であります。私が申し上げたのはそういう意味であります。

法制局長官に対する質問は一応これで終わり、

また後から出でますから。あとは内閣から御答弁をいただきたいと思います。

○委員長(加藤武徳君) ちょっとと速記をとめてください。

〔速記中止〕

○委員長(加藤武徳君) 速記を起こしてください。

○青木一男君 現行独禁法は行為規制を原則としておる。たとえば企業が競争を制限することによるような合併や株式の取得を規制しておる。今回の改正案によると、企業の市場占拠率が一定の程度に高くなると、営業の一部譲渡を命ずるというような状態規制または構造規制が進んでおる。外

國の独禁法で、かような状態規制または構造規制を行つてある例があるかどうか。あるならば、例を示してください。

○政府委員(水口昭君) お答え申し上げます。外國の事例といたしましては、イギリスの法律にいわゆる企業分割、これに類した規定がござります。ただ、イギリスの法律の場合には議会の同意を必要とする、かような規定になつておるようございます。それからアメリカの場合、御承知のようにシャーマン法で、非常に簡単な規定でござります。それからアーメリアの場合は、御承認の上昇が非常に高かつた。

○青木一男君 通産大臣に対する質問はおいで

とき延ばしますので、産業政策局長にお尋ねします。先ごろ通産省は、日銀の卸売物価指数に採用されておる二百六十品目を対象として、寡占の進行と物価との関係で調査されたようである。それによると、昭和四十五年の物価を一〇〇とした五十年末の値上がり程度は、上位三社のシェア二〇%ないし三〇%の品目の値上がりは九二・四%と最も高いのに、シェア八〇%ないし九〇%の品

目の値上がりは三八・一%と著しく低いことが明

らかになつておる。かよくな寡占の程度の低い品

目が値上がりが高いのに、寡占の程度の高いものは値上がりが低いというのはどういう理由か、御

説明をいただきたい。

○政府委員(瀧野滋君) お答え申し上げます。ただいま先生の御指摘の日銀の卸売物価、これを集中度によりまして八段階、八つのグループに分けまして、昭和四十五年を一〇〇いたしました。この数字を、私ども内部資料としてつくりました。

対象品目は二百六十三品目でござります。この動きを見てみますと、総体的に見まして、いわば集

中度の高い品目の動きが価格の上昇が低いと、た

だいま御指摘のような数字が出ております。これ

は一体何であろうかということをございますが、

私ども非常に詳細な分析はやっておりませんが、

この期間、四十五年から一九七六年でござります

から、五十年までのこの動きを見てみると、

この間には石油ショックという非常に大きな経済

変動を与える条件がございましたが、寡占度の高

い品目が総じて低いといふことは、一つは石油

ショックの前の好況期、それから石油ショックの

間のいわば狂乱物価と言われました時期に、寡占

度の低い競争品目、これの上昇が非常に高かつた。

それに比較いたしまして、寡占度の高い、これは

基礎資材等が中心になつておりますが、これがい

わば政府の行政指導と申しますが、物価対策への

協力等もございまして、上がらなかつたというよ

うなことが一番大きな原因ではなかつたかといふ

ふうに私どもは考えておるわけでござります。

○青木一男君 寡占度の進んでいる企業といふも

のと同様に延ばしますので、産業政策局長にお尋ねします。

先ごろ通産省は、日銀の卸売物価指数に採用さ

れておる二百六十品目を対象として、寡占の進行

と物価との関係で調査されたようである。それによると、昭和四十五年の物価を一〇〇とした五十年

末の値上がり程度は、上位三社のシェア二

〇%ないし三〇%の品目の値上がりは九二・四%

と最も高いのに、シェア八〇%ないし九〇%の品

も思つておりますが、その点の詳細な分析とか私

ども実は進めておりません。ただ、いま先生の御

指摘の点は、私ども若干古くなりますが、昭和四

十七年に、いわば高度成長期、昭和三十五年から

四十年の初めにわたりましての卸売物価の動きを

同様な意味で——ただ分類は若干いまのとは違つておりますが、やつたケースがございますが、そ

の中では、まさにいま先生御指摘のよくな高度成

長期の中で、いわば規模の利益といふものの拡大、確保に努めた、あるいは技術開発というよくなも

のがあわれまして、寡占度の高い商品の卸売物

価の、当時は卸売物価が全体的に見まして横ばい

ないしは低下の傾向にございましたが、その中で

も、全体の平均よりは非常に低く下がつておると

いう数字が出ておりました。これがいま先生御指

摘要のよくなわばメリットがあわれています。

ではないかと、かように考えております。

○青木一男君 政府に伺います。

弊害がなければ寡占状態ではない。弊害として

第一に挙げられておるのは価格の著しい上昇であ

る。物価の安定はいつの時代でも財政経済政策の

根幹である。通産省の調査によれば、寡占度の高

い産業は物価の沈静に貢献してきておる。これか

らも貢献を続けるであろうとの見通しである。し

かるに、その産業を選んで悪者扱いとし、規制の

対象とした理由を伺いたい。

○政府委員(大橋宗夫君) 独占的状態に対しま

す規定は一定の事業分野の一つとしておるのは事

実でござりますけれども、これをもつて直ちにそ

ういう産業が悪いというような決めつけ方をして

いるわけではございませんで、新規参入が困難で

ありますとかあるいは価格の設定、利益の享受に

つきまして今後起ころるものもしないような弊害が

ありますとして、公正取引委員会の命令をとつて規

定として、公正取引委員会の命令をとつて規

定でございまして、寡占産業全体について、悪い

というようなことを言つてゐるわけではございま

せん。

ちょっとと寡占と物価の関係についてはひとつ

だけ加えさせていただきたいんでございますが、通

産省の資料を持見いたしまして、あの際のいろいろ

の御説明によりましても、寡占度が高いから値

上がりが低いんだというふうには分析はせられな

いんではなかろうかというふうには考えておりま

す。

○青木一男君 公正取引委員会の委員長にお伺い

します。

営業の一部譲渡の命令というような国の産業政

策に重大な関係を持つ公取委員会の職權行為は、内閣の指揮監督下、または主務大臣の同意のもとに行うべきだと私は考えますが、改正案では主務大臣への通知と協議という手続をすることとなつておる。いずれにしても、これは政府の産業政策との調整を図つて国策上の矛盾を避ける趣旨であると思うが、委員長のお考へを伺いたい。

また、政府との協議において検討すべき問題は広範にわたり、判断のむずかしい点が非常に多いと思う。独占的状態の有無だけについてみても、価格の上昇の程度、それが寡占状態を原因とするかどうか、営業一部譲渡を命ぜれば、果たして物価が下がるのかどうか、さらに寡占企業の経理が妥当かどうか、営業の一部譲渡をした後の企業の営業はどうなるか、対外競争力はどう影響受けるか等の問題の結論は、機構、人員の整備した政府部局の総合判断がきわめて大事な資料となるべきである。このために協議という規定ができると思う。したがつて、委員長としては主務大臣の意見聴取、協議に当たつては、単に形式だけでなく、謙虚に十分意見を尊重するという態度でなくてはならないと思うが、この点の委員長のお考えを伺いたい。

○政府委員(澤田悌君) 独占的状態に対します

措置、これは企業にとってなかなか重要な措置でございます。したがいまして、御指摘のように法案におきましては、その手続きはきわめて慎重に定められておる次第でござります。競争を回復させ、市場における弊害を除去するということ基本でござりますので、そのやり方におきましても、慎重でなければならないことはもちろんでござります。したがいまして、手続としては、最終的には審決という形で措置を命ずることになりますが、制度上これは同意審決、企業側の納得のいく方法を見出し、同意審決というよつた形で図ることが最も望ましいのではないか。そこまでいかないで、弊害の除去なり競争の回復なりがほかの手段で図られますならば、これはもちろん望むところでござりますけれども、そういうふうに考えるの

でございます。

さらに御指摘の、主務大臣への通知、これは今度新しい法案に盛り込まれました手続の一つでござります。所管の大臣が、それぞれの管轄に属する企業については、事情もあるいは行政上の意見もいろいろあるわけでござります。主務大臣への通知と協議はこれによる主務大臣の意見等十分尊重するということは申しまでもないのであります。私ども、それによって公正取引委員会の決定なりが過ちなきを期したい、謙虚な気持ちで考えていくべきであろうと思つておる次第でござります。

○青木一男君 私はいまの委員長の御答弁に満足します。ぜひそのとおり実行していただきたい。

政府に伺いますが、自由競争は独禁法の基本原理である。自由競争の目的は何であるか、製造業について言うならば、よい品物を安く供給させるのがねらいであると思うが、政府の見解を伺いたい。

○政府委員(大橋宗夫君) 自由競争の目的は、いまだ先生のおっしゃいましたとおりでござりますが、そういうことによりまして、市場で価格が決まってくるといふことが最大のねらいだということなるわけでございます。企業者が自由な競争によりまして価格が決まつてくるといふことが自由競争のねらいではなかろうかと思います。

○青木一男君 サラに政府に伺います。

よい品物を安く供給するということは独禁法上の善であります。この善を積んだものが競争に勝ち、シェアの高まるのは自由競争の当然の結果であり、独禁法の当初から予想したところでなくはないと思う。しかるにシェアが一定の程度に上ると、善が悪の容疑者に一変し、規制を受けるのは何ゆえか。独禁法上の自由競争にも限界があるという意味かどうかを伺いたい。

○政府委員(大橋宗夫君) これはひとつ、公正取引委員会に

界があるということではございませんで、自由競争のメリットでありますよい品を安くという供給を続けていただきたい、そういう趣旨の規定になつておるわけでございます。

度新しい法案に盛り込まれました手続の一つでございます。所管の大臣が、それぞれの管轄に属する企業については、事情もあるいは行政上の意見もいろいろあるわけでござります。主務大臣への通知と協議はこれによる主務大臣の意見等十分尊重するということは申しまでもないのであります。私ども、それによって公正取引委員会の決定なりが過ちなきを期したい、謙虚な気持ちで考えていくべきであると思うが、政府の見解を伺いたい。

○青木一男君 特許権を利用した企業は、シェアが一〇〇%となつても独禁法の適用を除外される。他の追随できないような優秀な技術によって、よき物を安く供給し、シェアが高まつた場合も同様に考へべきではない。むしろ特許法の保護を受けずに、自由競争下にその地位を築いたとすれば一層偉なりであつて、独禁法上も尊重すべきであり、規制など思ひもよらないと思うが、こういうものがどうして除外されおらないのか、伺いたい。

○政府委員(大橋宗夫君) ただいまのような先生の御指摘のケースが、仮にやはり一〇〇%シェアを持つようになつてゐる場合には、恐らく何らかの形の特許権というものの作用が働いておる、何らかの形で特許権というものが働いておるのでないかというふうに考えます。

○青木一男君 いや、私は特許権がなしで同じような成績を上げておるものを見出せんんで。

それならば、特許法の精神から同じに扱うべきじゃないかと言つたんです。その点はどうですか。政府委員(大橋宗夫君) そういう場合には法律の規定では適用除外にはしておりません。そのしておらない考え方でございますが、やはりそういうよつた形で一〇〇%のシェアを確保した場合うな大企業が、物価の鎮静に貢献する役割りは今後も続くだろうということである。また、政府も公取委員長も、この改正案はさしあたり適用するべきではないことをしばしば言明しておられる。そうすると今度の改正は、必要に基づくものでなく、世間で批判するようにイデオロギーに基づく立法であるとの印象が深いのである。法律といふ

ているという企業につきましては、独占的状態の規定が適用になるということはないわけでござりますから、そういう点におきまして、いま先生の御指摘のような優良な企業が分割の対象になるということはあり得ないことだと存じます。

○青木一男君 これはひとつ、公正取引委員会の委員長にお伺いします。右のような他の追随できない優秀な技術によつてシェアの高まつた会社の、たとえば工場の一部を譲渡したとして、譲り受けた会社は、必ずしも同じような優秀品を安く供給するとは限らない。結局、単に優秀会社の活力を減殺する結果になるかもしれないと思うが、そういう場合はどうするのか、伺いたい。

○政府委員(澤田悌君) 結局、具体的な場合には八条の四の規定全体をどのように解釈するか、どのように適用するかということに帰するのではなく、恐らくかわかりませんが、たとえば「事業活動の円滑な遂行」というような一字をとつてみましても、譲り受けた方、それから譲り渡した方がどちらかの障害が起ることというようなことであれば、そのやり方についていろいろ検討をしなければ、単純にそういう命令を出すというようなことはむずかしいと考える次第でございまして、これはケース・バイ・ケースによってよほどそういふ点は真剣に考えて、効率の上がる、しかもいい品を安く供給てきて、消費に満足を与えられるというような方向において検討すべきものと存する次第でござります。

○青木一男君 政府にお伺いします。通産省当局の見解によれば、寡占状態にあるような大企業が、物価の鎮静に貢献する役割りは今まで続くだらうということである。また、政府も公取委員長も、この改正案はさしあたり適用するべきではないことをしばしば言明しておられる。そうすると今度の改正は、必要に基づくものでなく、世間で批判するようにイデオロギーに基づく立法であるとの印象が深いのである。法律といふ

ものは必要に応じて制定すべきものである。政府の見解を伺いたい。それとも、物価の引き上げ以外に弊害があるならばそれを示していただきたい。利益金が多かったならば税務署が処理すればよく、公正取引委員会が干渉する必要はないと思うが、その点も見解を伺いたい。

○政府委員(大橋宗夫君) 今後、いわゆる寡占企業が物価に対して貢献をしていくという通産省のお見込みでございますが、これは、政府全体としてもそういうことになっていくよう期待はしております。したがいまして、独占的状態の規定が適用になるような状態、こういうことは政府として期待しておるわけではございませんけれども、やはりこれから、これまでの経済環境の変化その他にかんがみまして、この際寡占企業といいますか、まあ大きな企業に対する今後の経営活動の一つのルールというものをつくつて、これを国民の理解のもとに運営していくことが必要な時期になつているという判断でございます。現実に弊害が起つていてから、したがつて、そのため用いる規制手段としてこの条文を考えているわけではありませんで、主なねらいは、弊害の発生を予防するというところにあるわけでござります。

○青木一男君

政府にお尋ねします。

どこの国でも、国民に職を与えることは最大の課題であり、それは経済の成長が前提であります。諸外国の、ことに歐州諸国の独禁法の制度と運用は、その国の経済の発展を損ねずして弊害を除去することに眼目を置いておる。したがつて、企業分割など産業力を弱める措置は、英國のように、制度があつても実行はされておらないのであります。我が國もその宿命的産業構造から、大は悪なりとの考え方とはるべきではなく、常に経済の成長、対外競争力のことを第一義に考えなければならぬと思つたがつて、寡占企業に物価の引き上げが行われたとしても、一挙に企業分割という産業構造の規制に入らずに、弊害を除去するための規制措置

を講ずるというのがるべき手段ではないかと思う。それならば企業者も納得するでしょう。政府はどうしてそういう立法方式をとらなかつたか、伺いたい。

○政府委員(大橋宗夫君) これは寡占の弊害といいますのは、独占的状態の規定にありますように、価格に典型的にあらわれるという考え方をとつておるわけでございますが、この場合に、弊害を規制するという考え方になりますと、どうしても価格に対する公的なコントロールというものをやつていかなければいけないということになるわけでございます。したがいまして、弊害の規制ということは価格介入を広げていくということになるわけでございまして、やはり、自由経済を本旨といたしますが、これが國経済によりましては、価格介入という形の規制の方式はいかがなものだらうかが、寡占の場合に弊害が生ずるというような場合がありますれば、これはやはり弊害自体も問題でございますし、その弊害を起こしている企業の力というものに対しても、やはり目が向けられていかなければならぬということになるわけでございます。

今回の規制のねらいは、最終的な規制の法律的な形式といたしましては、営業の一部譲渡等を含みます構造的な規制を設けるものでございますけれども、その主なねらいは、弊害条件を定めますことによりまして、企業がみずから手で価格決定について弊害の起きないようにしていく、そういう点に力が置かれておるわけでございまして、同じねらいの弊害が起きないようにするというねらいでございますが、これを政府の手によってでなくて、企業みずからの方で、そういう形で直して、ねらいは、先生の御指摘のことと実際のねらいとしては同じような効果があるものというふうに考へるわけでございます。

○青木一男君 私の言ふのは、そういう弊害が起きた場合は、まず物価騰貴を是正させるというそ

の立法を考えて、そのできない場合に企業分割というようなことを考えたらどうか。物価の統制といふか、抑えるということはしばしば行われている、容易ではないがしばしば実例があるだから、その弊害をまず抑えることを立法手段で講じて、それを、言うことを聞かないとか、効果がない場合に企業分割をさせるというのが順序ではないか。先ほども公取委員長は、弊害の除去がまず第一だということを何度も言われておる。私は、立法の上でもなぜそういう順序をとらなかつたかということを伺つておるのである。それは何か理由がありますか。

○政府委員(大橋宗夫君) これは自由経済に対する考え方の問題になるわけでございますが、やはり自由経済にとって何が一番大事かということになりますと、価格が市場で決まるということが自由経済の本質でございます。こういう点につきましては、寡占企業の価格構造に対して政府が介入するというのは、やはり自由経済にとって一番避けなければならない政策手段ではないかというふうに考えるわけでございまして、独占禁止法のねらいというのも、自由競争を促進して、市場で価格が決まるようにしていくところにあるわけでございますから、そういう方向で政策といいますか、立案したわけでございます。

○青木一男君 私は、自由経済の原則から、物価に干渉しないということよりも、企業分割なんということをやる方が何倍これは自由主義経済に反しているか、これは問題にならぬほど違うですよ。それは、自由主義経済に反するから物価の統制ができるなんという考え方があるんなら、今度の企業分割なんということを考えることはないと思うんです。私はその点は非常にいまの説明は満足しません。いたずらに他の機会にこの点のことは伺いたいと思います。

○国務大臣(田中龍夫君) お答えを申し上げます。

たゞいま青木先生の御主張のよう、我が国は無資源工業大国でございまして、あるのは米だけではございます。あとは原料、燃料、材料、食糧に至るまですべて海外に依存いたしておりますのであります。貿易立国ということがこれが国はござります。なおまた、対外貿易におきましても、構造的に分析いたしますれば、約七〇%程度の物が中小企業その他がこの輸出の生産に当たつておる

治課題であります。今日、わが国の全就業者中第一次産業就業者は一三%にすぎず、他は第二次、第三次の産業の就業者である。すなわち、外国から原料を輸入し、技術を加えて製品として再輸出し、一部を国内で消費するとともに、輸出代金によつて原料、食糧、燃料の輸入を賄つておるが、これが國の産業構造の基本であり、結局わが国は工業立国、貿易立国にあらざれば、国民に職を与えて、生活を確保することはできない國柄である。この点は大臣もお認めであります。工業立国、貿易立国で成功するには、よい品物を安く売る国際競争に勝たねばならない。今日わが国が貿易競争で優位に立つておるのは、大資本の力によつて新しいすぐれた工場、機械を整備し、優秀な技術を取り入れ、経営を合理化し、よい品物を安く生産できたからである。外国に負けないよい品物を安く供給することは、国内の消費者の利益にも合致する。かような優秀品をつくる企業のシェアの高まるのは当然であるのに、シェアがある程度高まると悪の要素を持つとして規制を加えようとするのは、業者の企業意欲を挫折させ、国策の方向を誤まる危険があると思うが、産業貿易の責任者としての御見解を伺いたい。

○国務大臣(田中龍夫君) お答えを申し上げます。

たゞいま青木先生の御主張のよう、我が国は無資源工業大国でございまして、あるのは米だけではございます。あとは原料、燃料、材料、食糧に至るまですべて海外に依存いたしておりますのであります。貿易立国ということがこれが国はござります。なおまた、対外貿易におきましても、構造的に分析いたしますれば、約七〇%程度の物が中小企業その他がこの輸出の生産に当たつておる

國を挙げて国家のために、民族のために、海外貿易にいそしんでおるような次第でござります。

なおまた、大規模であるから悪であるというような考え方、われわれは全く持つておらないこ

とを改めて申し上げておきます。

○青木一男君 サラに通産大臣にお尋ねします。

今日は貿易と資本の自由化の時代である。シェア何%と言つても、国内業者だけに頭を置いて考えるのは誤りではないか。強大なる外国企業は常に競争者として虎視眈々たんとしている。国内企業の競争力が弱まれば外国企業の侵略を受けることは必至である。わが国は今日、黒字国として経済大国のように扱われておるけれども、国内に資源がなく、一たび生産条件、輸出条件が悪化し、対外競争力を失えば、直ちに崩壊する脆弱な基盤に立つ産業構造である。この基盤を守る産業政策の重要な性は、独禁政策に劣るものではありません。企業分割によって産業の基盤を弱め、対外競争力を失うような措置は絶対に防止せなければならぬと思いますが、大臣の御見解を伺いたい。

○国務大臣(田中龍夫君) 御指摘のとおりでございまして、今日わが國経済が、特にアメリカ、西独、日本三カ国が世界経済を背負つておる、景気を三国によつてリードしておるというほどにまで発展いたしておる次第でございまして、国際経済の重要な性は、いまさら申し上げるまでもございません。同時にまた、その競争力に対しまして、私どもはあくまでも企業の体質を強化して、そうしてこれが健全化に努めますと同時に、さらに一層その企業に活力を与えるということが、これが国策である次第でございます。

○青木一男君 総務長官にお尋ねいたします。

シェアの高いために規制の対象となつておる企業の経営者は、今回の立法をもつて死刑の宣告にも等しい扱い方であると慨しておられます。彼らとしては、厳しい国際競争下において思い切った設備投資を行い、新技術を開発し、外国品に劣らないよい品物を安く供給することに成功をしたのである。自由競争の目的は、よい品物を安く供給することにあり、これは一般消費者の利益にも合致しておるから、彼らとしては独禁法上の優等生をもつて任じてきたのである。また、輸出増進、輸入防遏にも貢献し、実業功労者として国家から

表彰を受けておる。今回の立法によつて、國家の労働者が一転して悪の容疑者扱いを受けるのは心外であると称しております。私は彼らの心境は理解できると思う。これでは企業者は、自由かつ公正な競争という指針を失い、企業努力を萎縮させるおそれがある。またシェアを低下させるため供給を減じ、競争制限的行為に追いやることは独禁政策上の矛盾であると思うが、政府の見解を伺いたい。

○国務大臣(藤田正明君) 競争力をますます強めていただこうというのが、この独禁法の改正の趣旨でございまして、国際的な競争力を失うということをおっしゃいましたけれども、もしも万一経理が不健全になり、国際的な競争力を失うおそれがあるような場合は、これはもちろん一部営業譲渡というふうなことはできないことといたしておりましたし、いまおっしゃいましたよな、從来まで日本が世界の工業国、経済国と言われるようになつてきることは、もちろん一億国民のたまものではございますが、その先頭に立つた大企業の方々の功績に負うことは大きなものがあるというふうにわれわれも感じております。ですから、労働者であることはもう間違いないことでございまして、今後とも大いに第一線で、企業の拡大、そして世界の競争場裏で御活躍を願いたいわけでございます。

○政府委員(香川保一君) 最初の御質問によつてよくわからなかつたのですが、たとえ売買予約をいたしまして、その予約する以上は、一定の時期なりあるいは要件が整つた場合に本契約をするということをおっしゃいましたけれども、もしも万一路に相手が本契約の締結に応じないというときには、裁判所に出訴いたしまして、判決で

もって本契約の意思表示を命ずるということは当然できよつかと思つてあります。

○政府委員(香川保一君) 後者の場合には、行政命令でもつて私人間の契約締結等の法律関係を強制することはどうかといふことでござりますが、これは合理的な理由のある限り、さようなことはいけないとは言えないわけ

でございまして、およそできないことだというふうには解せられないように考えます。

○青木一男君 裁判所は本契約締結の命令を出しますか。私は聞いたことがないのだが、その点を確かめておきたい、はつきり。

○政府委員(香川保一君) 先ほど申しましたようなケースの場合には、本契約、つまり訴訟で被告に対して判決でもつて意思表示を命ずる裁判をするわけであります。その判決が確定いたします

と、意思表示があつたということになるわけでござりますから、そこに本契約が締結されたという法律関係が生まれるわけでございます。

○青木一男君 それを強制することができますか。

○政府委員(香川保一君) 強制というよりは、かくおわかりでしよう。

次に、法務省の民事局長にお尋ねします。

甲が乙に対し、A土地を幾らで売るという売買の予約をした。予約の期日が来ても甲が約束を実行しないので訴訟となつた場合、裁判所は、予約

どおりの本契約を結べという判決を下すのではなく、損害があつた場合、その賠償を命ずるにすぎないと思うが、裁判のやり方はそのとおりであるかどうか伺いたい。

またその理由は、国家機関が自由意思を要件とする契約の締結を命ずるのが法律観念として矛盾しないと思うが、裁判のやり方はそのとおりであるか、実行できないからであると思うが、御見解を伺いたい。

○政府委員(香川保一君) 最初の御質問によつてよくわからなかつたのですが、たとえ売買予約をいたしまして、その予約する以上は、一定の時期なりあるいは要件が整つた場合に本契約をするということをおっしゃいましたけれども、もしも万一路に相手が本契約の締結に応じないというときには、裁判所に出訴いたしまして、判決で

もって本契約の意思表示を命ずるということは当然できよつかと思つてあります。

○政府委員(香川保一君) 後者の場合には、行政命令でもつて私人間の契約

締結等の法律関係を強制することはどうかといふことでござりますが、これは合理的な理由のある限り、さようなことはいけないとは言えないわけ

でございまして、およそできないことだというふうには解せられないように考えます。

○青木一男君 裁判所は本契約締結の命令を出しますか。私は聞いたことがないのだが、その点を確かめておきたい、はつきり。

○政府委員(香川保一君) 先ほど申しましたよ

うなケースの場合には、本契約、つまり訴訟で被告に対して判決でもつて意思表示を命ずる裁判をするわけであります。その判決が確定いたします

と、意思表示があつたということになるわけでござりますから、そこに本契約が締結されたという

法律関係が生まれるわけでございます。

○青木一男君 それを強制することができますか。

○政府委員(香川保一君) 強制というよりは、かくおわかりでしよう。

事訴訟法の七百三十六条でございますが、判決が確定したときに意思表示があつたものとみなすと、被告に対してもこれの意思表示をなすべしといふ判決がされ、それが確定いたしますと、あたかも任意にさよな意思表示をしたのと同じ法律効果が生ずると、こういうことに相なるわけでござります。

○青木一男君 内閣法制局長官にお尋ねします。食糧管理法第三条によつて、生産した米穀を政府に売り渡すことを命じた規定があります。同法第三条第二項は、「前項ノ場合ニ於ケル政府ノ買入ノ価格ハ政令ノ定ムル所ニ依リ生産費及物価ノ他ノ経済事情ヲ勘酌シ米穀ノ再生産ヲ確保スルコトヲ旨トシテ之ヲ定ム」と規定し、生産者に損失を与えない趣旨を明らかにしております。シェアが高いために営業の一部譲渡を命ぜられるような企業主は、技術の改良進歩と経営の合理化という企業努力によつて、よい品物を安く生産し、国内消費者に利益を与えるとともに、輸出増進、輸入統制等の法律関係を強制することはどうかといふことでござりますが、これは合理的な理由のある限り、さようなことはいけないとは言えないわけ

でございまして、およそできないことだというふうには解せられないようになります。

○青木一男君 裁判所は本契約締結の命令を出しますか。私は聞いたことがないのだが、その点を確かめておきたい、はつきり。

○政府委員(香川保一君) 先ほど申しましたよ

うなケースの場合には、本契約、つまり訴訟で被告に対して判決でもつて意思表示を命ずる裁判をするわけであります。その判決が確定いたします

と、意思表示があつたということになるわけでござりますから、そこに本契約が締結されたという

法律関係が生まれるわけでございます。

○青木一男君 それを強制することができますか。

○政府委員(香川保一君) 強制というよりは、かくおわかりでしよう。

事訴訟法の七百三十六条でございますが、判決が確定したときに意思表示があつたものとみなすと、被告に対してもこれの意思表示をなすべしといふ判決がされ、それが確定いたしますと、あたかも任意にさよな意思表示をしたのと同じ法律効果が生ずると、こういうことに相なるわけでござります。

ますけれども、本來的にはいま申しましたような統制法規でございます。

それからただいま議題になつております独禁法の改正は、これはいまの自由競争を確保するというための手段として、営業の一部譲渡命令とい

うことがあり得るということでございまして、ちょっと性質が違つものでございますので、比較のしようがないという感じがいたします。

○青木一男君 いや、私がお尋ねしたのは、米を売れとか、あるいは工場を売れという命令は同じですが、いざれも損害を与える趣旨はないのじやないかというのが私の質問の趣旨なんです、どちらも。その点はどうですか。

○政府委員(真田秀夫君) それはおっしゃるとおり、処罰するとか、生産者に対して何か制裁を加えるとか、そういう趣旨が入っているものでは毛頭ございません。

○青木一男君 引き続いて法制局長官に伺いま

す。
憲法は財産権を侵害してはならないと規定しております。私有財産も公共のために用いることを認めておるけれども、正当なる補償を条件にしておる。

この憲法の精神から見れば、個人たる相手方に営業の一部譲渡をする場合、正当な代價を得せしめる趣旨であることは間違ひがない。営業の一部譲渡命令は、企業を処罰し、損害を与える趣旨を含んでいないし、憲法の精神から言つても、譲渡に對し正当な代價を得させる趣旨であることは明白であるにかかわらず、食糧管理法のように譲渡について明白な規定のないのは何ゆえか、伺いたい。私は、営業の一部譲渡命令は自由意思による契約の締結を命じたものであるから、相手方との交渉において正当な代價を求めることができるから規定がないものと解するが、政府の見解を伺いたい。それは政府どちらでも結構です。

○政府委員(大橋宗夫君) 先生御指摘のとおりでございます。

○青木一男君 公正取引委員会の委員長に伺いま

して財閥を解体したのが唯一のものであります。

財閥解体のときは絶対権者である占領軍の方針が示され、かつ、法律上特殊会社經理委員会に対し異例の強大権限が与えられたから企業分割ができる

たのである。公正取引委員会の委員長は、一片の譲渡命令によつて目的を達する自信があるかどうか、先ほど来いろいろのむずかしい点があることはお述べになりましたが、私はこの実現の可能性について、委員長の御確信のほどを伺つておきた

い。

○政府委員(澤田悌君) 御指摘のように、営業の一部譲渡命令を、審決によつて解散命令をいたしました場合に、この審決に従いまするいろんな手続がなかなか大変でございます。御指摘のとおりでござります。譲渡先の選定でございますとか、その

譲渡条件の折衝、債権の債務関係の整理、さらには重要な一部の譲渡の場合には、最も問題となります株主総会の手続等、この命令を実行するための所要の措置は数多いでございます。したがいまして、命令の実行が速やかに行われるとは限らないと存じております。したがいまして、極力當法の趣旨を伺いたいと思います。

○政府委員(大橋宗夫君) 二つの御質問だった

一つは、「経理が不健全になり」ということの意味でございますが、これはこの規定の趣旨、このただし書きが置いてござります趣旨は、「こういう措置によりまして残りました企業、あるいは新しい企業がこの措置によつてできたとしますと、

企業の譲渡命令等にいかないで、弊害を排除し、あるいは競争条件を回復するという前段の措置がとられて、問題が解決することが望ましいと先ほど申し上げた次第でございますが、ほかに最後の手段として営業譲渡を命ずる場合におきまして、でも、無理のない方法を極力工夫いたしまして、できれば、合意の上のでの同意審決によつて事が運べるというよう工夫をするのが、最も妥当な道ではないかと考える次第でございます。

営業の一部譲渡の範囲は法律上は不明である。しかし、第八条の四是、その供給する商品の「供給に要する費用の著しい上昇をもたらす程度に事業の規模が縮小し、經理が不健全」となる場合は適用しない旨を規定しておる。經理が不健全とは赤字ということを意味するかどうか、伺いたい。

優良会社が一挙に黒字すればすれば事業を縮小させることができるという行為であるかどうか、伺いたい。

程度は別として、営業の一部譲渡命令は、先ほどは損害を与えるかどうかわからぬ、株が上がるか下がるかわからぬという御説明がありました

が、それは常識ではなく、営業の一部譲渡があつた場合には営業を縮小させ、収益力を弱め、信用を害し、株価を低落させ、企業に損害を与えることは至りであります。そうなると、憲法に規定した財産權不可侵の原則に違反するおそれも出てく

ると思うが、政府の見解を伺いたい。それともこの損害は公用徵收の補償と同じように譲渡の相手方に払わせればよいという意味か、あるいはそんな大損害が予想されるならば、取締役は譲渡命令を断わればよいという意味か、この点について立

法の趣旨を伺いたいと思います。

○政府委員(大橋宗夫君) 二つの御質問だった

一つは、「経理が不健全になり」ということの意味でございますが、これはこの規定の趣旨、このただし書きが置いてござります趣旨は、「こういう措置によりまして残りました企業、あるいは新しい企業がこの措置によつてできたとしますと、

企業の譲渡命令等にいかないで、弊害を排除し、あるいは競争条件を回復するという前段の措置がとられて、問題が解決することが望ましいと先ほど申し上げた次第でございますが、ほかに最後の手段として営業譲渡を命ずる場合におきまして、でも、無理のない方法を極力工夫いたしまして、できれば、合意の上のでの同意審決によつて事が運べるというよう工夫をするのが、最も妥当な道ではないかと考える次第でございます。

○政府委員(大橋宗夫君)

思います。さらにこれは、いまのは損益の問題ばかり問題でございますが、資産、負債の面につきましても經理が不健全になるというような形は十分あり得るわけでございまして、先ほど斎藤先生御指摘の、自己資本が非常に低いよな企業しかできないというような場合も經理が不健全になるということの一例にならうかと存じます。

それから第二に、株価が下落した場合の責任の問題でございますが、ただいま申し上げましたように、この規定の趣旨といふものは、営業の一部譲渡をした企業につきましても、その正常な競争で、独占的状態の定義の中に、標準的利益率に比べて著しく高い利益を上げている、その高い部分につきまして、これがその株価の下落の原因になると、いうものの能力が残るという形でございます。

その後の正常な事業の運営ということを予想したところには考えていないわけでございますから、このこと自体は、この八条の四の規定が予想しているような株価に落ちつくということになるわけでございまして、そこに新しい責任が起るというふうには考えていないわけでございます。

○青木一男君 経理不健全という言葉は、普通經濟学上赤字のこととを言うのですよ、経理不健全といふことは。もし企業分割したら、もうある程度は、もし経理が少しでも悪くなれば不健全といふことは。もし企業分割したら、もうある程度

ことなら、もう企業分割したらみんな不健全なんですね。経理不健全ということは普通の學問上から言えば、赤字のことを言っています。私はまあその点は重ねて言いませんが、どうもこの立法趣旨はそこまでいつちやいかぬが、それに近いところまではいいと、こういうふうにとらざるを得ません。

まあこれは解釈の違いでありますから、これ以上は論議をしません。

次に、法務省の民事局長にお尋ねします。

公正取引委員会の営業一部譲渡命令は、商法上の株式会社の株主の譲渡権を拘束するものでないことを必ずしも意味しているわけではございません。やはり正常な利潤を上げ得る状態、それを割りました場合には不健全ということにならうかと

たい。占領軍が日本の管理について発表した文書の中に、「降伏後ににおける米国の初期の対日政策」がある。その中に「日本国に関する米国の究極的目的にして初期における政策の基調は日本国が再び米国の脅威となり、又は世界の平和と安全の脅威となることを確実にすることである」と記してあります。すなわち、米国や世界の脅威となるような強国日本の再現を阻止し、軍事的に政治的に、経済的に、思想的に日本を弱体化し、これを制度化することが占領軍初期の対日政策のねらいであったことは明らかである。

独禁法は、公正取引委員会という行政委員会を設けて政府の行政権の分散、弱体化を図るとともに、産業の強大化を制度的に抑制するという経済弱体化の一手段であつたと考えるが、政府の見ることころを伺いたい。

○青木一男君 第二次大戦後、東西両陣営は対立の様相が濃くなり、ことに昭和二十四年、シナ大陸が中共の支配に帰し、二十五年朝鮮戦争が起こるに至って、アメリカは日本をアジアの安定勢力として期待し、弱化政策から強化政策に一変したのである。昭和二十六年五月、占領軍司令官は日本政府に対し、総司令部からの司令実施のため公布された諸法令に再検討を加え、必要と思われる修正を加える権限を与えると発表した。

これに応じて第二次吉田内閣は、占領中に制定した諸法令を再検討するため、政令諮詢委員会を設けた。諮詢委員会は二十六年八月、答申を政府に提出したが、その中で、行政委員会制度は、行政機構民主化の一環として重要な意味を持つたことは否定し得ないが、もともとアメリカにおける異なり、わが国の社会経済の実際が必ずしもこれがを要求するものでなく、組織としていたらずに膨大化し、能動的に行政目的を追求する事務については責任の明確化を欠き、能率的な事務処理の

目的を達成したいから、原則としてこれを廃止すること。ただし、公正中立な立場において、慎重な判断を必要とする受動的事務を主とするものについてはこれを整理、簡素化して存続するものとすると答申した。政府は政令諮詢委員会の答申に基づき、行政機構改革案を立案し国会に提出した。その基準として、各種行政委員会は、審判的機能を主とするものを除きこれを廃止し、その事務を関係各省に分属せしめると決定した。

国会で審議の結果、二十三行政委員会のうち過半が廃止された。公正取引委員会が廃止を免れたのは、受動的事務または審判的機能を主とするものに該当すると認められたためである。しかし現在の政局のたゞまえといたしますては、これを合意と、う考えのもとに今回もこの法律の改正強化をいたしておりますわけでございまして、論が二つに分かれています。

○青木一男君 いまの件は、機会を改めて總理に御意見を伺うことにして、私の質問をこれで終わらせておきます。私はこれにて散会いたします。

午後六時五十一分散会

政令諮詢委員会は、三ヶ月の間に多数の法令を調査したのであるが、研究不十分の点があつたのはやむを得ないと思う。戦後、憲法学者の泰斗と仰がれた宮澤俊義博士すら、その著書で独立権限を持つ行政委員会は憲法違反であるとの説を唱えつつも、公正取引委員会は準司法機関であるからその独立制は違憲でないと述べられておる。宮澤博士さえも法の本質を見誤られておったのであります。政令諮詢委員会の試験をパスしたことから、公正取引委員会の立場を強くし、国民の間に違憲の感覚を麻痺させたことは疑いないと思います

が、試験官の採点にエラーがあつたのであるから、

政府はおくれたりといえども、この違憲か合憲か

の根本について徹底した検討を加える必要がある

とお考えになるか。その点について、政府の見解を伺いたい。これは總務長官にひとつ……。

○國務大臣(藤田正明君) 先生の違憲論につきましてはしばしばお伺いをいたしておりますところでございます。確かに、先生を初めとしまして、こ

の行政機構の中にこういう機関があるということ

に對して、違憲論を唱える方もたくさんおられることも承知いたしておりますが、しかし現在の政府の見解といたしましては合憲であると、こういふことは承知いたしておりますけれども、政府のたゞまえといたしましては、これを合憲と、う考えのもとに今回もこの法律の改正強化をいたしておりますわけでございまして、論が二つに分かれています。

○青木一男君 いまの件は、機会を改めて總理に御意見を伺うことにして、私の質問をこれで終わらせておきます。私はこれにて散会いたします。

昭和五十二年六月十日印刷

昭和五十二年六月十一日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局